

東北町地域防災計画
〔様式・資料編〕

令和6年3月

東北町防災会議

編 式 様

目 次

〔様式編〕

様式 1	被害者実態調査（個票）	1
様式 2	被害者名簿	2
様式 3	災害即報・災害確定報告	3
様式 4	災害状況調	4
様式 5	救助の実施状況	5
様式 6	医療施設被害	6
様式 7	環境衛生施設被害	7
様式 8	水道施設被害	8
様式 9	水稲被害（水害）	9
様式 10	水稲被害（干害、霜害等）	10
様式 11	りんご・一般果樹被害	11
様式 12	畑作・野菜・桑樹被害	12
様式 13	果樹類樹体被害	13
様式 14	畜産関係被害（家畜・畜産物等）	14
様式 15	畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	15
様式 16	農業関係共同利用施設被害（農業協同組合所有のもの）	16
様式 17	農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）	17
様式 18	農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害	18
様式 19	農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	19
様式 20	農地・農業用施設関係被害	20
様式 21	林業関係被害（林産関係）	21
様式 22	林業関係被害（治山関係）	22
様式 23	水産業関係被害	23
様式 24	漁港施設等被害	24
様式 25	商工業・観光施設被害	25
様式 26	土木施設被害（国・県・町）	26
様式 27	建築物災害報告書	27
様式 28	文教関係被害	28
様式 29	福祉施設被害	29
様式 30	その他の公共施設被害	30
様式 31	災害発生報告	31
様式 32	災害決定報告について	34

様式 33	災害救助費市町村交付金申請書	37
様式 34	事務費内訳書	40
様式 35	救出実施記録日計表	44
様式 36	救出の種目別物資受払状況	45
様式 37	避難所設置及び収容状況	46
様式 38	避難指示発令報告書	47
様式 39	避難指示解除報告書	48
様式 40	避難所開設報告書	49
様式 41	避難所閉鎖報告書	50
様式 42	避難所日誌	51
様式 43	避難所収容者名簿	52
様式 44	避難所従事者勤務状況	53
様式 45	被災者救出状況記録簿	54
様式 46	炊き出し給与状況（総括）	55
様式 47	炊き出し給与簿	56
様式 48	給食者名簿	57
様式 49	飲料水の供給簿	58
様式 50	世帯構成員別被害状況	59
様式 51	物資の給与状況	60
様式 52	災害救助法による応急仮設住宅設置供与（住宅の応急修理）申請書	61
様式 53	着工届	65
様式 54	竣工届	66
様式 55	引渡書	67
様式 56	請求書	68
様式 57	精算書	69
様式 58	応急仮設住宅台帳	72
様式 59	住宅応急修理記録簿	73
様式 60	救護班活動状況	74
様式 61	病院、診療所医療実施状況	75
様式 62	傷病者名簿	76
様式 63	助産台帳	77
様式 64	障害物除去の状況	78
様式 65	障害物除去関係物資受払状況	79
様式 66	奉仕団の協力要請書	80
様式 67	奉仕団の活動状況記録簿	81

様式 68	人夫あっせん要請書	82
様式 69	人夫雇用台帳	83
様式 70	遺体の捜索状況記録簿	84
様式 71	遺体捜索の協力要請書	85
様式 72	遺体処理台帳	86
様式 73	埋葬台帳	87
様式 74	学用品給与調	88
様式 75	学用品購入計画書	89
様式 76	学用品給与状況	90
様式 77	学用品給与対象者調	91
様式 78	輸送記録簿	92
様式 79	自衛隊災害派遣要請書	93
様式 80	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	94
様式 81	青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書	95
様式 82	東北町災害時要配慮者・避難行動要支援者登録申請書	97
様式 83	東北町災害時要配慮者名簿	98
様式 84	東北町避難行動要支援者名簿	99
様式 85	個人情報の取り扱いに関する同意について	100

様式 1

被 害 者 実 態 調 査 (個 票)		調 査 年 月 日		年	月	日
地区名						
世帯番号						
世帯主氏名	住 所		年 齢	職 業	事業を営んでいるとき	
電話 ()	番 地 号		歳		従 業 員 数	
	家 族 氏 名		続 柄	年 齢	職 業 又 は 学 校 名	
人 的 被 害	死者	被害状況	行方不明	重傷	軽傷	
	人	人	人	人	人	
住 家 被 害	種類	住 家	非住家			
		1 全壊(焼)	1 全壊(焼)			
		2 半壊(焼)	2 半壊(焼)			
		3 流失	3 流失			
		4 一部破損	4 一部破損			
		5 床上浸水 1~49cm 50~99cm 100cm以上	5 床上浸水			
	6 床下浸水	6 床下浸水				
棟数	棟	棟				
所有	自家・借家・間借		計	小学生	中学生	老人
	人	人	人	人	人	人
世帯内訳			非課税状況			備考
被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他世帯	
均等割 所得割						

※印は記入する必要はありません。

被 害 者 名 簿

年 月 日 時 分 担当者

番号	地区名	世帯番号	世帯主氏名	住 所	住 家				非 住 家			その他
					損	傷	浸	水	損傷	浸	水	
					全部 一部	所有	床上	床下	所有	全部 一部	床上	床下

(注) 全 部→全焼、全壊、流出
所 有→自家、借家、間借
一 部→半焼、半壊、一部破損
その他→人的被害、家畜の被害、その他

災害即報・災害確定報告

市 町 村 名		東 北 町		区 分		被 害		
災害名 報告番号		災害名 第 報 (年 月 日現在)		り 災 世 帯 数		世帯		
				り 災 者 数		人		
報告者氏名				火 災 発 生	建 物 件			
区 分		被 害			危 険 物 件			
人的被害	死 者	人		そ の 他 件				
		う 災 害 関 連 死 者		人		公 共 文 教 施 設 千円		
	行 方 不 明 者		人		農 林 水 産 業 施 設 千円			
	負 傷 者	重 傷 人		公 共 土 木 施 設 千円				
		軽 傷 人		そ の 他 の 公 共 施 設 千円				
住 家 被 害	全 壊		棟		小 計 千円			
			世帯					
	半 壊		人		そ の 他	農 産 被 害 千円		
			棟			林 産 被 害 千円		
	世帯		畜 産 被 害 千円					
	人		水 産 被 害 千円					
	一 部 破 損		棟			商 工 被 害 千円		
			世帯			千円		
	床 上 浸 水		人		そ の 他 千円			
			棟		被 害 総 額 千円			
	世帯							
			人					
床 下 浸 水		棟						
		世帯						
人								
		棟						
公 共 建 物		棟						
そ の 他		棟						
そ の 他	田	流 出 ・ 埋 没 ha		災 害 対 策 本 部	名 称			
		冠 水 ha						
	畑	流 出 ・ 埋 没 ha			設 置		月 日 時	
		冠 水 ha			解 散		月 日 時	
	学 校		箇所		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	
	病 院		箇所		消 防 団 員 出 動 延 日 数		人	
	道 路		箇所		備 考			
	橋 り よ う		箇所				1 災害発生場所	
	河 川		箇所				2 災害発生年月日	
	港 湾		箇所				3 災害の種類状況	
	砂 防		箇所				4 消防機関の活動状況	
	清 掃 施 設		箇所				5 その他（避難の指示の状況）	
	鉄 道 不 通		箇所					
被 害 船 舶		隻						
水 道		戸						
電 気		回線						
ガ ス		戸						
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所						

災 害 状 況 調 査

市町村名		東 北 町		発 (受) 信		月 日 時 分														
災害発生		年 月 日	年 月 日	発 (受) 信者氏名																
災害対策本部設置		年 月 日	年 月 日	現在		第 報・確 定														
人 的 被 害 (人)			住 家 数 (棟)			世 帯 数 及 び 人 員 (世帯、人員)			非 住 家 の 被 害 員 (棟)											
死 者	行 方 不 明	負 傷 者		全 壊 (壊) 流 出	半 壊 (壊)	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	全 壊 (壊) 流 出	半 壊 (壊)	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	
		重 傷	軽 傷																	世 帯
		計	小 計																	

救 助 の 実 施 状 況

市町村名		東 北 町	
発 (受) 信		月 日 時 分	
発 (受) 信者氏名			
月	日	時	分
第 報・ 確定			
現在			
避難所	箇所数 (箇所)		
	收容実人員 (人)		
応急仮 設住宅	設置戸数 (戸)		
	完成戸数 (戸)		
炊き出し	給食実人員 (人)		
	対象人員 (人)		
飲料水	給水車台数 (台)		
	世帯数 (世帯)		
	被服 (点)		
	寝具 (点)		
被服、寝具等	その他 (点)		
	医療班 (班)		
	医療機関 (機関)		
	分娩者数 (人)		
医療及び助産	救出人員 (人)		
	行方不明 (人)		
応急処理	小学生 (人)		
	中学生 (人)		
埋葬	埋葬数 (体)		
	死体の捜索処理	処理数 (体)	
害の去 障物除	対応世帯数 (世帯)		

医 療 施 設 被 害

市町村名	東 北 町	第 報・確 定	月 日 時現在 (金額単位 千円)					
被 害 施 設 名	被 害 の 程 度							被害金額
	全 壊	半 壊	全 焼	半 焼	流 出	浸 水	そ の 他	
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
計								

環 境 衛 生 施 設 被 害

市町村名	東 北 町	第 報・確 定	年 月 日	時現在 (金額単位 千円)
施 設 名	区 分	被 害 内 容		被 害 額
計				

(注) 被害内容には井戸、廃棄物処理施設ごとにその被害程度を記入すること。

水道施設被害

市町村名	東北町	第 報・確 定	年 月 日	時現在(金額単位 千円)
施設名	区 分	被 害 内 容		被 害 額
計				

(注) 被害内容には、被害程度を記入すること。

水 稲 被 害 (水 害)

地区名	市町村名	東北町		第報・確定		年 月 日		時現在		被害農家戸数 (戸)	うち被害率 30%以上の 被害農家 (戸)						
		被害面積 (ha)	被害 減収量 (t)	単価 (円)	被害額 (千円)	埋没・決壊		土砂流入				被害 面積 (ha)	冠 水				
						被害 面積 (ha)	被害 量 (t)	被害 面積 (ha)	被害 量 (t)				冠 水 期 間 (ha)				被害 量 (t)
作 面 積 (ha)	計	うち 被害率 30% 以上 (ha)				1日 未満	1～ 2日	3～ 4日	5～ 6日	7日 以上	冠 水 中						
◎	△	◎				()	◎	()	△	()	△	()	()	△	◎	△	

- (注) 1 第1報 (災害発生後直ちに報告) は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は全ての欄に記入し報告すること。
- 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあとも差し引かず「浸水被害面積」として報告すること。
- 3 被害面積等の上段 () には、被害率を記入すること。
- 4 被害様相は次の区分によること。
- (1) 埋没・決壊・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
 - (2) 土砂流入・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの
 - (3) 冠水・・・稲が全部水中に没したもの
 - (4) 浸水・・・水が畦畔の高さを超えて、かつ冠水には至らないもの

りんご一般果樹被害

市町村名		東北町		第報・確定		年		月		日		時現在		備考
地区名	品目名	作型	被害程度別面積 (ha)		被害減収量 (t)		単価 (円)	被害額 (千円)						
			計	30%未滿	30~49%	50~69%	70%以上	計	30%未滿	30~49%	50~69%	70%以上		
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計														

(注) 備考欄には、別に定めるもの以外のものについては、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入すること。
 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は把握でき次第△印を含めて報告すること。
 また、確定報告は全ての欄に記入し報告すること。

畑作・野菜・桑樹被害

市町村名		東北町		第報・確定		年		月		日		時現在		備考
地区名	品目名	作型	被害程度別面積 (ha)		被害減収量 (t)				単価 (円)	被害額 (千円)				
			計	30%未満	30~49%	50~69%	70%以上							
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
合計														

(注) 桑の被害額は、繭に換算して算出する。被害額は被害面積×被害率×10 a 当たり収繭量による。
備考欄には、別に定めるもの以外のものについては、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入すること。
第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告すること。

農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）

種類名	被害施設名	東北町		第報・確定		年	月	日	時現在	（金額単位 千円）		備考
		全	壊	大	破					中	破	
		件数等	被害額	件数等	被害額					件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
	()											
合	計											

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入すること。
 2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入すること。
 3 件数等には件数・棟数・台数・㎡数等を記入すること。
 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等」を参照すること。
 5 「件数等」には被害面積も記入すること。
 6 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
 また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

農業協同組合及び農協協同組合連合会の在庫品被害

市町村名		東北町		第 報・確 定		年 月 日		時現在	
区分	種 類	数 量	単 位	単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考			
生 産 資 材	()								
	()								
	()								
	計	◎			△				
そ の 他	()								
	()								
	()								
	計	◎			△				
合 計									

(注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び農協協同組合連合会の所有または管理するものをいう。

2 「種類」の欄()内には農協等名を記入すること。

3 備考欄には、被害の実態等を記入すること。

4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

農 地 ・ 農 業 用 施 設 関 係 被 害

市町村名		東 北 町		第 報 ・ 確 定		年 月 日 時現在 (金額単位 千円)												
区 分	地 区 名	農 地		農 業 用 施 設												合 計		
		被 害 所 箇 (面積)	被 害 額 金	頭 首 工	水 路	た め 池	揚 水 機	橋 梁		道 路		堤 防		小 計		被 害 額 金	被 害 額 金	
		被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金	被 害 額	被 害 額 金
	計																	

水産業関係被害

市町村名	東北町	第 報・確定	年 月 日 時現在 (金額単位 千円)		
地区名				計	
水産業関係施設被害	共同利用施設	施設名			
		数 量			
		金 額			
	非共同利用施設	施設名			
		数 量			
		金 額			
	地方公共団体施設	施設名			
		数 量			
		金 額			
	漁船	規 模	無動力	動 力	
				5 トン未満	5 トン以上
		減失	隻 数		
			金 額		
		大破	隻 数		
			金 額		
		中破	隻 数		
			金 額		
		小破	隻 数		
			金 額		
	計	隻 数			
金 額					
漁具・材	種 類				
	数 量				
	金 額				
養殖施設	種 類				
	数 量				
	金 額				
漁場	堆積物の種類				
	数 量				
	金 額				
(A) 施設等被害計					
(B) 水産物被害	種 類				
	数 量				
	金 額				
(C) 組合在庫品被害	種 類				
	数 量				
	金 額				
(C)=(B)+(C) 水産物等被害合計					
(A)+(D) 水産業関係被害計					

漁 港 施 設 等 被 害

市町村名	東 北 町	第 報・確 定	年 月 日 時現在（金額単位 千円）			
区分 地区名	漁 港 名	漁 港 施 設		海 岸		被 害 金 額 合 計
		被災施設	被害金額	被災施設	被害金額	
計						

(注) 被災施設欄には、被災施設ごとに名称、被害内容、延長等を記入すること。

商工業・観光施設被害

市町村名	東北町	第報・確定	年 月 日	時現在（金額単位 千円）
区 分	被 害 内 容		被 害 金 額	
合 計				

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

土木施設被害（国・県・町）

市町村名	東北町	第報・確定	年	月	日	時現在（金額単位 千円）
区分	被害箇所数	被害金額	主たる被害箇所及び内容			
河川						
砂防						
道路						
橋梁						
下水道						
急傾斜地 崩壊防止 施設						
合計						

（注）主たる被害箇所及び内容欄には被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

建築物災害報告書

(年 月分)

青森県知事 殿 年 月 日 東北町長 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1 災害市町村名		東 北 町						
2 災 害 種 別		火災、風水害、地震、その他			3 火災件数			
4 被害区分		全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流出 計				
7 建築物の用途	6 構造	5 建築物の数 住宅の戸数 床面積の合計		建築物の数	床面積の合計 (㎡)	建築物の数	床面積の合計 (㎡)	8 建築物の 損害見積額 (万円)
		住宅の戸数		住宅の戸数		住宅の戸数		
住 居	木 造	棟		棟		棟		
		戸		戸		戸		
そ の 他	そ の 他	棟		棟		棟		
		戸		戸		戸		
鉱 工 業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
商 業 サ ー ビ ス 業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
文 教 公 務		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
そ の 他		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印にて囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

福 祉 施 設 被 害

町村名	東 北 町	第 報・確 定	年 月 日 時現在 (金額単位 千円)			
福祉施設 種 別	被災施設名	設置主体	建物延 面 積 m ²	被災延 面 積 m ²	被災の程度の内容	被災金額
計						

その他の公共施設被害

町村名	東北町	第 報 ・ 確 定	年 月 日	時現在 (金額単位 千円)
施設名	区 分	被 害 内 容		被 害 金 額
計				

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

東北町長 印

災 害 発 生 報 告

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 災害発生の場所
- 2 災害発生の日時
- 3 原 因
- 4 被害状況調（別紙1によるほか、被害地域及び付近の平面図並びに被害別による損害見積額「住家、家財、被服、寝具、その他生活必需品に区分」を添付すること。
- 5 応急対策及びとった処置
- 6 復 旧 対 策
- 7 世帯別被害等調査表（別紙2）

被 害 状 況 調

(年 月 日 時現在)

市町村名 東 北 町

人的被害	死 者			
	行 方 不 明			
	負 傷	重 傷		
		軽 傷		
		小 計		
計				
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 、 全 焼 及 び 流 失		
		半 壊 及 び 半 焼		
		一 部 破 損		
		床 上 浸 水		
		床 下 浸 水		
	世 帯 数 及 び 人 員	全 壊 、 全 焼 及 び 流 失	世 帯	
			人 員	
		半 壊 及 び 半 焼	世 帯	
			人 員	
		一 部 破 損	世 帯	
人 員				
床 上 浸 水	世 帯			
	人 員			
床 下 浸 水	世 帯			
	人 員			
非 住 家 の 被 害				
国 有 林 材 減 額 譲 渡 措 置	木 材 所 要 数 量		平方メートル	
	申 請 数 量		平方メートル	
	譲 渡 数 量		平方メートル	

(注) 1 棟 (むね) とは、一つの建築物をいうものである。

なお、主屋に主屋よりも延面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属物とみなすものである。

2 国有林材減額譲渡措置欄は、災害に係る応急仮設住宅設置にあたり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

世帯別被害等調査票

市町村名 東北町

調査責任者氏名

(年 月 日現在)

被災世帯主 氏名	被害状況				世帯構成										調査				備考									
	人的被害 (人)		住家の被害 (戸)		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	小学生数	児童生徒数	応急仮設住宅	住宅応急修理		課税状況		他施策活用状況		親戚等の援助				
	死亡	行方不明	軽傷	重傷	全壊(焼)流失	半壊(焼)	床上浸水	床下浸水											非課税	均等割	所得割	世帯更生資金	住宅金融公庫	自作農維持資金等	その他			
計																												

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

東北町長 印

災害決定報告について

年 月 日 時 分ころ発生した災害状況について、その被害状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害発生の日時及び場所

- (1) 年 月 日 時 分
- (2) 場 所

2 災害の原因及び被害の状況

3 被害状況調

(1) 人的被害及び住家の被害

人的被害					住 家 の 被 害														非住家の被害(棟)					
死 者	行 方 不 明	負 傷			計	棟 数					世 帯 数 及 び 人 員													
		重 傷	軽 傷	小 計		全 壊 (焼) 流 失	半 壊 (焼)	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	全 壊 (焼) 流 失		半 壊 (焼)		一 部 破 損		床 上 浸 水			床 下 浸 水				
											世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員		世 帯	人 員	世 帯	人 員	

(2) 世帯構成員別被害状況

区分	世帯構成員別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯	計	小学校児童	中学校生徒
世帯数	全壊(焼) 流失													
	半壊(焼)													
	床上浸水													
人員	全壊(焼) 流失													
	半壊(焼)													
	床上浸水													

4 すでにとった措置及びとろうとする措置

5 救助の種類別実施状況

(1) 避難所設置状況

月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間次の
カ所に避難所を設置し、延 人を収容し 月 日 時 分をもって閉鎖した。

避難場所名	月 日	月 日	月 日	計
計				

(2) 炊き出し実施状況

月 日より ほか 所で延 食の炊き出しを実施した。

実施場所 カ所

<p>月 日</p> <p>朝 食 } 昼 食 } 計 食 夜 食 }</p>	<p>月 日</p> <p>朝 食 } 昼 食 } 計 食 夜 食 }</p>
延 人	延 人

様式 32 (その3)

6 救助費概算額

区 分	人 員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収容施設給与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延 戸			
(2) 炊出しその他による 食品の給与費 炊出し費	延 人			
その他食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活 必需品給与費				
全壊（焼）流失分		世帯		
半壊（焼）床上浸水分		世帯		
(5) 医療及び助産 医療費	延 人			
助産費	延 人			
(6) 被災者の救出費		人		
(7) 住宅の応急修理費		世帯		
(8) 生業資金貸与費		世帯		
(9) 学用品給与費				
イ 教科書代				
小学生		人		
中学生		人		
ロ その他学用品代				
小学生		人		
中学生		人		
(10) 埋葬費				
大人		体		
小人		体		
(11) 死体搜索費		体		
(12) 死体処理費		体		
一時保存料				
検案料				
(13) 障害物除去費				
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
(16) 実費弁償費				
2 事 務 費				
合 計				

7 その他必要事項

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

請 求 書

¥ _____ 円

ただし、 年 月 日発生した 災害に係る災害救助の実施に
要した費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

災害救助費総額内訳書

救助の種類	実支出額	算定する 基準に よる額	事実 支 出 費 額	事 算 定 基 準 費 額	算 合 定 基 準 額 計	備 考
避難所設置費						
応急仮設 住宅設置費						
炊出し費						
飲料水供給費						
輸送費						
事務費						
救済用物資						
合計						

班名

救 出 実 施 記 録 日 計 表

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

責任者（町職員）

印

地区の代表

印

No. _____ 月 日 時 分

員数（世帯）

品目（数量金額）

受 入 先

払 出 先

場 所

方 法

記 事

救出の種目別物資受払状況

救助の種目別	年月日	品名	単位	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料								
浄水用薬品資材								
被服寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に、購入または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び町調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにすること。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

避難所設置及び収容状況

避難所の 名 称	種 別	開 設 期 間	実人数	延人数	物品使用状況		実支出額	備考
					品 名	数 量		
	既存建物	月 日～ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							
計	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難指示発令報告書

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

東北町長 印

災害対策基本法第60条の規定に基づき、次のとおり避難指示の発令をしたので報告する。

- 1 災害等の規模及び状況
- 2 避難を指示した日時
- 3 指示した地域
- 4 対象世帯数及び人員
- 5 避難所開設予定箇所数
- 6 その他

避難指示解除報告書

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

東北町長 印

災害対策基本法第60条の規定に基づき、発令した避難指示次のおり解除したので報告する。

1 避難指示解除した日時

避難所開設報告書

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

東北町長 印

災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。

避難所開設の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間の見込み	
その他	

避難所閉鎖報告書

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

東北町長 印

災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。

避難所の閉鎖した日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間	
その他	

避難所日誌		避難所名	
月 日	記 事	責任者 認 印	

被災者救出状況記録簿

東北町

年月日	救出人員	救出用器械器具										実支出額	備考
		借上料		金額	修繕日 修月 修日	修繕費		燃料費	費				
		数量	所有者(管理者)氏名			修繕費	修繕の概要						
		数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕日 修月 修日	修繕費	修繕の概要	燃料費	費				
	人			円			円				円		

- (注) 1 他市町村に及んだ場合は、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。
 3 「修繕費の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

炊き出し給与状況（総括）

東北町

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

炊き出し給与簿

炊き出し場				実施責任者		
給食年月日	給食区分	給食数	給食先	給食内容	備考	

(注) 1 「給食先」欄は、炊き出し配給先（例：〇〇避難所）を記入すること。

2 「計」欄は、給食区分別に記入すること。

飲料水の供給簿

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具								支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費	故障の 概 要			
					円		円		円	円	
計											

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

世帯構成員別被害状況

区分	世帯構成員別										計	小学生	中学生		
	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯					
世帯数	全壊(焼)・流失														
	半壊(焼)														
	床上浸水														
人員	全壊(焼)・流失														
	半壊(焼)														
	床上浸水														

年 月 日現在

物 資 の 給 与 状 況

住家被害 程度区分	世帯 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				布団	毛布			
		人	月 日				円	
計	全壊	世帯	/					
	半壊			世帯				

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者氏名

印

- (注) 1 住家被害程度に、全壊（焼）・流失又は半壊、床上浸水の別を記入すること。
 2 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第 号
年 月 日

青森県知事 殿

東北町長 印

災害救助法による応急仮設住宅設置
供与（住宅の応急修理）申請書

年 月 日の火災（水害）により全壊（全焼）（流失）（半壊）（半焼）した被災者のうち別紙の者は、みずからの資力では住宅を得ることができない者（自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者）でありますから関係資料を添えて申請します。

（注）関係資料は別紙様式（調書）によること。

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

着 工 届

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 建築戸数	棟	戸建	棟	} 計	棟	戸
	棟	戸建	棟			

3 着工年月日

上記のとおり着工したからお届けします。

- (注) 1 着工後5日以内に届出すること。
2 住宅の応急修理も上記に準じて届出すること。

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

引 渡 書

1 工 事 名 災害救助法による応急仮設住宅建築工事

2 設置工事場所及び戸数

3 構造 及 び 面 積

4 竣 工 年 月 日

5 引 渡 年 月 日

上記のとおりでありますから、引き渡しいたします。

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

請 求 書

¥ _____ 円

ただし、応急仮設住宅設置の概算金として上記のとおり請求します。

(注) 上記請求書は、応急仮設住宅設置及び応急修理のため概算交付を必要とする場合に用いるものであること。

第 年 月 日 号

青森県知事 殿

東北町長 印

精 算 書

科 目	実支出済額	県費受入額	差引過不足額	摘 要
応 急 仮 設 住 宅 (住宅の応急修理)				工事費 円
				事務費 円

上記のとおり精算いたしました。

(注) 精算書には、請負による見積書(写)、工事請負契約書(写)並びに設計書及び設計図のほか別紙1及び2(入札を行った場合)の書類を添付すること。

工事費及び事務費内訳書

東北町

科 目	経 費	算 定 基 礎
工 事 費 基 礎 工 事 木 工 事 屋 根 工 事 建 具 工 事 手 間 工 事 諸 経 費 事 務 費 設 計 料 旅 費 通 信 費 消 耗 品 費	円	
計		

年	月	日	執行者	入札執行者	立	会	人
開 札 一 覧 表							
工事名			災害救助法による応急仮設住宅工事	施工地域	東北町大字	字	番地
予定価格 一金 円也							
保	証	金	入	札	者	氏	名
				第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備
							考

応急仮設住宅台帳

東北町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工年月日	竣工年月日	入居年月日	実支出額	備考
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

東北町

世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	備 考
計	世帯			

(注) 別添として見取図を添付すること。

救 護 班 活 動 状 況

救 護 班

班長：医師 氏名

印

月 日	場 所	患者数	措置の概要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院、診療所医療実施状況

東北町

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日から 月 日まで	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	

(注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

助 産 台 帳

東北町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん機関	金 額	備 考
				円	
計	/	/	/		

障 害 物 除 去 の 状 況

東北町

住 宅 被 害 程 度 区 分	氏 名	除 去 に 要 した 期 間	実 支 出 額	除 去 を 要 す る 状 況 の 概 要	備 考
			円		
計	半壊（焼）	世帯	/		
	床上浸水	世帯			

奉 仕 団 の 協 力 要 請 書

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

災害の救助活動に次によりご協力方を要請します。

要 請 理 由	
作 業 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

人 夫 あ つ せ ん 要 請 書

第 年 月 日
号

公共職業安定所長 殿

東北町長 印

災害の救助活動の従事者を次によりあつせん方をお願いします。

要 請 理 由	
従 事 場 所	
作 業 内 容	
所 要 人 員	
従 事 期 間	
集 合 場 所	

遺体捜索の協力要請書

第 年 月 日
号

殿

東北町長 印

遺体捜索の協力方について（要請）

災害により、次の者が貴市（町村）へ漂着していると推定されるので、その捜索について協力を要請いたします。

遺体が漂着していると推定される地域						
死者の氏名等	氏名		性別	男・女	年齢	歳
	着衣・持物等					
	遺体の特徴等					
その他参考となる事項						
当町への連絡先						

学用品給与状況

学校名・学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳				実支出額	備考
				教科書		その他学用品			
				国語	算数	鉛筆	ノート		
計	小学校								
	中学校								

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)
氏 名 印

(注) 1 「給与月日」欄には、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄にはその数量を記入すること。

学用品給与対象者調

学校名・学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳				支出予定額	備考
				教 科 書		その他学用品			
				国語	算数	鉛筆	ノート		
計	全壊(焼)流								
	半壊(焼)床上浸水								

学用品の給与対象者は上記のとおりです。

年 月 日

学 校 長

印

自衛隊災害派遣要請書

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派遣を必要とする区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
5	被 害 状 況	
6	派遣を希望する人員 及び機器の概数 (車両、船舶、航空機等)	
7	派遣先の責任者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 糧	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

第 年 月 日
号

青森県知事 殿

東北町長 印

自衛隊の派遣部隊撤収要請について（依頼）

災害に派遣された部隊について、災害派遣の目的を達成したので、次により撤収方を要請して下さるようお願いいたします。

- 1 派遣部隊撤収の日時
- 2 派遣部隊名及び隊員数

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請市町村等名	発信者
2 災害の種類別	行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他（ ）
3 要請内容	捜索・救助・空中消火・傷病者搬送・偵察・広報・撮影・輸送・ その他（ ）
4 消防覚知時間	年 月 日（ ） 時 分
5 県への要請時間	年 月 日（ ） 時 分
6 発生場所	東北町 (目標) (離着陸場所)
7 捜索・ 救助 の場 合	要救助者 氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生) 住所 職業
	要救助者に係る 特記事項 ※既往症など
8 災害の概況（事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。）	
9 現場指揮者	所属・職・氏名
10 現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等

11. 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生) 住所 TEL 職業
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名)等	
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
13 必要資機材		
14 その他必要な事項		
地図(目標物が明確な大きめの図面を添付すること)		

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)
2 到着予定時刻	年 月 日 () 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の手配	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)

特記事項	
------	--

【取扱注意】

東北町要配慮者・避難行動要支援者登録申請書							
行政区No.			区 分	一人暮らし	高齢世帯	障害	介護
町内名							
フリガナ			安心電話				
氏名	性別		かかりつけ医				
生年月日	年齢		健康状態疾患名				
住所			緊急連絡先 ①	氏名	続		
電話番号				住所			
携帯電話				電話番号			
生活保護			緊急連絡先 ②	氏名	続		
民生委員				住所			
避難所情報				電話番号			
			入所施設				
避難支援者			備考				
氏名	連絡先	住所					
				1一人 2高齢 3身障介 4入院 5未調査 6未提出 7施設 8同居 9不明 10転出			

年度 東北町要配慮者名簿 (. . . 現在) 取扱注意

No.	行政区No.	町内名	氏名	カナ	性別	生年月日	年齢	住所	民生委員名	一人暮らし	高齢世帯	障害	介護	承諾
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

年度 東北町避難行動要支援者名簿 (. . . 現在) 取扱注意

No.	行政区No.	町内名	氏名	カナ	性別	生年月日	年齢	住所	民生委員名	一人暮らし	高齢世帯	障害	介護	承諾
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														

年 月 日

東北町長 様

個人情報の取り扱いに関する同意について

見守りや災害発生時に地域の支援を受けたいので、東北町要配慮者台帳・東北町避難行動要支援者名簿並びにマップへ登録することを、下記のとおり承諾します。

記

利用目的について

1. 支援者が、様態急変時に対応するため
2. 声かけによる安否確認、困りごと相談、悪質な訪問販売の未然防止、状況把握訪問のため
3. 災害発生時の安否確認、避難等の支援のため

上記目的のために、届け出た裏面申請書の個人情報が、次の関係機関に提供されることに同意します。

1. 民生委員児童委員
2. 警察
3. 消防
4. 町社会福祉協議会
5. 町内会
6. 在宅介護支援センター

登録者

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

登録代理人

代理人住所 _____
代理人氏名 _____ (印) 続柄 _____
電話番号 _____

資 料 編

〔資料編〕

資料1 本編の各表など

資料1-1 各表1	101
資料1-2 各表2	113

資料2 条例、規則、協定など

資料2-1 東北町防災会議条例	144
資料2-2 東北町防災会議運営要綱	145
資料2-3 東北町防災会議委員名簿	146
資料2-4 東北町災害対策本部条例	147
資料2-5 東北町災害対策本部に関する規則	148
資料2-6 災害救助法の適用基準	150
資料2-7 災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱	153
資料2-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	154
資料2-9 消防法による消防信号	159
資料2-10 東北町防災行政用無線局条例	160
資料2-11 東北町防災行政用無線局管理運用規則	161
資料2-12 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	165
資料2-13 航空事故発生時の連絡責任者名簿	168
資料2-14 航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処東北支処・中部上北広域事業組合・東北町 との消防活動における相互援助に関する協定	170
資料2-15 青森県消防相互応援協定書	172
資料2-16 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	177
資料2-17 水道災害相互応援協定	179
資料2-18 災害時の医療救護活動に関する協定	183
資料2-19 東北町と野辺地郵便局及び東北町内郵便局との包括連携に関する協定	186
資料2-20 大規模災害時における応急対策業務に関する協定	196
資料2-21 避難行動支援者の情報の共有に関する協定書	201
資料2-22 災害時の情報交換に関する協定	202
資料2-23 災害復旧時の協力に関する協定	204
資料2-24 災害時における燃料等の協力に関する協定	207
資料2-25 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	209
資料2-26 災害時における石油類の優先供給に関する協定	212
資料2-27 大規模災害等の相互応援に関する協定	214
資料2-28 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	218
資料2-29 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資材の調達に関する協定	221

資料 2-30	災害時における物資供給に関する協定	227
資料 2-31	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	230
資料 2-32	災害に係る情報発信等に関する協定	234
資料 2-33	大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定	236
資料 2-34	災害時の連携協力に関する協定	239
資料 2-35	地域防災パートナーシップ協定	246
資料 2-36	災害時における飲料供給に関する協定	249
資料 2-37	各地区情報調査連絡員（行政連絡員）	254
資料 3 洪水浸水想定区域図		
資料 3-1	高瀬川（小川原湖）洪水浸水想定区域図	255
資料 3-2	高瀬川（七戸川）洪水浸水想定区域図	256
資料 3-3	赤川洪水浸水想定区域図	257
資料 3-4	野辺地川洪水浸水想定区域図	258
資料 4 津波浸水想定区域図		
資料 4-1	津波浸水想定区域図	259
資料 5 緊急輸送道路		
資料 5-1	青森県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路	262
資料 5-2	東北町緊急輸送（避難）路指定路線	263

資料 1 - 1

3-3-1-3-表 1 雨量観測所

① 国土交通省所管観測所

観測所名	所在地	設置場所	対象河川水系・河川名
小川原湖	東北町字小川原湖	小川原湖内	高瀬川（小川原湖）
鶴ヶ崎	東北町字横志多 28-4		高瀬川（小川原湖）
人浦	東北町大字人浦字菅林 4-2		高瀬川（七戸川）
土場川	東北町字土場川 157 地先		高瀬川水系土場川
向平	東北町字向平 111		高瀬川水系赤川

② 青森県所管観測所（上北地域県民局地域整備部）

観測所名	所在地	設置場所	対象河川水系・河川名
乙供	東北町字膳前	河川敷	高瀬川水系赤川
清水目ダム	東北町字清水目深山 1-11	清水目ダム	野辺地川水系野辺地川
清水目烏帽子	東北町字清水目深山国有林 66 林班に 5	国有林	野辺地川水系野辺地川

3-3-1-3-表 2 水位観測所

① 国土交通省所管観測所

観測所名	所在地	対象河川		水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
		水系名	河川名				
小川原湖	東北町小川原湖内	高瀬川	高瀬川 （小川原湖）	0.80	1.00	1.65	1.70
鶴ヶ崎	東北町字横志多 28-4	〃	〃	—	—	—	—
沼崎	東北町大字大浦字南谷地	〃	〃	—	—	—	—
上野	東北町大字上野字 揚地ノ下 16	〃	高瀬川 （七戸川）	—	—	—	—
赤川	七戸町字李沢家ノ前	〃	赤川	—	—	—	—
土場川	東北町字土場川 157 地先	〃	土場川	—	—	—	—
砂土路川	東北町字大浦大浦字川内	〃	砂土路川	—	—	—	—
中津川	東北町大字大浦字 助十郎崎 103	〃	姉沼川 （左支川中津 川）	—	—	—	—

3-5-1-1-表1 山腹崩壊危険地区（民有林）

令和5年3月

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家 戸 数	公 共 施 設	道 路
408	S0001		蓼内久保	1		県道
408	S0002		舟ヶ沢	8		県道
408	S0003		田ノ沢	7		県道
408	S0004		石文	1		県道
408	S0005		馬込	6		
408	S0006		切左坂道ノ下	1		町道
408	S0007		舟ヶ沢	1		町道

(上北地域県民局地域農林水産部)

3-5-1-1-表2 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

令和5年3月

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家 戸 数	公 共 施 設	道 路
408	H0001		石文	1	1	県道
408	H0002		枋ノ木	1		県道
408	H0004		崩出道ノ上	1		町道
408	H0005		篠内平	1	1	農道
408	H0006		滝沢平	1		県道

3-5-1-1-表3 小規模山地崩壊危険地区

危険地区番号		位 置		直 接 保 全 対 象 施 設		
		大 字	字	人 家 戸 数	公 共 施 設	道 路
408	小0001		崩出道ノ下			
408	小0002		素柄邸	3	1	
408	小0003		外蛇沢前平		1	農道
408	小0004		乙供山		1	

3-5-1-2-表1 土石流危険溪流（溪床勾配3°以上）

溪流番号	溪流名	所在地（字）	保全対象	
			人家戸数	その他
408-I-1	向簾屋沢	向簾屋	6	県道213m、町道155m
408-II-1	宇道坂沢	宇道坂	2	町道231m
408-II-2	東宇道坂沢	宇道坂	1	町道130m
408-II-3	下添ノ沢	林ノ下	2	農道500m
408-III-1	上畑沢	大簾屋（字堤端）	0	鉄道223m、県道114m
408-III-2	北向簾屋沢	向簾屋	0	鉄道160m、県道124m、町道95m
408-III-3	古屋敷沢	蓼内（字黒志多）	0	町道120m、農道290m
408-III-4	北田ノ沢	田ノ沢	0	町道120m
408-III-5	東狼ノ沢	田ノ沢（字狼ノ沢）	0	町道57m

(上北地域県民局地域整備部)

3-5-1-2-表2 土砂災害警戒区域等（自然斜面ランク1～3）

①自然斜面 ランク1

箇所 番号	箇所名	大字	字	傾斜度	延長	高さ	保全対象	
							人家 戸数	その他
825	境ノ沢	大浦	境ノ沢	34	128	8	2	
826	久保1号	上野	久保	48	220	15	5	町道 180m、農道 85m
827	新堤向	上野	新堤向	48	130	12	5	
828	南町	上野	新堤向	70	230	13	15	県道 65m
829	沼端1号	大浦	沼端	50	330	19	2	
830	家ノ裏	大浦	家ノ裏	35	130	7	1	
831	館野	大浦	館野	70	130	16	1	町道 60m
832	栄町		栄町	40	130	19	9	町道 44m
833	栄町1号		栄町	64	180	9	1	吉田内科医院
834	塔ノ沢山2号		栄町	73	230	13	7	東北温泉
835	表町		表町	45	50	14	3	
836	塔ノ沢山		表町	43	340	20	2	町道 23m、コミュニティセンター「未来館」
837	本町1号		本町	68	70	7	5	町道 41.5m
838	馬込		馬込	65	640	16	1	農道 124.8m
839	田ノ沢		田ノ沢	33	260	25	6	町道 182.8m
840	舟ヶ沢1号		舟ヶ沢	68	250	27	6	町道 79m
841	舟ヶ沢2号		舟ヶ沢	68	250	28	3	町道 83m

(上北地域県民局地域整備部)

②自然斜面 ランク2

箇所 番号	箇所名	大字	字	傾斜度	延長	高さ	保全対象	
							人家 戸数	その他
660	熊沢	大浦	熊沢	40	40	9	1	
661	才市田	大浦	才市田	32	200	20	1	
662	手長	上野	手長	39	200	15	4	
663	数牛		数牛	40	70	9	1	
664	ほとけ沢1号		ほとけ 沢	60	90	11	1	
665	ほとけ沢2号		ほとけ 沢	53	80	24	4	町道 75.7m
666	ほとけ沢3号		ほとけ 沢	40	36	15	3	町道 115.1m
667	塔ノ沢山2号		塔ノ沢 山	65	30	24	2	町道 34.3m
668	塔ノ沢山3号		塔ノ沢 山	48	20	9	5	
669	乙供		乙供	34	20	11	1	県道 10m
670	浜台1号		浜台	43	60	11	0	
671	舟ヶ沢3号		舟ヶ沢	36	70	13	1	農道 54.2m

(上北地域県民局地域整備部)

③自然斜面 ランク 3

箇所 番号	箇所名	大字	字	傾斜度	延長	高さ	保全対象	
							人家 戸数	その他
344	白旗	大浦	白旗	30	100	8	1	町道 80m、農道 25m
345	中居合	大浦	中居合	32	170	16	1	
346	久保 2 号	上野	久保	30	130	13	0	農道 55m
347	井尻	大浦	井尻	32	180	15	0	町道 85m
348	榎谷地	大浦	榎谷地	32	320	20	0	町道 200m
350	上屋敷	大浦	上屋敷	30	460	19	0	農道 40m
351	立野 1 号	大浦	立野	30	190	17	0	農道 75m
352	沼端 2 号	大浦	沼端	30	270	20	0	町道 20m
353	東道ノ上 1 号	大浦	東道ノ上	32	130	18	0	町道 60m、農道 25m
354	東道ノ上 2 号	大浦	東道ノ上	32	140	19	0	農道 5m
355	東道ノ上 3 号	大浦	東道ノ上	30	140	15	0	農道 65m
356	道ノ下 1 号	大浦	道ノ下	32	200	22	0	農道 360m
357	道ノ下 2 号	大浦	道ノ下	30	300	18	0	農道 380m
358	唐虫沢	大浦	唐虫沢	32	210	12	0	町道 50m、農道 75m
359	蛭沢	大浦	蛭沢	30	240	14	0	町道 100m、農道 295m
360	助十郎崎 1 号	大浦	助十郎崎	30	150	7	0	町道 18m
361	助十郎崎 2 号	大浦	助十郎崎	32	210	17	0	町道 20m、農道 75m
362	篠内平		篠内平	30	110	33	0	町道 23. 2m
364	子ノ鳥平		子ノ鳥平	30	140	15	0	町道 242m
366	水尻		水尻	30	130	13	0	町道 87m
367	館 2 号		館	30	110	28	0	町道 340. 3m、河川 316. 1m
368	寺沢川端 1 号		寺沢川端	32	110	6	0	
369	寺沢川端 2 号		寺沢川端	30	100	15	0	県道 55. 2m

(上北地域県民局地域整備部)

3-5-1-2-表 3 土砂災害警戒区域等 (人工斜面ランク 1～3)

①人工斜面 ランク 1

箇所 番号	箇所名	大字	字	傾斜度	延長	高さ	保全対象	
							人家 戸数	その他
131	本町 2 号		本町	76	100	7	1	ケアプラザひばの里
132	栄町 2 号		栄町	56	300	25	5	町道 23. 1m
133	塔ノ沢山 5 号		塔ノ沢 山			29	4	国道 92. 5m、東北消防署、土場川土地 改良区

(上北地域県民局地域整備部)

②人工斜面 ランク 2

箇所 番号	箇所名	大字	字	傾斜度	延長	高さ	保全対象	
							人家 戸数	その他
120	向平		向平	65	50	9	1	
121	ほとけ沢 4 号		ほとけ 沢	39	57	28	3	
122	館 1 号		館	50	43	14	1	
123	田ノ沢 1 号		田ノ沢	80	100	12	0	農道 80. 9m
15203	塔ノ沢山 6 号		字塔ノ 沢山			7	1	
15204	下山 1 号		字下山			5	1	

(上北地域県民局地域整備部)

③人工斜面 ランク 3

箇所 番号	箇所名	大字	字	傾斜度	延長	高さ	保全対象	
							人家 戸数	その他
18	塚浦	大浦	塚浦	30	150	15	0	
19	立野 2 号	大浦	立野	30	150	17	0	農道 75m
20	館 3 号		館	30	130	16	0	

(上北地域県民局地域整備部)

3-5-1-2-表 4 なだれ危険箇所 (ランク 1 ~ 3)

①なだれ危険箇所 ランク 1

箇所 番号	危険箇所名	大字	字	公共的建物	公共施設
685	新堤向	上野	新堤向		
967	沼端 1 号	大浦	沼端		町道
1107	久保	上野	久保		町道
686	下清水目		下清水目		町道
689	向旗屋		向旗屋		町道
690	栄町 1 号		栄町		町道・私道
691	栄町 2 号		栄町		私道
692	栄町 3 号		栄町	医療施設	県道・町道
693	表町		表町	東北分庁舎、コミュニティセンター「未来館」	
694	田ノ沢		田ノ沢		町道
695	舟ヶ沢 1 号		舟ヶ沢	舟ヶ沢地区生涯学習センター	町道
696	舟ヶ沢 2 号		舟ヶ沢	公民館	町道
1108	塔ノ沢山 1 号		塔ノ沢山	東北消防署	国道

(上北地域県民局地域整備部)

②なだれ危険箇所 ランク 2

箇所 番号	危険箇所名	大字	字	公共的建物	公共施設
554	ほとけ沢 1 号		ほとけ沢		
377	ほとけ沢 2 号		ほとけ沢		私道
378	塔ノ沢山 2 号		塔ノ沢山		町道
379	館 1 号		館		

(上北地域県民局地域整備部)

③なだれ危険箇所 ランク 3

箇所番号	危険箇所名	大字	字	公共的建物	公共施設
274	塚浦	大浦	塚浦		
275	立野 1 号	大浦	立野		町道
276	立野 2 号	大浦	立野		町道
277	沼端 2 号	大浦	沼端		
278	上屋敷	大浦	上屋敷		県道
279	天ヶ森	上野	天ヶ森		町道
280	榎谷地	大浦	榎谷地		町道
281	井尻	大浦	井尻		町道
282	蛭沢	大浦	蛭沢		町道
283	唐虫沢	大浦	唐虫沢		
284	道ノ下 1 号	大浦	道ノ下		私道
285	道ノ下 2 号	大浦	道ノ下		私道
286	東道ノ上 1 号	大浦	東道ノ上		町道
287	東道ノ上 2 号	大浦	東道ノ上		
288	東道ノ上 3 号	大浦	東道ノ上		
289	助十郎崎 1 号	大浦	助十郎崎		
290	助十郎崎 2 号	大浦	助十郎崎		
291	切左坂道ノ下		切左坂道ノ下		
292	浜台		浜台		町道
293	田ノ沢 2 号		田ノ沢		町道
294	田ノ沢 3 号		田ノ沢		町道
295	浜家苫		浜家苫		町道
296	館 2 号		館		
297	寺沢川端		寺沢川端		
298	蓼内久保 1 号		蓼内久保		
299	蓼内久保 2 号		蓼内久保		
333	篠内平		篠内平		

(上北地域県民局地域整備部)

3-5-1-3-表 1 河川事業

①国直轄管理区間

水系名	河川名	区間延長	備考
高 瀬 川	高瀬川 (小川原湖)	40.1km	1 級河川

②県管理区間

水系名	河川名	区間延長	備考
高 瀬 川	高瀬川 (七戸川)	27.2km	1 級河川
〃	赤川	8.3km	〃
〃	土場川	6.3km	〃
〃	流川	0.3km (250m)	〃
〃	砂土路川	11.3km	〃
〃	津花川	0.3km (250m)	〃
〃	川去川	7.3km	〃
野 辺 地 川	野辺地川	17.1km	2 級河川

③町管理区間

水系名	河川名	区間延長	備考
高瀬川	赤川	8km	県管理区間上流
〃	袖ノ沢川	1km	赤川支川
〃	土場川	9.5km	県管理区間上流
〃	岩渡沢川	5.5km	土場川支川
〃	中津川	4.7km	姉沼川支川
〃	花切川		
野辺地川	添ノ沢川		野辺地川支川

3-5-1-5-表1 町内溜池一覽

施設コード	溜池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	灌溉受益 地 (ha)
0240810001	徳万才溜池	字古館 30	9.5	65	22.8	3.0
0240810002	中津1号堤	字中津 1	8.0	177	288.0	40.0
0240810003	才市田溜池	字境ノ沢 78	8.5	185	76.5	52.0
0240810004	中津2号堤	字中津 84-6	6.2	75	100.4	18.0
0240810007	戸館溜池	字籠 53	3.8	50	11.4	1.0
0240810008	松原溜池	字松原 106	0.0	0	4.6	0.0
0240810009	車堤	字大沢 80-141	1.5	30	3.0	8.0
0240810010	虫神第二溜池	字大沢 80-142	2.2	26	2.4	8.0
0240810011	唐虫沢第2溜池	字唐虫沢 44-147	1.1	30	0.7	1.0
0240810012	唐虫沢第1溜池	字唐虫沢 44-147	0.9	30	0.6	0.0
0240810013	坂本(長)溜池	字大沢 80-16	2.8	18	1.6	4.0
0240810015	榊溜池	字大沢 78-2	2.6	36	1.7	2.5
0240820001	藤田(郡)溜池	字秋取山 7	4.3	76	5.1	20.0
0240820002	江刺家(政)溜池	字夫雑原下山(筆界未定地内)	4.0	50	12.0	2.0
0240820003	蛭名(金)溜池	字夫雑原 653-2	3.1	48	3.7	0.0
0240820004	千曳第1溜池	字大平(筆界未定地内)	2.2	23	2.6	1.0
0240820006	千曳第6溜池	字大平 170	2.5	38	3.8	2.0
0240820007	沼田(松)溜池	字日影林ノ上山地内	6.8	85	24.4	20.0
0240820008	甲地(徳)溜池	字館 61-2	3.0	37	18.0	0.0
0240820009	仁科(秀)溜池	字夫雑原 50-83	5.0	83	26.8	4.0
0240820010	漆玉溜池	字漆玉 7-2	4.9	48	17.6	5.0
0240820011	黒岡溜池	字往来ノ下 143	10.8	72	54.7	40.0
0240820012	山田(征)第1溜池	字保戸沢家ノ前 13-10	4.2	33	5.0	0.0
0240820013	千曳第4溜池	字大平(筆界未定地内)	2.8	25	1.7	0.0
0240820014	大平第2溜池	字大平 40-2	1.8	75	3.1	1.0
0240820015	大平第6溜池	字大平 1-173	5.1	35	9.2	1.0
0240820016	野田頭第1溜池	字野田頭山 1-1	4.7	51	5.6	17.0
0240820017	野田頭第3溜池	字野田頭山 1-1	3.3	60	7.9	17.0
0240820018	野田頭第4溜池	字熊堂 56	0.0	0	1.4	17.0
0240820019	高山(寛)溜池	字乙供(筆界未定地内)	4.0	39	9.6	2.0
0240820020	蛭沢(三)溜池	字乙供(筆界未定地内)	2.4	79	11.5	4.0
0240820021	柵溜池	字ガス平 1117-1	2.3	41	5.4	0.0
0240820022	美須々溜池	字ガス平 1367	0.0	0	2.9	0.0
0240820023	数牛溜池	字数牛 50-68	3.0	20	2.4	1.0
0240820024	上板橋溜池	字家ノ下 30-65	3.1	18	1.9	1.0
0240820025	鳴海(義)溜池	字川迎 200-2	3.0	39	1.8	0.0
0240820026	上原子(長)溜池	字向平 1-146	3.8	12	3.1	1.0
0240820027	蛭名(利)第2溜池	字夫雑原下山 290	1.3	27	1.2	0.0
0240820028	大石(勝)溜池	字夫雑原下山 39-1	2.6	27	1.2	1.0
0240820029	山田(健)溜池	字夫雑原下山 173-2	2.8	26	1.7	0.0
0240820030	石田(賢)溜池	字向平 234	2.6	15	1.6	1.0
0240820031	藤井(サミ)溜池	字向平 148-5	2.2	42	1.3	6.0
0240820032	大平第1溜池	字大平 40-2	1.3	47	10.6	1.0
0240820034	大平第4溜池	字大平 28-2	1.0	59	2.9	0.0
0240820036	北栄第2溜池	字夫雑原 442-1	0.0	0	0.0	0.0
0240820037	馬込第一溜池	字乙供山 87-1	0.0	0	0.0	0.0
0240820038	馬込第二溜池	字柳沢 59-292	1.0	30	2.8	0.0
0240820039	内蛭沢溜池	字内蛭沢向 71-24	1.5	19	1.2	3.0
0240820040	浜田(豊)溜池	字後久保 313	0.0	0	0.0	0.0
0240820041	浜田(栄)溜池	字後久保 170	3.1	53	5.6	5.0
0240820042	鶴ヶ崎溜池	字鶴ヶ崎 48	2.7	77	16.2	6.0
0240820043	甲地(豊)溜池	字館 46-3	2.5	40	1.6	0.0
0240820044	野田頭第二溜池	字野田頭山 1-1	5.5	22	2.3	0.0

施設コード	溜池名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	灌溉受益 地 (ha)
0240820045	浜台第一溜池	宇沼添左ノ平 40	1.9	57	2.3	3.0
0240820046	狼ノ沢第一溜池	宇浜台 34	3.0	25	1.4	0.6
0240820047	狼ノ沢第二溜池	宇浜台 37-1	2.8	34	1.4	2.0
0240820048	狼ノ沢第三溜池	宇狼ノ沢 1-171	2.8	24	1.7	3.0
0240820049	豊前溜池	宇五十嵐 36-1	3.1	28	3.5	0.6
0240820051	蛭名(武)溜池	宇夫雑原下山 5-9	3.6	41	4.3	0.0
0240820052	二ツ森(経)溜池	宇夫雑原下山 289	1.6	25	1.0	0.0
0240820053	千曳第3号溜池	宇大平 140-1	2.0	38	1.1	1.0
0240820055	桜井(久)第1溜池	宇夫雑原 103-2	1.8	21	1.1	0.0
0240820056	外蛭沢溜池	宇岩渡沢 65-1	2.5	30	1.0	1.0
0240820057	蛭名(利)第1溜池	宇夫雑原下山 310-1	1.8	27	1.1	1.0
0240820058	豊栄溜池	宇滝沢平 2-966	2.0	22	1.1	1.0
0240820059	第2千代畑溜池	宇千代畑地内	2.7	35	2.2	1.0
0240820060	甲地溜池	宇素柄邸 84-1	2.6	42	0.5	0.0
0240820061	狼ノ沢第4溜池	宇野田頭山 1-171	2.3	27	2.0	3.0
0240820062	五十嵐溜池	宇細津橋ノ上 196-5	7.5	22	1.4	1.0
0240820063	上板橋溜池	宇秋取山(筆界未定地内)	1.8	50	1.4	2.0
0240820064	上野(貞)溜池	宇菩提木 37	3.4	21	4.4	1.7
0240820065	大橋(鉄)溜池	宇夫雑原下山 294	1.6	30	1.3	0.6
0240820066	千葉(金)溜池	宇夫雑原下山 267-1	1.2	18	0.4	0.3
0240820067	桜井(久)第2溜池	宇夫雑原下山 104	1.4	16	0.2	0.5
0240820068	山田(三)溜池	宇夫雑原下山 109-1	0.9	26	0.1	0.5
0240820069	千曳第五溜池	宇大平 155-1	1.5	29	0.4	0.4
0240820070	大平第5溜池	大平 35-2	2.6	67	3.5	2.0
0240820071	土橋(武)溜池	宇館 36	4.4	30	5.0	1.5

(上北地域県民局地域農林水産部 農村計画課)

② 青森県所管観測所（上北地域県民局地域整備部）

観測所名	所在地	対象河川		水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
		水系名	河川名				
小川原湖	東北町小川原湖内	高瀬川	高瀬川 (小川原湖)	0.80	1.00	1.65	1.70
鶴ヶ崎	東北町字横志多 28-4	〃	〃	—	—	—	—
沼崎	東北町大字大浦字南谷地	〃	〃	—	—	—	—
上野	東北町大字上野字 揚地ノ下 16	〃	高瀬川 (七戸川)	—	—	—	—
赤川	七戸町字李沢家ノ前	〃	赤川	—	—	—	—
土場川	東北町字土場川 157 地先	〃	土場川	—	—	—	—
砂土路川	東北町字大浦大浦字川内	〃	砂土路川	—	—	—	—
中津川	東北町大字大浦字 助十郎崎 103	〃	姉沼川 (左支川中津 川)	—	—	—	—

③ 青森県所管危機管理型水位計（上北地域県民局地域整備部）

観測所名	所在地	対象河川		水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
		水系名	河川名				
二ツ森川	七戸町字鉢森平 (弓渡橋)	高瀬川	二ツ森川	—	—	—	—
川去川	東北町大字大浦字大谷地 (中居合橋)	〃	川去川	—	—	—	—

3-20-9-4-表 1 土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設

施設種別	施設名	所在地	伝達方法	
			電話番号 (F A X)	その他の手段
診療所	吉田内科医院	東北町字上笹橋 23-8	0175-63-3777 (0175-65-5688)	防災無線・伝令 広報車等

3-20-10-表1 土砂災害警戒区域等一覧

①急傾斜地

地区名	箇所番号	箇所名	避難場所	特別警戒区域	備考
大浦・徳万才	Ⅱ-660	熊沢	徳万才地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅲ-344	白簾	大浦地区多目的研修集会所	有	
	Ⅲ-345	中居合	徳万才地区コミュニティーセンター	有	
才市田・境ノ沢	Ⅰ-825	境ノ沢	才市田集会所	有	
	Ⅱ-661	才市田	才市田集会所	有	
	人Ⅲ-18	塚浦	才市田集会所	有	
上野	Ⅱ-662	手長	南農村環境改善センター	有	
	Ⅰ-826	久保1号	町民文化センター	有	
	Ⅲ-346	久保2号	町民文化センター	有	
南町	Ⅰ-827	新堤向	町民文化センター	有	
	Ⅰ-828	南町	南町集会所	有	
新山	Ⅲ-347	井尻	新山地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅲ-348	榎谷地	新山地区コミュニティーセンター	有	
沼崎本村	Ⅰ-829	沼端1号	沼崎集会所	有	
	Ⅲ-350	上屋敷	沼崎集会所	有	
	Ⅲ-351	立野1号	沼崎集会所	有	
	Ⅲ-352	沼端2号	沼崎集会所	有	
	人Ⅲ-19	立野2号	沼崎集会所	有	
小川原	Ⅰ-830	家ノ裏	小川原地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅲ-359	蛭沢	小川原地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅰ-831	館野	小川原地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅲ-357	道ノ下2号	小川原地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅲ-358	唐虫沢	小川原地区コミュニティーセンター	有	
菩提寺	Ⅲ-353	東道ノ上1号	菩提寺集会所	有	
	Ⅲ-354	東道ノ上2号	菩提寺集会所	有	
	Ⅲ-355	東道ノ上3号	菩提寺集会所	有	
	Ⅲ-356	道ノ下1号	菩提寺集会所	有	
助十郎崎	Ⅲ-360	助十郎崎1号	小川原地区コミュニティーセンター	有	
	Ⅲ-361	助十郎崎2号	小川原地区コミュニティーセンター	有	
数牛	Ⅱ-663	数牛地区	数牛生活改善センター	有	
浜台	Ⅱ-670	浜台1号	浜台集会所	有	
田ノ沢	Ⅰ-839	田ノ沢	田ノ沢集会所	有	
	人Ⅱ-123	田ノ沢1号	田ノ沢集会所	有	
舟ヶ沢	Ⅰ-840	舟ヶ沢1号	舟ヶ沢地区生涯学習センター	有	
	Ⅰ-841	舟ヶ沢2号	舟ヶ沢地区生涯学習センター	有	
	Ⅱ-671	舟ヶ沢3号	舟ヶ沢地区生涯学習センター	有	
子ノ鳥平	Ⅲ-364	子ノ鳥平	滝沢平地区生涯学習センター	有	
水尻	Ⅲ-366	水尻	北農村環境改善センター	有	
館・寺澤川端	Ⅲ-367	館2号	長久保集会所	有	
	Ⅲ-368	寺澤川端1号	長久保集会所	有	
	Ⅲ-369	寺澤川端2号	長久保集会所	有	
	人Ⅱ-122	館1号	長久保集会所	有	

地区名	箇所番号	箇所名	避難場所	特別警戒区域	備考
	人Ⅲ-20	館3号	長久保集会所	有	
向簾屋外	Ⅲ-362	篠内平	中央公民館	有	
	Ⅱ-664	ほとけ沢1号	東北中学校	有	
	Ⅱ-665	ほとけ沢2号	東北中学校	有	
	Ⅱ-666	ほとけ沢3号	東北中学校	有	
	人Ⅰ-132	栄町2号	東北中学校	有	
	人Ⅱ-121	ほとけ沢4号	東北中学校	有	
乙供外	Ⅰ-832	栄町	東北中学校	有	
	Ⅰ-833	栄町1号	東北中学校	有	
	Ⅰ-834	塔ノ沢山2号	B&G海洋センター	有	
	Ⅰ-835	表町	B&G海洋センター	有	
	Ⅰ-836	塔ノ沢山	B&G海洋センター	有	
	Ⅰ-837	本町1号	中央公民館	有	
	Ⅱ-667	塔ノ沢山4号	東北中学校	有	
	Ⅱ-668	塔ノ沢山3号	B&G海洋センター	有	
	Ⅱ-669	乙供	元町集会所	有	
	人Ⅰ-131	本町2号	中央公民館	有	
	人Ⅰ-133	塔ノ沢山5号	B&G海洋センター	有	
	人Ⅱ-15203	塔ノ沢山6号	東北中学校	有	
	人Ⅱ-15204	下山1号	東北中学校	有	
馬込	Ⅰ-838	馬込	朝日団地集会所	有	
向平	人Ⅱ-120	向平	千曳地区学習等供用センター	有	

②土石流

地区名	溪流番号	溪流名	避難場所	特別警戒区域	備考
浜台	408-Ⅲ-5	東狼ノ沢	浜台集会所	有	
田ノ沢	408-Ⅲ-4	北田ノ沢	田ノ沢集会所	有	
古屋敷	408-Ⅲ-3	古屋敷沢	蓼内研修センター	有	
向簾屋外	408-Ⅰ-1	向簾屋沢	東北中学校	有	
	408-Ⅲ-2	北向簾屋沢	東北中学校	有	
上畑沢	408-Ⅲ-1	上畑沢	中央公民館	有	
宇道坂	408-Ⅱ-1	宇道坂沢	清水目地区生涯学習センター		
	408-Ⅱ-2	東宇道坂沢	清水目地区生涯学習センター	有	
	408-Ⅱ-3	下添ノ沢	清水目地区生涯学習センター		

資料1-2

3-3-2-1-表1 消防施設等整備状況

区 分	消防吏員・団員数	消防ポンプ							消 火 栓	防火水槽			
		消防ポンプ自動車	水槽付き 消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	はしご付き 消防ポンプ自動車	屈折はしご付き 消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ車	計		40m ³ 未満	40～ 100m ³ 未満	100m ³ 以上	計
上北消防署	23		1				1	2					0
本部分団	8							0					0
上北第1分団	10			1				1	21	7	9		16
上北第2分団	11			1				1	15	3	8		11
上北第3分団	10			1				1	13	5	9		14
上北第4分団	16	1						1	31	6	9		15
上北第5分団	16	1						1	83	4	28		32
上北第6分団	14			1				1	19	3	9		12
上北第7分団	12	1						1	32	7	11		18
上北第8分団	10			1				1	4	1	2		3
上北第9分団	9			1				1	13	4	5		9
上北第10分団	10			1				1	13	1	7		8
小計	149	3	1	7	0	0	1	12	244	41	97	0	138
東北消防署	27		2					2					0
本部分団	13							0					0
東北第1分団	25	1						1	94	19	20		39
東北第2分団	21	1						1	44	18	15		33
東北第3分団	19	1						1	38	14	10		24
東北第4分団	14	1						1	25	15	10		25
東北第5分団	18	1						1	21	10	6		16
東北第6分団	14	1						1	12	4	5		9
東北第7分団	16	1						1	21	4	8		12
さくら分団	0							0					0
小計	167	7	2	0	0	0	0	9	255	84	74	0	158
計	316	10	3	7	0	0	1	21	499	125	171	0	296

3-3-2-2-表1 消防ポンプ自動車等整備計画

区 分	区域名	人口	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
			消防ポンプ自動車	屯所	消防ポンプ自動車	屯所	消防ポンプ自動車	屯所	消防ポンプ自動車	屯所	消防ポンプ自動車	屯所
上北消防署												
本部分団												
上北第1分団	八幡	358							1	1		
上北第2分団	大浦	290										
上北第3分団	徳万才	325										
上北第4分団	上野	925										
上北第5分団	旭町	3,832										
上北第6分団	新山	1,103			1							
上北第7分団	小川原	834	1									
上北第8分団	大洞	102										
上北第9分団	才市田	284										
上北第10分団	虫神	297										
東北消防署												
本部分団												
東北第1分団	乙供	4,070	1									
東北第2分団	甲地	1,331										
東北第3分団	千曳	1,001										
東北第4分団	水喰	553										
東北第5分団	保戸沢	570										
東北第6分団	舟ヶ沢	366										
東北第7分団	淋代	327										
さくら分団												
計		16,568	2	0	0	1	0	0	0	1	1	2

3-3-2-2-表2 消防水利整備計画

区 分	現有数	年次計画					
		全体計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(上北地区)							
消火栓	公設	244	5	1	1	1	1
	私設	2					
防火水槽	40m ³ 未満	41					
	40～100m ³ 未満	97					
	100m ³ 以上						
その他の水利		4					
小計		388	5	1	1	1	1
(東北地区)							
消火栓	公設	255	5	1	1	1	1
	私設	6					
防火水槽	40m ³ 未満	84					
	40～100m ³ 未満	74					
	100m ³ 以上						
その他の水利		4					
小計		423	5	1	1	1	1
計		811	10	2	2	2	2

3-3-3-2-表 1 町有防災無線（固定系（上北地区））

所 属	種 別	設置場所	管理部門	備 考
東北町 (55.865~65.48 MHz) 呼出名称 ぼうさいとうほくこうほう	親局	東北町本庁舎	総務課	
	遠隔制御局	上北消防署	消防署	
	送受信装置	東北町本庁舎	総務課	
	子局	1 虫神	総務課	屋外拡声方式
		2 菩提寺 1	〃	〃
		3 菩提寺 2	〃	〃
		4 向山 1	〃	〃
		5 向山 2	〃	〃
		6 小川原 1	〃	〃
		7 小川原 2	〃	〃
		8 沼崎本村 1	〃	〃
		9 沼崎本村 2	〃	〃
		10 栄沼	〃	〃
		11 旭町 1	〃	〃
		12 旭町 2	〃	〃
		13 旭町 3	〃	〃
		14 花向町 1	〃	〃
		15 花向町 2	〃	〃
		16 豊田	〃	〃
		17 本町 1	〃	〃
		18 本町 2	〃	〃
		19 南町	〃	〃
		20 栄町 1	〃	〃
		21 栄町 2	〃	〃
		22 運動公園	〃	〃
		23 役場	〃	〃
		24 新町	〃	〃
		25 上野 1	〃	〃
		26 上野 2	〃	〃
		27 上野 3	〃	〃
		28 上野 4	〃	〃
		29 境ノ沢	〃	〃
		30 新山 1	〃	〃
		31 新山 2	〃	〃
		32 大洞	〃	〃
		33 才市田	〃	〃
		34 徳万才 1	〃	〃
		35 徳万才 2	〃	〃
		36 中岫平	〃	〃
		37 大浦山	〃	〃
		38 大浦 1	〃	〃
		39 大浦 2	〃	〃
		40 赤平	〃	〃
		41 八幡	〃	〃
		42 戸館	〃	〃
	43 道の駅	〃	〃	
	44 栄町 3	〃	〃	
	戸別受信機	30局		

3-3-3-2-表 2 町有防災無線（固定系（東北地区））

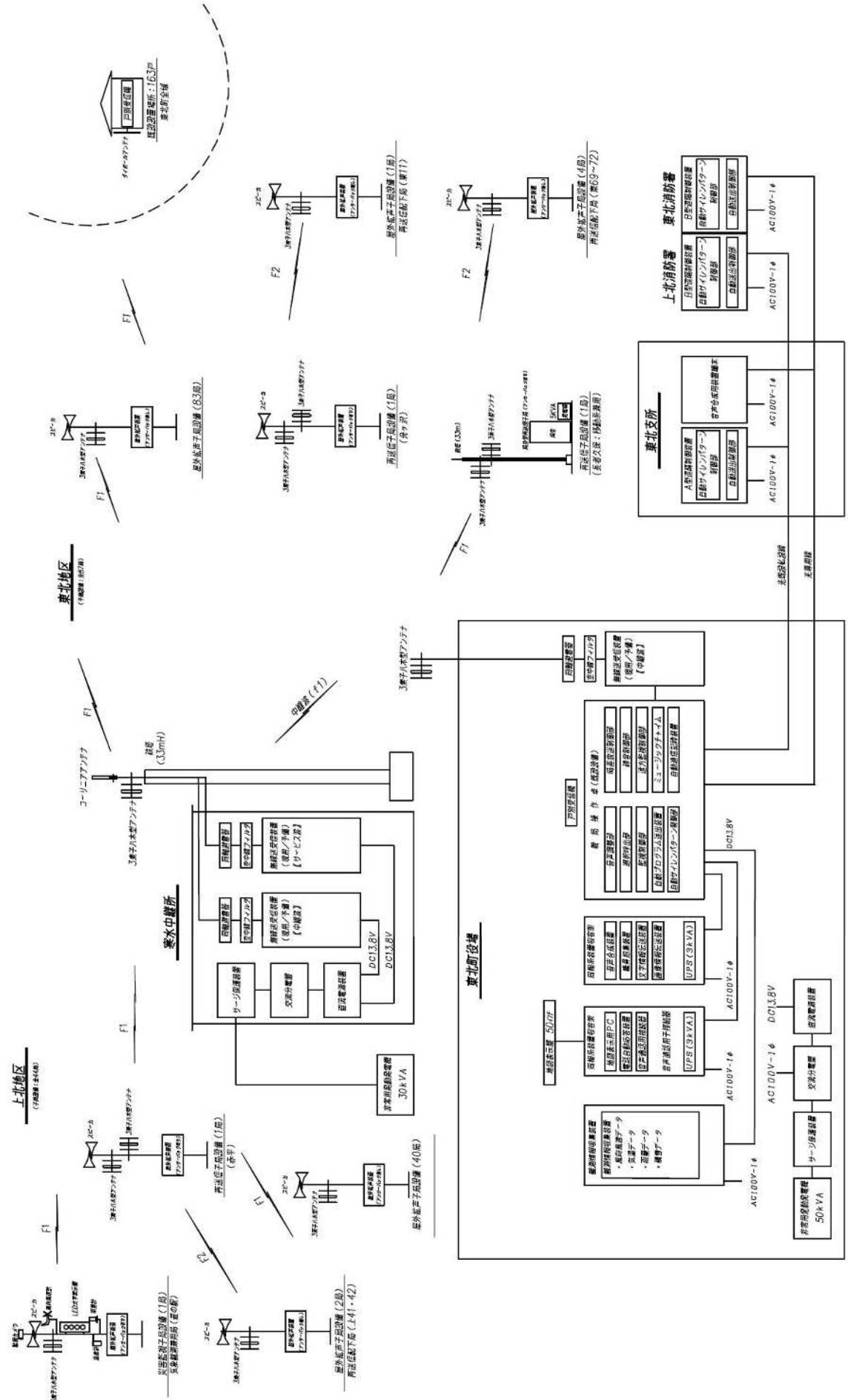
所 属	種 別	設置場所	管理部門	備 考
東北町 (55.865~65.48 MHz) 呼出名称 ぼうさいとうほくこうほう	親局	東北町本庁舎	総務課	
	中継局	寒水中継所		
	中継局	長者久保中継所		対寒水
	遠隔制御局	東北消防署	消防署	
	送受信装置	東北町分庁舎	総務課	
	中継局	字寒水 92-4	〃	
	子局	1 表町	〃	屋外拡声方式
		2 朝日団地	〃	〃
		3 内蛭沢 1	〃	〃
		4 栄町	〃	〃
		5 甲地 1	〃	〃
		6 北栄 1	〃	〃
		7 淋代	〃	〃
		8 外蛭沢 1	〃	〃
		9 千曳	〃	〃
		10 土橋	〃	〃
		11 鶴ヶ崎	〃	〃
		12 巴蘭	〃	〃
		13 保戸沢 1	〃	〃
		14 乙供	〃	〃
		15 美須々	〃	〃
		16 水喰	〃	〃
		17 向籠屋	〃	〃
		18 明美	〃	〃
		19 本町	〃	〃
		20 馬込	〃	〃
		21 緑町	〃	〃
		22 内蛭沢 2	〃	〃
		23 外蛭沢 2	〃	〃
		24 大籠屋	〃	〃
		25 大向籠屋	〃	〃
		26 寒水 1	〃	〃
		27 寒水 2	〃	〃
		28 乙部	〃	〃
		29 保戸沢 2	〃	〃
		30 旭	〃	〃
		31 滝沢	〃	〃
		32 狼ノ沢	〃	〃
		33 御料	〃	〃
		34 漆玉	〃	〃
		35 蒼前	〃	〃
		36 甲地 2	〃	〃
		37 甲地 3	〃	〃
		38 長久保	〃	〃
		39 蓼内	〃	〃
		40 徳万館	〃	〃
		41 船ヶ沢	〃	〃
		42 田ノ沢	〃	〃
		43 浜台	〃	〃
		44 豊栄	〃	〃
		45 野田頭	〃	〃
		46 中村	〃	〃
		47 輝ヶ丘 1	〃	〃
	48 蒨出	〃	〃	
	49 細津	〃	〃	
	50 五十嵐	〃	〃	
	51 輝ヶ丘 2	〃	〃	
	52 輝ヶ丘 3	〃	〃	
	53 輝ヶ丘 4	〃	〃	

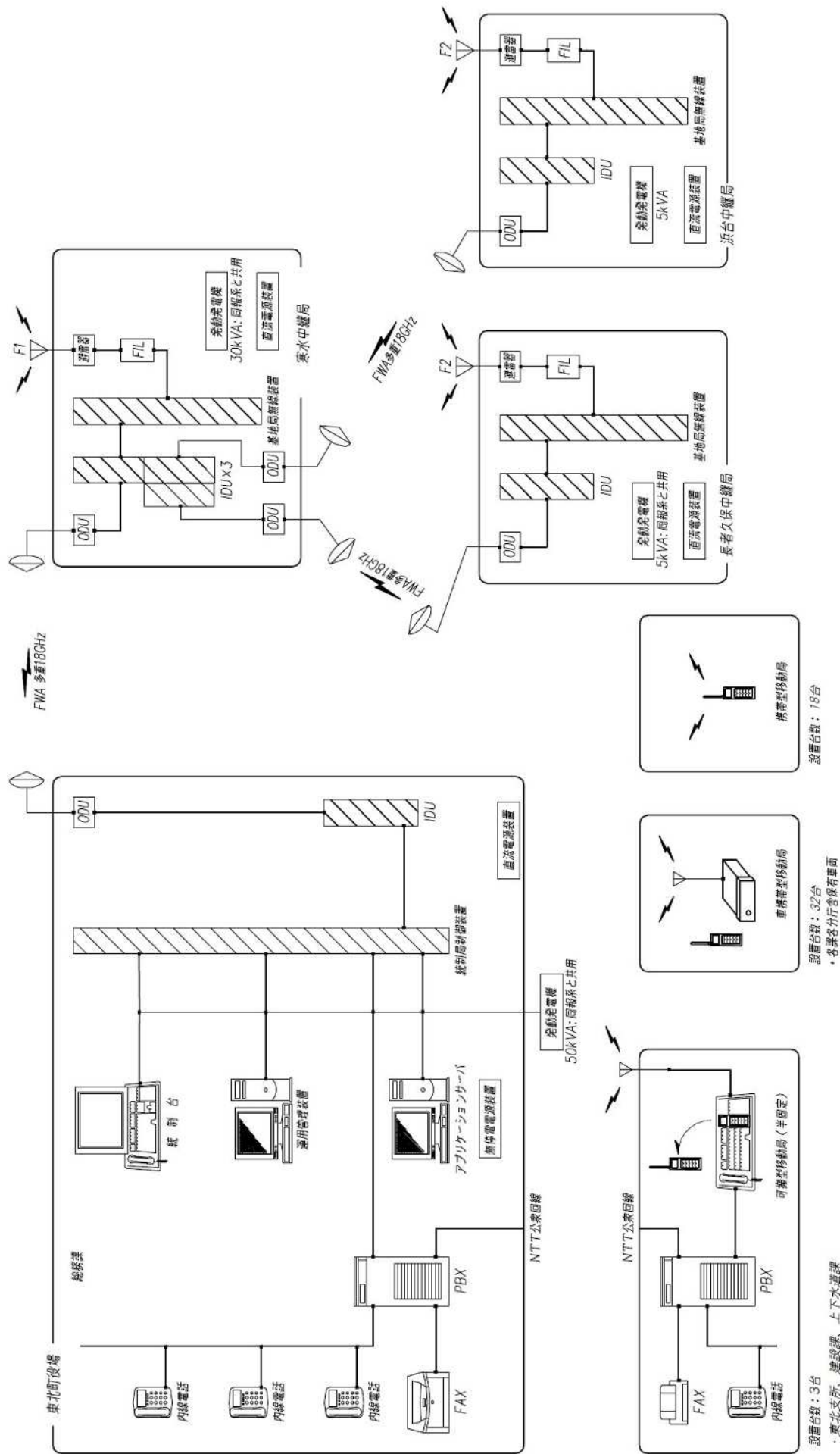
所 属	種 別	設置場所	管理部門	備 考
東北町 (55.865~65.48 MHz) 呼出名称 ぼうさいとうほくこうほう	子局	54 横沢	〃	〃
		55 数牛	〃	〃
		56 豊畑	〃	〃
		57 塔ノ沢	〃	〃
		58 千代畑	〃	〃
		59 林口	〃	〃
		60 石文	〃	〃
		61 北栄2	〃	〃
		62 夫雑原	〃	〃
		63 豊ヶ丘	〃	〃
		64 長者久保	〃	〃
		65 下板橋	〃	〃
		66 向平	〃	〃
		67 上板橋1	〃	〃
		68 上板橋2	〃	〃
		69 石坂	〃	〃
		70 下清水目	〃	〃
		71 上清水目	〃	〃
		72 添ノ沢	〃	〃
		73 北栄3	〃	〃
		74 北栄4	〃	〃
		75 南平	〃	〃
		76 北栄5	〃	〃
		77 内蛇沢3	〃	〃
		78 巴蘭2	〃	〃
		79 浜台2	〃	〃
		80 豊前1	〃	〃
		81 豊前2	〃	〃
		82 豊瀬	〃	〃
	83 柵	〃	〃	
84 分庁舎	〃	〃		
85 みどりヶ丘団地	〃	〃		
86 下山	〃	〃		
87 長者久保	〃	〃		
	戸別受信機	1 2 5局		

3-3-3-2-表3 町有防災無線（移動系）

所 属	種 別	呼出名称	設置場所等	
東北町 (262.0375～ 265.2125MHz)	基地局	ぼうさいとうほく	東北町役場本庁舎	
	中継局	(ぼうさいひやみず)	固定無線中継局に併設	
	中継局	(ぼうさいつるがさき)		
	中継局	(ぼうさいちようじゃくぼ)	固定無線中継局に併設	
	送受信装置	統制台	ぼうさいとうほく 100	総務課内
	遠隔制御局	可搬式（半固定）	” ししよ (120)	東北支所内
	”	”	” けんせつ (130)	建設課（分室）内
	”	”	” すいどう (140)	上下水道課内
	移動局	車載	” 11	総務課
		”	” 12	総務課交通指導車
		”	” 13	総務課消防指導車
		”	” 14	上北第1分団消防車
		”	” 15	上北第2分団消防車
		”	” 16	上北第3分団消防車
		”	” 17	上北第4分団消防車
		”	” 18	上北第5分団消防車
		”	” 19	上北第6分団消防車
		”	” 20	上北第7分団消防車
		”	” 21	上北第8分団消防車
		”	” 22	上北第9分団消防車
		”	” 23	上北第10分団消防車
		”	” 24	東北第1分団消防車
		”	” 25	東北第2分団消防車
		”	” 26	東北第3分団消防車
		”	” 27	東北第4分団消防車
		”	” 28	東北第5分団消防車
		”	” 29	東北第6分団消防車
		”	” 30	東北第7分団消防車
		”	” 31	建設課車
		”	” 32	建設課車
		”	” 33	建設課車
		”	” 34	総務課
		”	” 35	建設課タイヤショベル
		”	” 36	建設課タイヤショベル
		”	” 37	建設課車
		”	” 38	建設課ショベル
		”	” 39	水道課パジェロ
		”	” 40	企画課車（132）
		”	” 41	農林水産課
		”	” 42	総務課
		携帯	” 201	総務課
		”	” 202	総務課
		”	” 203	総務課
		”	” 204	総務課
		”	” 205	東北支所
		”	” 206	東北支所
		”	” 207	東北支所
	”	” 208	東北支所	
	”	” 209	東北支所	
	”	” 210	東北支所	
	”	” 211	建設課	
	”	” 212	建設課	
	”	” 213	建設課	
	”	” 214	建設課	
	”	” 215	水道課	
	”	” 216	水道課	
	”	” 217	上北消防署	
	”	” 218	東北消防署	

3-3-3-2-表 4 町有防災無線 (通信系統図)





3-3-3-2-表 5 消防無線設備

所属	局種別	呼出名称	設(常)置場所 電話番号	予備電源	備考
中央 消防署	基地局	ちゅうぶしょうぼうほんぶ		有	
	陸上移動局	ちゅうぶちゅうおう1	七戸町字荒熊内 159-4	無	
		ちゅうぶこうほう1		〃	
		ちゅうぶしれい1	消防本部	〃	
		ちゅうぶしきざい1	0176-62-3142	〃	
		ちゅうぶたんく1		〃	
		ちゅうぶすいそう1	中央消防署	〃	
		ちゅうぶかがく1	0176-62-3141	〃	
		ちゅうぶぼんぷ1		〃	
		ちゅうぶきゅうきゅう1		〃	
		ちゅうぶきゅうきゅう2		〃	
		ちゅうぶかはん1		〃	
		ちゅうぶけいたい1~6		〃	
ちゅうぶけいたい1 1~1 3		〃			
上北 消防署	陸上移動局	ちゅうぶかみきた1	東北町大字上野字上野 124-1	無	
		かみきたたんく1		〃	
		かみきたたんく2	上北消防署	〃	
		かみきたきゅうきゅう1	0176-56-2119	〃	
		かみきたけいたい1~4		〃	
東北 消防署	基地局	ちゅうぶじゅうにさと	東北町字塔ノ沢山 1-452	有	
		ちゅうぶふねがさわ		〃	
		ちゅうぶひがしこうえん	東北消防署	〃	
	陸上移動局	ちゅうぶとうほく1	0175-63-2520	無	
		とうほくたんく1		〃	
		とうほくたんく2		〃	
		とうほくきゅうじょ1		〃	
		とうほくしれい1		〃	
とうほくきゅうきゅう1		〃			
とうほくけいたい1~5		〃			
東北町 消防団	陸上移動局	とうほくだん1~2	東北町役場本庁舎(総務課) 0176-56-4036	無	
		とうほくだん3	東北第1分団	〃	
		とうほくだん4	東北第2分団	〃	
		かみきただん1	上北第5分団	〃	

3-3-4-1-表 1 水防倉庫資機材備蓄状況（町）

倉庫名等	資機材名	単位	数量	資機材名	単位	数量
上北地区水防倉庫 (上北南四丁目 32-316) (役場書庫 1階 20㎡)	ツルハシ	丁	1	ビニール袋・麻袋	袋	1,500
	スコップ	〃	5	かます	俵	
	掛矢	〃	1	ビニールシート	枚	8
	たこ鍬	〃		縄	丸	20
	唐鍬	〃	3	鉄線	kg	
	ペンチ	〃		ロープ	m	5
	おの	〃	3	小車	台	
	のこぎり	〃		鉄杭	本	
	鎌	〃	1	小型発電機	台	
	ハンマー	〃		コードリール	台	
	丸太	本				
	空俵	俵		照明器具	台	
東北地区水防倉庫 (字塔ノ沢山 52) (プレハブ 20㎡)	ツルハシ	丁		ビニール袋・麻袋	袋	400
	スコップ	〃	5	かます	俵	
	掛矢	〃	1	ビニールシート	枚	1
	たこ鍬	〃		縄	丸	2
	唐鍬	〃		鉄線	kg	
	ペンチ	〃	2	ロープ	m	
	おの	〃	1	小車	台	
	のこぎり	〃	2	鉄杭	本	
	鎌	〃	2	小型発電機	台	
	ハンマー	〃		コードリール	台	
	丸太	本				
	空俵	俵		照明器具	台	

3-3-4-3-表 1 水防倉庫資機材整備計画（町）

資機材名	単位	数 量	資機材名	単位	数 量
ス コ ッ プ	丁	10	丸 太 (3.5m)	本	20
掛 矢	〃	3	丸 太 (2.5m)	〃	30
た こ 鍬	〃	1	丸 太 (2.0m)	〃	50
唐 鍬	〃	3	ビニール袋・麻袋	袋	5,000
ペ ン チ	〃	3	縄	丸	20
お の	〃	3	鉄 線	kg	20
の こ ぎ り	〃	3	ロ ー プ	m	
鎌	〃	5	証 明 具	個	3

3-3-4-4-表 1 水防倉庫資機材備蓄状況（県）

(令和5年度青森県水防計画書)

倉庫名等	資機材名	単位	数量	資機材名	単位	数量
内蛇沢水防倉庫 (字赤川道 86) 【管理者】 上北地域県民局地域整備 部 河川砂防管理課長	ツルハシ	丁	12	ビニール袋	袋	20,000
	スコップ	〃	118	塩ビパイプ	本	20
	掛矢	〃	5	ビニールシート	枚	123
	たこ鍬	〃	3	縄	丸	45
	唐鍬	〃	5	ロープ	m	800
	ペンチ	〃	5	鉄線	kg	100
	おの	〃	4	小車	台	5
	のこぎり	〃	6	オイルフェンス	m	48
	鎌	〃	5	オイルマット	枚	500
	ハンマー	〃	16	小型発電機	台	1
	丸太	本	200	大型土のう	袋	100
	鋼棒	本	200	照明器具	台	2

3-3-4-5-表1 水防倉庫資機材備蓄状況(国)

倉庫名等	資機材名	単位	数量	資機材名	単位	数量
花切川緊急資材庫 (大字上野字南谷地) 【管理者】 高瀬川河川事務所 小川原湖出張所	土のう	袋	2,250	アンカー	個	
	大型土のう	袋	235	縄	束	6
	瞬間土のう	袋	1,400	クレモナロープ	束	92
	トラロープ	束	1	塩ビパイプ	本	198
	水防シート	枚	138	針金	束	2
	丸太	本	20	アンカー筋	本	205
津花川緊急資材庫 (大字大浦) 【管理者】 高瀬川河川事務所 小川原湖出張所	土のう	袋	60	アンカー	個	4
	大型土のう	袋	1,820	縄	束	
	瞬間土のう	袋		クレモナロープ	束	
	トラロープ	束		塩ビパイプ	本	
	水防シート	枚		針金	束	
	丸太	本	110	アンカー筋	本	

3-3-5-1-表1 救助資機材等整備状況

区分	一般救助器具						重量物排除用器具					切断用器具							
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機
上北消防署	2	2							1	1			1			3	1		
東北消防署	2	4	2	1	1	4	1	1	2	2	1		4	1	1	4	2	1	
計	4	6	2	1	1	4	1		3	3	1		4	1	1	7	3	1	

区分	破壊用器具				測定用器具				呼吸保護用器具				隊員保護用器具						
	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服
上北消防署	2	2				1			7				1	1	1	1			
東北消防署	6	3	1	1	2	2	2		11	2		2	5	5	5	5	8		
計	8	5	1	1	2	3	2		18	2		1	6	6	6	6	8		

区 分	水難救助用器具							山岳救助用器具		その他の救助用器具									
	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機	エアーツール	リングブイ	レスキューチューブ
上北消防署	4	8		1						1	2	3	4					1	1
東北消防署	2	13		3	1					2	2	4	13	1	1				1
計	6	21		4	1					3	4	7	17	1	1			1	2

3-3-6-1-表1 広域防災拠点等整備状況

整理番号	施設等名	所在地	連絡先	備考
東北-1	南総合運動公園 ふれあいドーム上北	大字大浦字明堂向 299-1	0176-56-5553	二次
東北-2	南総合運動公園 ソフトボール場	大字大浦字明堂向 106-46	〃	
東北-3	南総合運動公園 多目的運動場	大字大浦字明堂向 106-258	〃	
東北-4	南総合運動公園 野球場	大字大浦字明堂向 106-91	〃	
東北-5	南総合運動公園 わんぱく広場	〃	〃	
東北-6	北総合運動公園 陸上競技場	字外蛭沢前平 79-47	0175-63-3500	
東北-7	北総合運動公園 野球場	〃	〃	
東北-8	北総合運動公園 多目的広場	〃	〃	
東北-9	北総合運動公園 総合トレーニングセンター	〃	〃	
東北-10	北総合運動公園 合宿所	〃	〃	
東北-11	北総合運動公園 屋内ゲートボール場	〃	〃	

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点であり、本町には存在しない。

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点。

3-3-7-1-表1 その他施設・設備等整備状況（重機類）

区 分	トラック	軽トラック	ダンプトラック	ブルドーザー	タイヤショベル	モーターグレーダー	大型ロータリー	中型ロータリー	小型ロータリー	歩道ロータリー	ショベルローダー	散布車	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイルトライプトラクター	クローラタイプトラクター	浮グレーン	トラレーラー	リフト車	作業車	パネル橋	締固機械
建設課																							
本庁			1		2	1			1	1													
分庁		1	3		2	1	1	1	1	1		1								1			
東北支所	1																						
上下水道課	2	1																					
社会教育スポーツ課																							
北総合運動公園		1			1																		
南総合運動公園		1														3							
町民文化センター		1																					
保健衛生課																							
保健福祉センター		1																					
農林水産課																							
横沢山共同放牧場																2							
淋代山放牧場																1	1						
計（台）	3	6	4	0	5	2	1	1	2	2	0	1	0	0	0	6	1	0	0	1	0	0	0

3-5-1-表1 自主防災組織一覧表

名 称	代 表	備 考
沼崎本村火防組合	沼尾 幸一	
菩提寺火防組合	竹内 敏正	
乙供元町ボランティア会	安江 福照	

3-9-1-6-表1 指定避難所及び指定緊急避難場所

(上北地区)

収容地区名	施設名	所在地	収容人員	電話番号	施設の構造、面積	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用	
						給水	炊飯	浸水時	土砂災害時
新戸八赤大徳中才 万軸市 箱館幡平浦才平田	新館地区集会所	新館字籠1-5	160	0176-62-2391	R C造平屋建 529 m ²	有	有	可	可
	新館公園	〃	830		2,760 m ²	有	無	可	可
	旧第一小学校グラウンド	大浦字二津屋16-4	3,330		11,008 m ²	無	無	可	可
	ソフトボール場	大浦字大浦1-1	3,630		12,000 m ²	無	無	可	可
	大浦地区多目的研修集会所	大浦字大浦21-1	130	56-5084	S R C造平屋建 451 m ²	有	有	可	可
	大浦ふれあい公園	大浦字大浦26-1	310		1,040 m ²	有	無	可	可
	徳万才地区コミュニティセンター	大浦字上久保1-10	100	56-5557	木造平屋建 342 m ²	有	有	可	可
	徳万才ふれあい公園	大浦字徳万才7-1	400		1,339 m ²	有	無	可	可
	才市田集会所	大浦字古館2-1	90	56-5255	鉄骨造平屋建 303 m ²	有	有	可	可
菩提寺神小川原山沼崎本村	旧小川原小グラウンド	大浦字館野41-3	3,560		11,754 m ²	無	無	可	可
	菩提寺集会所	大浦字東道ノ上24-2	100	56-5213	S R C造平屋建 341 m ²	有	有	可	可
	虫神集会所	大浦字南家ノ裏48-3	110	56-2810	鉄骨造平屋建 381 m ²	有	有	可	可
	虫神公園	〃	450		1,500 m ²	有	無	可	可
	小川原地区コミュニティセンター	大浦字中久根下108-9	150	56-2639	木造一部鉄骨造平屋建 519 m ²	有	有	可	可
	向山集会所	大浦字向山31-3	100	56-3103	鉄骨造平屋建 332 m ²	有	有	可	可
	沼崎集会所	大浦字沼端13-4	90	56-3371	R C造平屋建 297 m ²	有	有	可	可

収容地区名	施設名	所在地	収容人員	電話番号	施設の構造、面積	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用	
						給水	炊飯	浸水時	土砂災害時
大境新上豊新本南旭花栄 ノ 洞沢山野田町沼町 向	上北小学校	上野字堤向 22-1	1,550	56-2048	R C造3階建 4,338 m ² (体育館) R C造平屋建 883 m ²	有	有	可	可
	同上グラウンド	//	6,650		21,951 m ²	有	無	可	可
	上小ふれあい館	//	100	58-1095	木造平屋建 437 m ²	有	有	可	可
	上北中学校	上北南四丁目 32-1	1,960	56-2101	R C造3階建 3,967 m ² (体育館) R C造一部2階建 1,323 m ² (柔剣道場) R C造2階建 964 m ² (きずなの家) 木造平屋建 471 m ²	有	有	可	可
	同上グラウンド	//	7,870		21,915 m ² 4,032 m ²	有	無	可	可
	南総合運動公園	大浦字明堂向 106-91	11,450	56-5553	37,800 m ²	有	無	可	可
	町民運動場	旭南二丁目 470-1	8,030		26,500 m ²	有	無	可	可
	町民体育館	上野字上野 191-1	820	56-3761	R C造一部2階建 2,714 m ²	有	無	可	可
	上北保健福祉センター	//	360	56-2933	R C造2階建 1,200 m ²	有	有	可	可
	上北地区公民館	//	340	56-2261	R C造2階建 1,138 m ²	有	無	可	可
	町民文化センター	上野字上野 191-15	660	56-5180	R C造一部2階建 2,187 m ²	有	有	可	可
	大洞集会場	大浦字西淋代 65-1	90	56-5800	鉄骨造平屋建 321 m ²	有	有	可	可
	新山地区コミュニティーセンター	大浦字明堂向 47-1	150	56-2044	木造平屋建 499 m ²	有	有	可	可
	新山公園	//	860		2,860 m ²	有	無	可	可
	南農村環境改善センター	上野字軍事屋敷 3-1	250		R C造平屋建 850 m ²	有	有	可	可
	上野公園	上野字久保 28	730		2,416 m ²	有	無	可	可
	新町集会所	上北北三丁目 26-1	100	56-5140	木造平屋建 364 m ²	有	有	可	可
	本町集会所	上北北一丁目 34-98	70	56-5252	木造一部鉄骨造平屋建 258 m ²	有	有	不可	可
	南町集会所	上北南一丁目 31-267	90	56-2437	R C造平屋建 325 m ²	有	有	不可	可
	旭町地区コミュニティーセンター	旭南二丁目 31-1000	150	56-5202	R C造平屋建 499 m ²	有	有	不可	可
	小川原湖交流センター「宝湖館」	上野字南谷地 131	200	56-3820	鉄骨造2階建 3,737 m ²	有	有	不可	可
	花向町集会所	上野字北谷地 9-9	100	56-5208	鉄骨造平屋建 332 m ²	有	有	不可	可
	栄町集会所	上野字新堤向 23	100	56-5233	木造平屋建 364 m ²	有	有	可	可

(東北地区)

収容地区名	施設名	所在地	収容人員	電話番号	施設の構造、面積	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用	
						給水	炊飯	浸水時	土砂災害時
清水目	清水目地区生涯学習センター	字上清水目38-1	290	0175-64-0715	木造平屋建 759 m ² (体育館) 木造平屋建 228 m ²	有	有	可	可
	同上広場	//	1,450		4,810 m ²	無	無	可	可
千 曳	千曳地区学習等 供用センター	字大平1	140	64-0082	R C造平屋建 488 m ²	有	有	可	可
	旧千曳小学校 グラウンド	字家ノ下タ 61-50	8,700		28,737 m ²	無	無	可	可
夫 雑 原	夫雑原地区生涯学習センター	字夫雑原39-2	100	63-2882	木造平屋建 354 m ²	有	有	可	可
	同上広場	//	2,500		8,251 m ²	無	無	可	可
乙 供	中央公民館	字膳前48	520	63-2741	R C造平屋 一部2階建 1,735 m ²	有	有	可	可
	同上駐車場	//	1,050		3,489 m ²	有	無	可	可
	老人福祉センター	字上笹橋 45-10	330	63-2717	R C造平屋建 1,100 m ²	有	有	不可	可
	B & G 海洋 センター	字塔ノ沢山 1-414	330	63-3890	鉄骨造平屋建 1,102 m ²	有	無	可	可
	同上駐車場	//	570		1,905 m ²	有	無	可	可
	コミュニティセ ンター「未来館」	字塔ノ沢山 1-94	800	0176- 56-4818	R C造一部2階 建 2,644 m ²	有	有	可	不可
	保健福祉センター	字膳前 37-1	290	63-2001	木造平屋建 974 m ²	有	有	不可	可
	元町集会所	字柳沢 5-5	70		木造平屋建 245 m ²	有	有	可	可
坂下・栄町集会所	字上笹橋 29-6	80		木造平屋建 284 m ²	有	有	不可	可	
蛭 沢	東北中学校	字塔ノ沢山 1-11	1,300	63-2620	R C造3階建 4,077 m ² (体育館) R C造一部2階 建 1,372 m ²	有	有	可	可
	同上グラウンド	//	6,500		21,564 m ²	有	無	可	可
	東北町武道館	//	250	63-2830	木造平屋建 1,380 m ²	有	有	可	可
	東北小学校	字塔ノ沢山 1-484	1,400	63-2618	R C造2階建 4,869 m ² (体育館) S R C造平屋建 1,058 m ²	有	有	可	可
	同上グラウンド	字塔ノ沢山 1-485	6,400		21,122 m ²	無	無	可	可
	蛭沢地区学習等 供用センター	字塔ノ沢山 1-487	150	63-3010	R C造平屋建 514 m ²	有	有	可	可
	北総合運動公園 総合トレーニング センター	字外蛭沢前平 79-47	1,600	63-3500	R C造平屋建 5,534 m ²	有	有	可	可
	同上野球場	//	3,800		12,721 m ²	有	無	可	可
	同上陸上競技場	//	6,800		22,560 m ²	有	無	可	可
	同上多目的広場	//	9,600		31,911 m ²	有	無	可	可
同上管理棟周辺	//	2,600		8,800 m ²	有	無	可	可	

収容地区名	施設名	所在地	収容人員	電話番号	施設の構造、面積	給水・炊飯施設の有無		災害別の利用	
						給水	炊飯	浸水時	土砂災害時
滝沢平	滝沢平地区生涯学習センター	字滝沢平2-502	250	62-2022	木造平屋建 836 m ²	有	有	可	可
	同上広場	〃	1,600		5,445 m ²	無	無	可	可
甲地	北農村環境改善センター	字素柄邸93-10	300	62-2439	R C造平屋一部2階建 1,027 m ²	有	有	可	可
	甲地小学校	字往來ノ下50	830	62-2011	R C造2階建 2,433 m ² (体育館) 鉄骨造平屋建 860 m ²	有	有	可	可
	同上グラウンド	〃	3,500		11,720 m ²	有	無	可	可
舟ヶ沢	舟ヶ沢地区生涯学習センター	字船ヶ沢57-2	70	62-2023	木造平屋建 236 m ²	有	有	可	可
水喰	水喰地区学習等供用センター	字切左坂道ノ上38-118	120	62-2186	R C造平屋建 404 m ²	有	有	可	可
	旧水喰小学校グラウンド	字切左坂道ノ上38	4,500		15,139 m ²	無	無	可	可
淋代	淋代地区生涯学習センター	字高森30-1	210	68-2055	木造平屋建 240 m ² (体育館) R C造平屋建 467 m ²	有	有	可	可
	同上広場	〃	1,400		4,638 m ²	無	無	可	可
美須々	美須々地区生涯学習センター	字ガス平1213	140	68-2054	木造平屋建 204 m ² (体育館) R C造 260 m ²	有	有	可	可
	同上広場	〃	4,900		16,205 m ²	無	無	可	可
寒水	寒水地区生涯学習センター	字寒水下モ42-6	270	63-2989	木造平屋建 278 m ² (体育館) R C平屋建 637 m ²	有	有	可	可
	同上広場	〃	2,400		8,202 m ²	無	無	可	可

※建物への収容人員は長期収容（3.3 m²当たり1.0人）とし、公園等野外の収容人員も同様とする。

3-13-5-5-表1 主として要配慮者が利用する施設

①高瀬川浸水想定区域

施設種別	施設名	所在地	伝達方法	
			電話番号 (FAX)	その他の手段
病院 (診療所)	旭日クリニック	東北町大字上野字 南谷地 258-1	0176-58-2050 (0176-58-2051)	防災無線・伝令 広報車等
病院 (診療所)	すみれ内科クリニック	東北町上北北一丁目 34-103	0176-56-2221 (0176-56-5699)	防災無線・伝令 広報車等
病院 (診療所)	小川原湖クリニック	東北町上北北一丁目 34-45	0176-56-5600 (0176-56-1158)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 認知症対応型 共同生活介護 施設	グループホーム 和の家なごみ	東北町上北北二丁目 33-315	0176-58-1113 (0176-58-1114)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 認知症対応型 共同生活介護 施設	グループホーム すみれ湖	東北町上北北一丁目 34-390	0176-58-1127 (0176-58-1128)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 通所介護施設	デイサービスセンター ヴィラ中央	東北町上北北二丁目 33-55	0176-58-1110 (0176-58-1120)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 サービス付き 高齢者向け住宅	シルバーハウス ふれあい	東北町大字上野字 北谷地 5-58	0176-58-5031	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設	ケアハウス和森館	東北町上北北二丁目 33-305	0176-58-1101	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設	シルバータウン	東北町大字上野字 南谷地 238-2	0176-58-1155 (0176-58-1156)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設	すみれーな本館	東北町上北北一丁目 34-103	0176-56-2996	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設	すみれーな森川館	東北町上北南一丁目 30-105	0176-58-1266	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 グループホーム	グループホーム 第1けやき	東北町上北南三丁目 32-351	0176-58-1432	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 グループホーム	グループホーム 第2けやき	東北町旭南三丁目 474-1	0176-56-5460	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 グループホーム	安心ハウスあさひ	東北町旭南三丁目 296-2	0176-58-1155 (0176-58-1060)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設 グループホーム	グループホーム ぽぷらのもり太陽上北	東北町上北北一丁目 34-239	0175-62-3008 (0175-62-3988)	防災無線・伝令 広報車等
社会福祉施設	豊穰の杜作業所	東北町上北南一丁目 22-93	0176-27-6345	防災無線・伝令 広報車等

②赤川浸水想定区域

施設種別	施設名	所在地	伝達方法	
			電話番号 (FAX)	その他の手段
社会福祉施設 サービス付き 高齢者向け住宅	ケアホーム乙供	東北町字上笹橋 48-9	0175-65-5522	防災無線・伝令 広報車等

③野辺地川浸水想定区域

施設種別	施設名	所在地	伝達方法	
			電話番号 (FAX)	その他の手段
該当なし				

4-6-2-5-表1 協定の締結状況（地方公共団体等）

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処東北支処・中部上北広域事業組合・東北町との消防活動における相互援助に関する協定	平成7年9月1日	航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処東北支処、中部上北広域事業組合、東北町	消防
青森県消防相互応援協定	平成28年3月1日	県内全市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	消防
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	平成30年12月6日	県、全市町村	災害全般
水道災害相互応援協定	昭和44年4月1日	県内全市町村	水道災害
大規模災害等の相互応援に関する協定	平成27年3月31日	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会（北海道、青森県、茨城県、石川県、福岡県、宮崎県内の21市町村）	災害全般

4-6-3-表1 協定の締結状況（防災関係機関等）

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時の医療救護活動に関する協定	平成7年3月29日	（社）上十三医師会	医療救護
災害時の情報交換に関する協定	平成22年4月20日	国土交通省東北地方整備局長	情報の収集・伝達
災害復旧時の協力に関する協定	平成23年4月26日	東日本電信電話（株）青森支店	情報の収集・伝達
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成24年3月8日	（株）NTTドコモ東北支社青森支店	情報の収集・伝達、通信設備復旧等の協力
災害時における石油類の優先供給に関する協定	平成24年8月1日	青森県石油商業組合上北支部東北ブロック長	燃料
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成25年7月11日	東北町建設業協会災害対策協議会	災害全般
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年6月20日	東日本電信電話（株）青森支店	特設公衆電話
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成29年12月1日	一般社団法人青森県エルピーガス協会	燃料、資機材等
災害時における物資供給に関する協定	平成30年7月10日	NPO法人コメリ災害対策センター	物資
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成30年9月1日	東北町建設業協会災害対策協議会、一般社団法人日本建設機械レンタル協会青森支部	資機材等
東北町と野辺地郵便局及び東北町内郵便局との包括連携に関する協定	令和1年7月4日	野辺地郵便局及び東北町内郵便局	情報の収集・伝達、広報等
災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年6月1日	ヤフー株式会社	防災アプリ等
災害時の連携協力に関する協定	令和2年8月20日	東北電力ネットワーク株式会社十和田電力センター	情報の収集・伝達、重点施設の電力復旧等
地域防災パートナーシップ協定	令和3年7月21日	青森放送株式会社	災害情報の放送等
災害時における飲料の供給に関する協定	令和4年2月8日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	飲料

4-9-2-2-表1 災害発生のおそれがある段階の警戒体制（津波警報等の発表後）

監視場所	監視人	備考
浜台湖水浴場	東北消防署、商工観光課	
田ノ沢	東北消防署、東北第6分団	
舟ヶ沢	東北消防署、東北第6分団	
鶴ヶ崎	東北消防署、東北第6分団	
栄沼	上北消防署、上北第5分団	
小川原湖公園 湖水浴場	上北消防署、商工観光課	
小川原湖 (漁場等)	小川原湖漁業協同組合	
沼崎本村、 助十郎崎	上北消防署、上北第7分団	
姉沼、 母衣平羽生	上北消防署、上北第7分団	
高瀬川 (七戸川)	上北消防署、建設課	

4-13-2-7-表1 炊き出しの実施場所

実施場所	所在地	電話番号	対象区域	機材等の 整備状況	備考
町民文化センター	大字上野字上野 191-15	0176- 56-5180	町全域	釜、食器類	
上北保健福祉 センター	大字上野字上野 191-1	0176- 56-2933	町全域	〃	
南農村環境改善 センター	大字上野字軍事屋敷 3-1	0176- 56-2402	町全域	〃	
小川原地区コミュ ニティーセンター	大字大浦字中久根下 108-9	0176- 56-2639	町全域	〃	
大浦地区多目的研 修集会所	大字大浦字大浦 21-1		町全域	〃	
コミュニテイ センター「未来館」	字塔ノ沢山1-94	0176 56-4818	町全域	〃	
中央公民館	字膳前48	0175- 63-2741	町全域	〃	
老人福祉センター	字上笹橋45-10	0175- 63-2001	町全域	〃	
北農村環境改善 センター	字素柄邸93-10	0175- 62-2439	町全域	〃	
千曳地区学習等 供用センター	字大平1	0175- 64-0082	町全域	〃	
水喰地区学習等 供用センター	字切左坂道ノ上 38-118	0175- 62-2186	町全域	〃	

4-13-2-8-表1 炊き出しの協力団体

団体名	会員数	担当課	電話番号	備考
東北町赤十字奉仕団	上北地区 25人 東北地区 11人	福祉課	0176-56-3111	
東北町連合婦人会	120人	社会教育 スポーツ課	〃	
東北町食生活改善推進員会	上北地区 28人 東北地区 18人	保健衛生課	〃	

4-13-3-4-表1 副食、調味料等の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
東北町商工会商業サービス部会	上北南4-32-480	0176-56-2335	
上北町商業協同組合	上北北1-24-18	0176-56-2462	

4-13-3-4-表2 調達食料及び供給食料の集積場所

施設名	所在地	電話番号	備考
町民文化センター	大字上野字上野 191-15	0176-56-5180	
コミュニティセンター「未来館」	字塔ノ沢山 1-94	0176-56-4818	

4-14-3-1-表1 給水資機材

種類	給水タンク能力数量	電話番号	備考
上下水道課	1. 5 m ³ ×1基 0. 5 m ³ ×1基	0176-58-1061	

4-14-3-2-表1 飲料水の補給用水源

名称	所在地	有効取水量 (m ³ /日) 配水池容量 (m ³)	井戸名
上北水系浄水場	大字上野字新堤向 61-3	4,581 m ³ /日 2,230 m ³	本町第1水源深井戸 本町第2水源深井戸 本町第3水源深井戸
小川原水系浄水場	大字大浦字唐虫沢 44-160	1,176 m ³ /日 818 m ³	小川原水源深井戸
大浦水系浄水場	大字大浦字据崎 29-3	604 m ³ /日 218 m ³	大浦水源深井戸
外蛭沢東部浄水場	字塔ノ沢山 56	3,919 m ³ /日 1,660 m ³	第1水源 第2水源 第3水源 第6水源
滝沢平浄水場	字滝沢平 2-502	2,498 m ³ /日 1,235 m ³	滝沢平第1水源 滝沢平第2水源
横沢山浄水場	字寒水下モ 33-10	659 m ³ /日 286 m ³	第1水源 第2水源
美須々浄水場	字ガス平 1346-4	340 m ³ /日 170 m ³	美須々水源
淋代浄水場	字大田平 62-2	295 m ³ /日 164 m ³	淋代水源
北栄浄水場	字夫雑原 281-1	459 m ³ /日 282 m ³	北栄水源
千曳浄水場	字湯沢 17-1	1,210 m ³ /日 125 m ³	千曳水源
上清水目浄水場	字林下 14	295 m ³ /日 80 m ³	上清水目水源

4-15-3-1-表1 応急仮設住宅の建設予定地(候補地)

地区名	所在地	面積	所有者	賃貸契約内容等	予定地の状況
大浦	東北町大字大浦字二津屋 16-4 旧第一小学校グラウンド	11,008 m ²	町		未使用
小川原	東北町大字大浦字館野 41-3 旧小川原小学校グラウンド	11,754 m ²	町		未使用
新山	東北町大字大浦字明堂向 106-91 南総合運動公園	8,000 m ²	町		
旭町	東北町旭南2丁目 470-1 町民運動場	28,285 m ²	町		
千曳	東北町字家ノ下 61-51 旧千曳小学校グラウンド	28,599 m ²	町		未使用
蛭沢	東北町字外蛭沢前平 79-47 東北町北総合運動公園	26,488 m ²	町		
甲地	東北町字住来ノ下 50 甲地小学校グラウンド	11,720 m ²	町		
水喰	東北町字切左坂道ノ上 38 旧水喰小学校グラウンド	15,139 m ²	町		未使用

4-15-5-2-表1 建築資材の調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能数量		備考
			品名	数量	
東北町建設業協会	字中村道ノ下2-3	0175-62-2042			

4-15-5-3-表1 建築技術者の要請先

名称	所在地	電話番号	技術者等人数	備考
東北町建設業協会	字中村道ノ下2-3	0175-62-2042	63社	事務局：中村建設工業㈱

4-16-3-2-表1 遺体の一時保管場所

名称	管理者	電話	所在地	施設概況	収容能力	備考
旧第一小学校	町	—	大字大浦字二津屋16-4			
旧千曳小学校	町	—	字家ノ下61-50			
旧水喰小学校	町	—	字切左坂道ノ上38			

4-16-4-4-表1 火葬場

名称	所在地	電話	処理能力	備考
公立中部上北斎場	七戸町字太田103-1	0176-62-2555	1日8体	

4-16-4-4-表2 埋葬予定場所

名称	所在地	電話番号	備考
心月寺	大字上野字山添90	0176-56-2142	焼骨の一時保管
報効寺	字柳沢32-2	0175-63-6832	無縁墓地(焼骨)
高德寺	字素柄邸84-7	0175-62-2731	焼骨の一時保管

4-17-3-1-表1 除去した障害物の集積場所

集積地	所在地	概算面積 (㎡)	収容能力 (t)	管理者	備考
旧第一小学校 グラウンド	大浦字二津屋16-4	11,008	3,783	町	
旧小川原小学校 グラウンド	大浦字館野41-3	11,754	2,162	町	
町民運動場	旭南二丁目470-1	26,500	5,405	町	
南総合運動公園 多目的運動場	大浦字明堂向106-91	208,723	56,411	町	
清水目地区生涯学習センター 広場	字上清水目37-2	4,810	1,300	町	
旧千曳小学校 グラウンド	字家ノ下61-50	28,737	7,766	町	
北総合運動公園 陸上競技場	字外蛭沢前平79-47	22,560	6,097	町	
滝沢平地区生涯学習センター 広場	字滝沢平2-502	5,445	1,471	町	
旧水喰小学校 グラウンド	字切左坂道ノ上38	15,139	4,091	町	
淋代地区生涯学習センター 広場	字高森12	4,638	1,253	町	
美須々地区生涯学習センター 広場	字ガス平1	16,205	4,379	町	
寒水地区生涯学習センター 広場	字寒水下モ42-29	8,202	2,216	町	

(東北町災害廃棄物処理計画)

4-18-3-2-表1 生活必需品等の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
東北町商工会商業サービス部会	上北南4-32-480	0176-56-2335	
上北町商業協同組合	上北北1-24-18	0176-56-2462	

4-18-3-3-表1 調達物資及び義援による物資の集積場所

施設名	所在地	電話番号	備考
町民文化センター	大字上野字上野 191-15	0176-56-5180	
コミュニティセンター「未来館」	字塔ノ沢山 1-94	0176-56-4818	

4-19-2-6-表1 医療救護班の編成

班名	班長	班員		計	分担区域	備考
		看護師 保健師	事務員			
1班	上十三医師会医師	2人	1人	4人	上北地区	
2班	上十三医師会医師	2人	1人	4人	東北地区	

4-19-2-7-表1 救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	受入能力	施設状況	備考
上北保健福祉センター	大字上野字上野 191-1	360人	RC造2階建 1,200 m ²	
老人福祉センター	字上笹橋 45-10	330人	RC造平屋建 1,100 m ²	

4-19-3-1-表1 医療品の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
乙供さくら薬局	東北町字上笹橋 23-12	0175-65-5321	
オレンジ薬局	東北町大字上野字南谷地 238-2	0176-58-1037	
かみきた薬局	東北町上北北一丁目 34-45	0176-58-2033	
さわい薬店	東北町字上笹橋 21-48	0175-63-3526	
高橋薬局	東北町上北南一丁目 31-366	0176-56-2011	
ちびき薬剤センター	東北町字板橋山 1-30	0175-64-0876	
ハッピー・ドラッグ上北町店	東北町旭北一丁目 3-16	0176-58-2123	
薬王堂 青森乙供店	東北町字上笹橋 37-8	0175-63-3552	
薬王堂 青森上北店	東北町旭南二丁目 324-1	0176-56-4388	
薬王堂 上北北店	東北町上北北二丁目 33-197	0176-27-5331	

4-19-5-1-表1 医療機関等の状況(町内)

施設名	所在地	電 話	医療従事者			診療科目	病床数	施設の状況	備 考
			医師	看護師	(助産師)				
旭日クリニック	大字上野字南谷地 258-1	0176-58-2050	正1 非4	14	0	内科・消化器外科・整形 外科・循環器内科	13	自家発電有	診療所
小川原湖クリニック	上北北1-34-45	0176-56-5600	正1	6	0	内科	0		診療所
すみれ内科 クリニック	上北北1-34-103	0176-56-2221	正1 非1	3	0	内科	0		診療所
ちびき病院	字石坂32-4	0175-64-5100	正4 非11	45	0	内科・外科・整形・呼 吸器糖尿病外来	110	自家発電有	
吉田内科医院	字上笹橋23-8	0175-63-3777	正1 非1	5	0	内科・小児・リハビリ テーション	0	自家発電有	診療所
かみきたデンタル クリニック	旭北1-31-90	0176-56-4681	7	1	0	歯科	0		
工藤医院歯科	旭南1-31-804	0176-56-2229	1	0	0	歯科	0		
沼山歯科医院	上北南3-32-554	0176-56-3957	1	0	0	歯科	0		
もりやま歯科	字膳前41-10	0175-63-2238	1	0	0	歯科	0		
久保田歯科医院	字上笹橋16-8	0175-63-2418	1	0	0	歯科	0		

4-19-5-2-表1 医療機関等の状況(近隣市町村)

施設名	所在地	電 話	医療従事者			診療科目	病床数	施設の 状況	備 考
			医師	看護師	(助産師)				
公立七戸病院	七戸町 字影津内 98-1	0176-62-2105	正5 非2	87	0	内科・小児・外科・整形・ 皮膚・眼・耳鼻咽喉・リハ ビリテーション	160	自家発電有	
十和田市立 中央病院	十和田市 西十二番町 14-8	0176-23-5121	44	286	12 ※	消化器・呼吸器・循環器・ 糖尿病・総合診療・緩和医 療・外科・脳神経・小児・ 産婦人科・整形・泌尿器・ 眼・耳鼻咽喉・メンタルヘ ルス・皮膚・神経・放射線・ 麻酔	369	自家発電有	※助産師 免許を取 得してい る看護師 (助産師 採用は無 し)
三沢市立 三沢病院	三沢市 大字三沢 字堀口 164-65	0176-53-2161	25	198	14	内科・循環器・小児・外科・ 整形・産婦人科・泌尿器・ 放射線・歯科口腔・麻酔・ 皮膚・形成・眼・脳神経・ 耳鼻咽喉	220	自家発電有	
公立 野辺地病院	野辺地町 字鳴沢 9-12	0175-64-3211	9	92	0	外科・内科・整形・小児・ 眼・皮膚・脳神経・産婦人 科・耳鼻咽喉・泌尿器・脳 神経・歯科口腔・総合診療	151	自家発電有	

所属の名称	保管先	車種等	台数	備考
総務課	本庁車庫	乗用車	3	
	上北地区消防屯所	消防自動車	10	
	東北地区消防屯所	消防自動車	7	
	支所車庫	軽消防自動車	1	
財政課	本庁車庫	乗用車	5	(町長車・議長車を除く)
		軽乗用車	1	
		軽トラック	1	
企画課	本庁車庫	乗用車	1	
建設課	本庁車庫	乗用車	3	
		除雪用グレーダー	1	モーターグレーダー
		タイヤショベル	1	
		ダンプトラック	1	
		小型ロータリー除雪車	1	
	支所車庫	乗用車	1	
		ダンプトラック	3	
		軽トラック	1	
		除雪ドーザ	3	
		除雪用グレーダー	1	
		大型ロータリー除雪車	1	
		中型ロータリー除雪車	1	
		小型ロータリー除雪車	2	
高齢介護課	本庁	軽乗用車	3	
包括支援センター	本庁	乗用車	2	
		軽乗用車	3	
保健衛生課	上北保健福祉センター	乗用車	1	
		軽乗用車	1	
	保健福祉センター	乗用車	3	
		軽トラック	1	
商工観光課	本庁	乗用車	1	
	交流センター「宝湖館」	軽乗用車	1	
上下水道課	上北水系浄水場管理センター	乗用車	3	
		軽乗用車	1	
		トラック	2	
		軽トラック	1	
東北支所	支所車庫	乗用車	5	
		軽乗用車	3	
		トラック(2t)	1	
農林水産課	支所車庫	乗用車	2	
学務課	本庁車庫	バス	7	運行業務受託業者へ貸出
	支所車庫	バス	8	
社会教育スポーツ課	町民文化センター	乗用車	1	
		軽乗用車	1	
		軽トラック	1	
	上北地区公民館	乗用車	1	
		中央公民館	乗用車	1
	北総合運動公園	軽トラック	1	
		原付バイク	4	
		ミニホイールローダ	1	
		南総合運動公園	軽トラック	1

4-21-2-1-表2 公共的団体の車両、船舶等の状況

名称	所在地	連絡先	車種別調達可能数		備考
			バス	トラック	

4-21-2-1-表3 運送業者等営業用の車両、船舶等（青森県バス協会）

名称	所在地	連絡先	車種別調達可能数		備考
			バス	トラック	
十和田観光電鉄(株)	十和田市稲生町 17-3	0176-23-3131	50		
上北観光バス(株)	東北町大字大浦字境ノ沢 6-6	0176-56-5595	13		
三八五タクシー(株)	東北町上北北一丁目 22-34	0176-56-3155	7		
相和物産(株)東北町営業所	東北町字ガス平 898-5	0175-68-2211	34		
大泉運輸(株)	六ヶ所村大字倉内字笹崎 1157	0175-74-2488	30		

4-21-2-1-表4 運送業者等営業用の車両、船舶等（青森県トラック協会 上十三支部）

名称	所在地	連絡先	車種別調達可能数		備考
			バス	トラック	
青森酪農運輸(株)	東北町字五十嵐 61-13	0175-68-2121			
あぐりサービス(株)	東北町字外蛭沢西平 65-3	0175-63-2006			
乙供運送(株)	東北町字篠内平 1-36	0175-63-2318			
(有)甲地運送	東北町字乙越 116-3	0175-62-2124			
上北建設運輸(株)	東北町大字上野字下田 133-1	0176-56-3135			
杉山造花店	東北町字下笹橋 21-62	0175-63-2314			
(有)大吉運輸	東北町字塔ノ沢山 1-334	0175-63-3729			
東管工業(株)	東北町字柳沢 59-21	0175-63-4450			
丸憲運輸(有)	東北町字乙供山 21	0175-63-3554			

4-21-2-3-表1 船舶の所有状況

名称	所在地	責任者	連絡先	船舶の種類、調達可能数量				備考
				貨物船	観光船	給水船	燃料船	
町	浜台							監視船 1艇
小川原湖 漁港	旭北四丁 目 31-662	代表理事組合長 濱田 正隆	0176-56-2104					その他漁船(5t未満) 411艇

4-21-2-3-表2 ヘリコプター離発着場所

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
北総合運動公園 多目的広場	緯度(N) 40-46-30 経度(E) 141-14-20	字外蛭沢前平49-47	26,488㎡	芝生広場等	
南総合運動公園 わんぱく広場	緯度(N) 40-43-13 経度(E) 141-15-20	大字上野字堤向 73-1	3,125㎡	芝生広場等	

4-21-2-4-表1 緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

所有者	所属	No. (登録番号)	車種等	保管場所	車庫	台数
東北町	総務課	八戸 500 ね 2595	交通指導車 ニッサン セレナ	東北町上北南四丁目 32-484	○	1台
東北町	総務課	八戸 800 さ 1928	消防指導車 サーフ	東北町上北南四丁目 32-484	○	1台
東北町	総務課	八戸 830 た 119	消防指令車 ヴェルファイア	東北町上北南四丁目 32-484	○	1台
東北町	財政課	八戸 501 さ 8011	博愛号 ホンダ ステップワゴン	東北町上北南四丁目 32-484	○	1台
東北町	建設課	八戸 800 さ 6293	パトロール車 ラウンドクルーザープラド	東北町字塔ノ沢山 1-94	○	1台
東北町	建設課	八戸 800 さ 7102	河川パトロール車 スバル フォレスター	東北町上北南四丁目 32-484	—	1台
東北町	建設課	八戸 800 さ 5915	パトロール車 ニッサン エクストレイル	東北町上北南四丁目 32-484	○	1台
東北町	上下水道課	八戸 800 さ 7001	ミツビシ パジェロ	東北町大字上野字新堤向 61-3	—	1台
東北町	上下水道課	八戸 480 か 7325	スバル サンバートラック	東北町大字上野字新堤向 61-3	—	1台
東北町	上下水道課	八戸 88 さ 3530	ニッサン トラック	東北町大字上野字新堤向 61-3	—	1台
東北町	上下水道課	八戸 500 ほ 4288	トヨタ カラーフィールダー	東北町大字上野字新堤向 61-3	—	1台

4-22-2-2-表1 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

団体名	住所又は連絡先	電話番号	団体員数	活動内容	備考
東北町赤十字奉仕団	福祉課	0176-56-3111	上北地区 25人 東北地区 11人		
東北町連合婦人会	社会教育 スポーツ課	〃	120人		
東北町食生活改善推進委員会	保健衛生課	〃	上北地区 28人 東北地区 18人		

4-22-2-3-表1 労務者の宿泊施設予定場所

施設名	所在地	電話番号	備考
北総合運動公園合宿所	字外蛭沢前平 79-47	0175-63-3500	
青森原燃テクノロジーセンター	字乙供 58	0175-63-4680	

4-24-2-12-表1 防疫用薬剤の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	防疫用薬剤					備 考	
			消石灰	クレゾール	塩化ベンザルコニウム	次亜塩素酸ナトリウム	消毒用アルコール		逆性石鹼
かんぶんホームセンター上北店	東北町旭北一丁目 701-1	0176-58-1800	○			○	○	○	
コメリハード&グリーン東北店	東北町大字上野字北谷地 39-204	0176-58-1135	○			○	○		
サンデー(株)ホームマート乙供店	東北町字ほとけ沢 83-1	0175-65-5825	○			○	○		
十和田おいらせ農業協同組合 上北支店	東北町大字上野字新堤向 93-1	0176-56-3161	○						
中勇商店(有)	東北町字下笹橋 21-1	0175-63-2023	○						
八森商店(有)	東北町大字上野字山添 82-8	0176-56-2020	○						
ハッピー・ドラッグ上北町店	東北町旭北一丁目 3-16	0176-58-2123				○	○	○	
ベンリー上十三店	東北町大字上野字北谷地 5-58	0176-58-1235				○	○		
松本商店(株)	東北町上北南二丁目 31-39	0176-56-2006	○						
薬王堂 青森乙供店	東北町字上笹橋 37-8	0175-63-3552				○	○		
薬王堂 青森上北店	東北町旭南二丁目 324-1	0176-56-4388				○	○		
薬王堂 上北北店	東北町上北北二丁目 33-197	0176-27-5331				○	○		
山石商店(有)	東北町字中村道ノ上 182-1	0175-62-2573	○						
ゆうき青森農業協同組合 購買課	東北町字素柄邸 82-3	0175-72-1414	○						

4-25-3-表1 町所有及び業者所有の収集運搬資機材

名 称	責任者	所在地	連絡先 電話番号	機械器具等				備 考
				ごみ収集 運搬車	汲取り車	作業用品	その他	
南部縦貫(株)		七戸町字笹田 48-1	0175-62-2131	7 台 14 t				
中部上北清掃 (株)		大字新館字八幡 54-5	0176-62-9520	4 台 8 t	4 台 20,900L			
(有)遠藤商店 上北営業所		大字新館字八幡 61-1	0176-23-4850	13 台 44 t			ダンプ 1 台 4 t	
東管工業(株)		字柳沢 59-21	0175-63-4450	4 台 16 t				
(株)上北産業		大字上野字新堤 向 43-5	0176-56-5111				ダンプ 3 台 14 t	
(株)野辺地産業 振興協会		字家ノ下タ 7	0175-64-7431	3 台 6 t			ダンプ 2 台 7.6 t	
(有)東北衛生社		大字外蛭沢後久 保 25-5	0175-63-2652		4 台 17,650L			
(有)乙供清掃		字下山 80-1	0175-63-4027		3 台 10,500L			

4-28-2-2-表1 各学校ごとの代替予定施設

学校名	児童生徒数	予定施設及び場所	収容能力	備考
上北小学校	377	甲地小学校、東北小学校又は学校以外の教育施設	720	
甲地小学校	76	上北小学校、東北小学校又は学校以外の教育施設	320	
東北小学校	255	上北小学校、甲地小学校又は学校以外の教育施設	800	
上北中学校	189	東北中学校又は学校以外の教育施設	640	
東北中学校	176	上北中学校又は学校以外の教育施設	440	
学校以外の教育施設		上小ふれあい館（大字上野字堤向 22-1）	130	
		B&G海洋センター（字塔ノ沢山 1-414）	330	
		中央公民館（字膳前 48-1）	520	
		町民体育館（大字上野字上野 191-1）	820	
		北総合運動公園総合トレーニングセンター（字外蛭沢前平 79-47）	1,600	
	武道館（字塔ノ沢山 1-11）	410		

4-28-2-4-表1 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能品目				備考
			ノート	鉛筆	定規	運動靴	
キムラ文具O A 販売	字上笹橋4	0175-63-2026	○	○	○		
家具事務機 黒川	字上笹橋3-22	0175-63-2824	○	○	○		
(有) 天 賞 堂	字上笹橋17-5	0175-63-3260	○	○	○		
(有) 林 田 ス ポ ー ツ	字塔ノ沢山66-1	0175-63-3685				○	
(有) ファッションプラザとが	字上笹橋17	0175-63-2634				○	
蛭 惣 靴 店	上北南二丁目 30-33	0176-56-2103				○	

4-28-3-1-表1 学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	応急教室数(特別教室等)	教員数	児童生徒数	屋内体育施設面積(m ²)	応急の教育時収容可能人員数(人)	備考
上北小学校	大字上野字堤向 22-1	18	18	24	377	883	720	
甲地小学校	字往来ノ下 50	8	8	12	76	860	320	
東北小学校	字塔ノ沢山 1-485	14	20	22	255	761	800	
上北中学校	上北南四丁目 32-1	8	16	16	189	1,323	640	
東北中学校	字塔ノ沢山 1-11	8	11	17	176	1,372	440	

4-28-3-2-表1 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時 収容可能人員数 (人)	備考
上小ふれあい館	大字上野字堤向 22-1	木造平屋建 437 m ²	130	0176-58-1095
B&G海洋センター	字塔ノ沢山 1-414	鉄骨造平屋建 1,102 m ²	330	0175-63-3890
中央公民館	字膳前 48-1	R C造 2階建 1,735 m ²	520	0175-63-2741
町民体育館	上野字上野 191-1	R C造一部 2階建 2,714 m ²	820	0176-56-3761
北総合運動公園 総合トレーニングセンター	字外姥沢前平 79-47	R C造 2階建 5,534 m ²	1,600	0175-63-3500
武道館	字塔ノ沢山 1-11	木造平屋建 1,380 m ²	410	0175-63-2830

○東北町防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日
条例第 15 号
改正 平成 26 年 12 月 10 日
条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、東北町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東北町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 中部上北広域事業組合消防本部消防長、東北消防署長及び上北消防署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、3 人、1 人、6 人、2 人及び 1 人とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 10 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○東北町防災会議運営要綱

平成 17 年 3 月 31 日

訓令第 15 号

(趣旨)

第 1 条 東北町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、この訓令に定めるところによるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、2 人以上の委員から防災会議に付議すべき案件を示して要求があったときは、防災会議を招集しなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 4 条 防災会議の議事は、出席委員全員の意見一致をもって決するものとする。

(会議録)

第 5 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考資料

(専決処分)

第 6 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについては専決処分することができるものとする。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
 - (3) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (4) 東北町災害対策本部の設置に関すること。
 - (5) 東北町地域防災計画の軽微な変更に関すること。
- 2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は専決処分することができるものとする。
- 3 会長は、前 2 項により専決処分した事項については、次の防災会議においてこれを招集し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第 7 条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

東北町防災会議委員名簿

指定区分	指定機関	職・氏名	所在地（電話番号）
会 長		東 北 町 長	東北町上北南四丁目32-484 (TEL 0176-56-3111)
第1号委員	指定地方行政機関	東 北 地 方 整 備 局 高 瀬 川 河 川 事 務 所 長	八戸市石堂3-7-10 (TEL 0178-28-7135)
第2号委員	県知事部内職員	上北地域県民局健康福祉部長	七戸町字蛇坂55-1 (TEL 0176-62-2145)
”	”	上北地域県民局地域整備部長	十和田市西十二番町20-12 (TEL 0176-23-4311)
”	”	上北地域県民局農林水産部長	十和田市西十二番町20-12 (TEL 0176-23-5388)
第3号委員	県 警 察 官	七 戸 警 察 署 長	七戸町大沢57-49 (TEL 0176-62-3101)
第4号委員	町長部内職員	東 北 町 副 町 長	東北町上北南四丁目32-484 (TEL 0176-56-3111)
”	”	東 北 町 総 務 課 長	”
”	”	東 北 町 建 設 課 長	”
”	”	東 北 町 農 林 水 産 課 長	東北町字塔ノ沢山1-94 (TEL 0176-56-3111)
”	”	東 北 町 福 祉 課 長	東北町上北南四丁目32-484 (TEL 0176-56-3111)
”	”	東 北 町 保 健 衛 生 課 長	東北町字膳前37-1 (TEL 0176-63-2001)
第5号委員	教 育 長	東 北 町 教 育 長	東北町字塔ノ沢山1-94 (TEL 0176-56-3111)
第6号委員	消 防 団 長	東 北 町 消 防 団 長	東北町上北南四丁目32-484 (TEL 0176-56-3111)
第7号委員	消 防 長	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 消 防 本 部 消 防 長	七戸町字荒熊内1594 (TEL 0176-56-3142)
”	消 防 署 長	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 上 北 消 防 署 長	東北町大字上野字上野1241 (TEL 0176-56-2119)
”	”	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 東 北 消 防 署 長	東北町字塔ノ沢山1452 (TEL 0175-63-2520)
第8号委員	指定公共機関又は 指定地方公共機関	東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 青 森 災 害 対 策 室 長	青森市橋本二丁目1-6 (TEL 017-774-9381)
”	”	東 北 電 力 (株) 十 和 田 電 力 セ ン タ ー 所 長	十和田市西三番町7-1 (TEL 0176-25-5001)
第9号委員	自主防災組織を構 成する者	N P O 法 人 青 森 県 防 災 士 会 上 北 支 部 長	東北町字塔ノ沢山87-4 (TEL 0175-63-2732)

○東北町災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき東北町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 10 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○東北町災害対策本部に関する規則

平成17年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、東北町災害対策本部条例(平成17年東北町条例第16号)第3条及び第4条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置場所)

第2条 本部の名称及び場所は、その都度災害対策本部長(以下「本部長」という。)が決める。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 課長、支所長、局長、所長、場長及び館長
- (3) 中部上北広域事業組合消防長、又は指名する消防吏員
- (4) 消防団長
- (5) その他本部長が必要と認める者

(本部会議)

第4条 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって構成する会議を置く。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(本部の組織編成及び分掌事務)

第5条 本部に部及び班を置くことができる。

2 本部の組織編成及び分掌事務は、東北町地域防災計画に定めるところによる。

(事務局)

第6条 本部の事務を整理するため、事務局を総務部に置く。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(東北町災害対策本部に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 平成18年自治法改正法附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第5条の規定による改正後の東北町災害対策本部に関する規則第3条の規定は適用せず、改正前の東北町災害対

策本部に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）第3条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第3条中「助役」とあるのは、「副町長」とする。

附 則（令和4年12月27日規則第56号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ別表第1に定める世帯数以上であること。

(令第1条第1項第1号一別表第1)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ別表第2に定める数以上に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ別表第3に示す世帯数以上であること。

(令第1条第1項第2号一別表第2)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

(令第1条第1項第2号一別表第3)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ別表第4に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号一別表第4)

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

参考

東北町災害救助法適用基準一覧表

人口 (令和2年国勢調査)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上浸水等	県の住家滅失世帯が 1,500 世帯以上に達した 場合
16,428 人	50 世帯以上	100 世帯以上	150 世帯以上	25 世帯以上

滅失世帯数算出基準

区分	全壊・全焼・流失	半壊・半焼	床上浸水・土砂堆積
算定基準	1 世帯	2 分の 1 世帯	3 分の 1 世帯

2. 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- (2) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）

- (3) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

○災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は 2 分の 1 世帯、床上浸水した場合の世帯は 3 分の 1 世帯とみなす。

人	口	被災世帯数
	2 万人未満	20 世帯以上
2 万人以上	5 万人未満	30 世帯以上
5 万人以上	10 万人未満	40 世帯以上
	10 万人以上	50 世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和 30 年 4 月 19 日、青森県規則第 40 号）第 2 条第 1 項に定める別表第 1 の三の 3 の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は昭和 53 年 8 月 17 日から適用する。

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	対象者	費用の種類及び限度額等	
避難所（福祉避難所）の供与	<p>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定した避難所でもなく、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象 ・原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定する ・要配慮者向けに福祉避難所を設置することも可能である 	<p>費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として1人1日当たり340円以内とする。</p> <p>福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所）を設置した場合、特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を加算できる。</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内</p>
応急仮設住宅（建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）の供与	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	<p>（建設型応急住宅）</p> <p>建設型応急住宅の設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、一戸当たり平均6,775,000円以内とする。</p> <p>※建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合は小規模な集会施設が設置できる</p> <p>※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できる。</p>	<p>建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から最長2年（建築基準法第85条）</p> <p>※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能</p> <p>※災害発生の日から20日以内に着工しなければならない</p>
		<p>（賃貸型応急住宅）</p> <p>借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費とし、地域の実情に応じた額（実費）とする</p>	<p>賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から最長2年（建築基準法第85条）</p> <p>※災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する</p>
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内

救助の程度及び方法								救助の期間
救助の種類	対象者		費用の種類及び限度額等					
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者		飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額（通常の実費）とする。					飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次表に掲げる額以内とする。この季別は、災害発生の日をもって決定する。 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料 (5)防寒・熱中症対策					被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内
	世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯 1人増すごとに加算
	季別							
	全壊 全焼 流失	夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
		冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円	
	冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円	
医療	災害により医療の途を失った者（あくまでも応急的な処置） ※医療は、救護班によって行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。		医療のために支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。 医療は次の範囲内において行う。 (1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護					医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内
助産	助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者		助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。 助産は次の範囲内において行う。 (1)分べんの介助 (2)分べん前及び分べん後の処置 (3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給					助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	対象者	費用の種類及び限度額等	
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出するもの	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域において平常時に要すると認められる額（通常の実費）とする。	被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日（72時間）以内
住宅の応急修理	災害のため、住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（準半壊以上世帯）	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、1世帯当たり50,000円以内とする。	住宅の応急修理は、災害発生の日から10日以内
	①災害のため、住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯）	①中規模半壊・半壊 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分に対し、1世帯当たり706,000円以内とする。	住宅の応急修理は、災害発生の日から3ヵ月以内
	②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊、半焼（いわゆる大規模半壊）した者 ③災害のため、住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯）	②大規模半壊 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分に対し、1世帯当たり706,000円以内とする。 ③準半壊 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分に対し、1世帯当たり343,000円以内とする。	※ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヵ月以内
学用品の給与	災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ①教科書、正規の教材 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品 小学校児童1人につき 4,800円以内 中学校生徒1人につき 5,100円以内 高等学校生徒1人につき 5,600円以内 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品	学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1ヵ月以内、文房具、通学用品及びその他の学用品については15日以内

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	対象者	費用の種類及び限度額等	
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内とする。 埋葬に係る対象経費は次のとおり。 (1)棺（付属品を含む。） (2)埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3)骨つぼ及び骨箱	埋葬は、災害発生の日から10日以内
死体の捜索 死体の処理	死体の捜索は、災害救助法により、現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの	死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇、その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額（通常の実費）とする。	死体の捜索は、災害発生の日から10日以内
	死体の処理は、災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1)死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体あたり3,500円以内 (2)死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合：1体あたり5,500円以内 ※一時保存に必要なドライアイス購入費等の経費については、実費加算可 (3)検案 救護班により検案できない場合は、当該地域の慣行料金	死体の処理は、災害発生の日から10日以内
障害物の除去	半焼、半焼又は床上浸水した住家であって、住居又は周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	障害物の除去のために支出できる費用は、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯あたり138,700円以内	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内

実費費用弁償のため支出できる費用については、青森県災害救助法施行細則に従う。

○青森県災害救助法施行細則

別表第二(第十三条関係)

一 災害救助法施行令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当(午前八時三十分から午後五時までの間において業務に従事した場合の報酬)

(一) 医師及び歯科医師

一人一日当たり 二万四千七百円以内

(二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

一人一日当たり 一万五千四百円以内

(三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師

一人一日当たり 一万四千六百円以内

(四) 救急救命士

一人一日当たり 一万四千九百円以内

(五) 土木技術者及び建築技術者

一人一日当たり 一万五千三百円以内

(六) 大工

一人一日当たり 二万八千九百円以内

(七) 左官

一人一日当たり 二万八千五百円以内

(八) とび職

一人一日当たり 二万七千三百円以内

2 時間外勤務手当

一人一時間当たり 1 に定める限度額の七・七五分の二に相当する額に、百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合(午後十時から翌日の午前五時までの間に業務に従事した場合にあつては、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額(業務(知事が定める業務を除く。))に従事した時間が一箇月について六十時間を超えた場合にあつては、その六十時間を超えて従事した時間に対して百分の百五十(午後十時から翌日の午前五時までの間に従事した場合にあつては、百分の百七十五)を乗じて得た額)以内の額

3 旅費

(一) 車賃 一キロメートルにつき 二十五円

(二) 宿泊料 一夜につき 九千八百円

(三) 旅行雑費 一日につき 千二百円

二 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

消 防 法 に よ る 消 防 信 号

方 法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付き サイレン信号	そ の 他 の 信 号
火災信号	近火信号 消防屯所から約 800 m以内のとき	 連 点	約 3 秒 ^ V 約 2 秒	
	出場信号 署所団出場区域内	 3 点	約 5 秒 ^ V 約 6 秒	
	応援信号 署所団特命応援出 場のとき	 2 点		
	報知信号 出場区域外の火災 を認知したとき	 1 点		
	鎮火信号	 1点と2点との斑打		
山林火災 信号	出場信号 署所団出場区域内	 3点と2点との斑打	約 10 秒 ^ V 約 2 秒	
	応援信号 署所団特命応援出 場のとき			
火災警報 信号	火災警報発令信号	 1点と4点との斑打	約 30 秒 ^ V 約 6 秒	掲示板「火災警報発令中」 吹流し（赤、白） 旗（赤、白）
	火災警報解除信号	 1点2個と2点との斑打	約 10 秒 約 1 分 ^ ^ V 約 3 秒	口頭伝達、掲示板の撤去、 吹流し及び旗の降下
演習召集 信号	演習召集信号	 1点と3点との斑打	約 15 秒 ^ V 約 6 秒	
備 考	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>			

○東北町防災行政用無線局条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害の緊急情報及び対策に係る事務、一般行政並びにその他緊急を要する事項の情報を迅速、かつ、的確に伝達し、地域住民の生活と民生安定を図るため設置する東北町防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 無線局の名称は、東北町防災行政用無線局と称する。

(管理運営)

第 3 条 無線局は、町長が管理運営する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

○東北町防災行政用無線局管理運用規則

平成 17 年 3 月 31 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東北町防災行政用無線局条例(平成 17 年東北町条例第 17 号)第 4 条の規定に基づき、東北町防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の管理運営に関して電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局

電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。

(2) 固定系親局

特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(3) 固定系子局

固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(4) 基地局

陸上移動局を通信の相手方として役場庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。

(5) 陸上移動局

陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載、可搬又は携帯型の無線局をいう。

(6) 中継局

固定系親局、固定系子局及び陸上移動局間の送信を中継する無線局をいう。

(7) 無線系

前各号の無線局及びその附帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。

(8) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線局を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の位置、内容及び回線構成、並びに配置等は、別表第 1 のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、町長とする。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

3 管理責任者は、総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係わる業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 次の所に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署
 - (2) 本庁以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等の部署
- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に配置又は配備されている無線局及び附帯設備等の管理監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、出先機関等にあっては、当該機関等の長をもってあてる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ、無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の運用を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備付書類等の管理)

第11条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集等を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌は毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は1月から12月までの無線業務日誌抄録(様式第3号)を翌年の1月末までに作成し、管理責任者の査閲を受け、所轄総合通信局に提出するものとする。
- 5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第4号)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第12条 災害発生時等における連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(無線系の運用)

第13条 無線系の運用については、管理責任者があたる。

(通信の種類及び事項)

第14条 通信の種類は、緊急通信及び一般通信とし、通信事項は、緊急通信にあっては、第1号及び第2号、一般通信にあっては、第3号から第6号までとする。

- (1) 災害の緊急情報に関する事項
- (2) 災害時の対策に関する事項
- (3) 災害防止(演習、訓練等)に関する事項
- (4) 時報
- (5) 一般行政連絡に関する事項
- (6) その他緊急を要する事項で町長が特に必要を認め、電波法に違反しない事項

(通信の申込)

第15条 無線局を使用するときは、一般通信にあっては、無線通信依頼書(様式第5号)を通信希望日の2日前までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急通信にあっては、口答で承認を得ることができる。

(通信時間)

第 16 条 通信時間は次のとおりとする。

- (1) 時報
1 回目午前 6 時、2 回目午後零時、3 回目午後 5 時、4 回目午後 8 時
- (2) 定時通信
1 回目午前 7 時、2 回目午後零時 30 分、3 回目午後 7 時
- (3) 緊急通信
必要の都度
- (4) その他
効果があると思われる時間帯

(通信の制度)

第 17 条 災害の発生時等特別な事情が発生した場合は、あらかじめ申込みを受けた通信についても制限することができる。

(個別受信機の備付)

第 18 条 町は子局(屋外拡声方式)において難聴が確認される地域にある世帯を対象に個別受信機(個別受信方式)(以下「受信機」という。)を備え付けることができる。

2 受信機の備付けを受けた者は、受信機の機能保全のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定時及び警報時の発令、災害発生時等緊急通信に対応できるよう電源は入れて置くこと。
- (2) 受信機に内蔵されている非常用電源(乾電池)の点検及び交換の実施
- (3) 受信機の異常を確認したときは、速やかに総務課に報告すること。

3 受信機備付けに係る経費は、町が負担する。

(保守点検)

第 19 条 無線局の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 月例点検
- (3) 年次点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 毎日点検は、通信取扱責任者又は管理者
- (2) 月例点検は、管理責任者
- (3) 年次点検は、総括管理者

3 点検項目については、無線局点検表(様式第 6 号)のとおりとする。

4 予備装置及び予備電源については、年 2 回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第 20 条 総括管理者は、非常災害発生時等に備え、通信機能を確認及び通信運用の習熟を図るため、年 1 回以上定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集並びに伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 21 条 管理責任者は、年 1 回以上通信取扱責任者等に対して、電波法令等関係法令及び運用規則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(無線局を共用する免許人との協定)

第 22 条 総括管理者は、無線局を共用する団体との間で防災業務の遂行に支障を及ぼさないように運用協定を締結するものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 4 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 2 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

三沢飛行場周辺における航空事故処理の ための連絡調整に関する協定

三沢飛行場周辺の関係機関等は、三沢飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

(連絡責任者の指定)

- 第1条 関係機関等の長は、航空事故発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、三沢防衛事務所に通知するものとする。
- 2 三沢防衛事務所長は、前項の通知を受けたときは、航空事故発生時の連絡責任者名簿（別紙様式）を作成の上、各連絡責任者に送付するものとする。
 - 3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

(航空事故発生時の通報)

- 第2条 連絡責任者は、航空事故が発生した事実を知ったときは、直ちに、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛事務所の連絡責任者に、自衛隊機の航空事故にあつては、航空自衛隊三沢基地（以下「自衛隊」という。）の連絡責任者に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署又は海上保安部（海上において発生した事故の場合に限る。以下同じ。）及び消防本部の連絡責任者の通報するものとする。
- 2 三沢防衛事務所、自衛隊又は東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。
 - 3 通報は、次の事項について行うものとする。
 - (1) 航空事故の内容（墜落、不時着、器物落下等の別）
 - (2) 事故発生の時間、位置等
 - (3) 航空機の形式、乗員数、積載燃料量、爆薬積載の有無等
 - (4) その他必要事項
 - 4 航空事故に伴い災害が発生した場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項についても行うものとする。
 - (1) 災害発生の場所、周辺の状況等
 - (2) 人身及び財産の被害状況
 - (3) 被害者の救急救助措置の有無等
 - (4) その他必要事項

(現場連絡所の措置)

- 第3条 関係機関等の連絡調整を円滑にするため必要があると認める場合は、米軍機の航空事故にあつては東北防衛局が、自衛隊機の航空事故にあつては自衛隊が、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所が、それぞれ関係機関等の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所

を設置するものとする。

- 2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関等は、現場連絡所として適当な施設を確保することに協力するものとする。
- 3 関係機関等は、現場連絡所設置者から所要の措置について要請があった場合は、これに協力するものとする。

(被害者の救急救助)

第4条 消防本部が被害者の救急救助を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(消防等)

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(現場の管理)

第6条 警察署又は海上保安部が現場の保存及び警備を行う場合は、自衛隊は、これに協力するものとする。

(事故機乗員の捜索及び救助)

第7条 消防本部又は海上保安部及び自衛隊が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、要請があったときは、関係機関等は、これに協力するものとする。

(仮住居の提供等)

第8条 米軍機の航空事故に伴う災害により仮住居（生活必需品を含む。）を必要とする場合は、東北防衛局が提供又はあっ旋し、関係機関等は、これに協力するものとする。

- 2 自衛隊機の航空事故による場合は、自衛隊がこれに当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。
- 3 民間機の航空事故による場合は、東京航空局三沢空港事務所が当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

(調査の協力)

第9条 東北防衛局又は自衛隊が賠償請求に関する被害調査を行う場合は、警察署及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて現場立入り等に協力するものとする。

(米軍機事故の通報及び米軍の緊急活動)

第10条 米軍機事故発生の場合の米軍からの通報及び航空事故発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意（別紙）によるものとする。

(細部協定の締結)

第 11 条 関係機関等が第 3 条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨東北防衛局に通知し、東北防衛局は、関係機関等に通知するものとする。

(協定の改正)

第 12 条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関等の協議によりいつでも改正することができる。

附 則

- 1 この協定は、平成 3 年 1 0 月 2 5 日から実施する。
- 2 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定（昭和 5 9 年 2 月 2 4 日実施）は、廃止する。
- 3 この協定は、協定当事者が、それぞれ各 1 通を保有する。

航空事故発生時の連絡責任者名簿

現地関係機関等の 名 称	連 絡 責 任 者		備 考
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	
	役職名・氏名及び電話番号	役職名・氏名及び電話番号	
青 森 県	危機管理局防災危機管理課 総務・復興グループマネージャー 017-734-9089(直通) 017-722-1111(内線4160) 017-722-4867(FAX)	夜間休日常駐員 017-734-9089(直通) 090-7070-5824(GM携帯)	
	危機管理局防災危機管理課 三沢市駐在 0176-52-4935(直通・FAX)	090-8929-8994(携帯)	
青森県警察本部	警備第二課 災害対策室長 017-723-4211(内線5751) 017-775-9441(FAX)	当直責任者 017-723-4211(内線2070) 017-776-1497(FAX)	
	地域課 地域課調査官 017-723-4211(内線3561) 017-723-3569(FAX)	当直責任者 017-723-4211(内線2070) 017-776-1497(FAX)	
野辺地警察署	警備課長 0175-64-2121(内線460) 0175-64-4094(FAX)	当直責任者 0175-64-2121(内線225) 0175-64-4094(FAX)	
十和田警察署	警備課長 0176-23-3195(内線460) 0176-25-2956(FAX地域課)	当直責任者 0176-23-3195(内線225)	
三沢警察署	警備課長 0176-53-3145(内線460) 0176-52-9594(FAX)	当直責任者 0176-53-3145(内線225)	
七戸警察署	警備課長 0176-62-3101(内線460) 0176-62-6185(FAX地域課)	当直責任者 0176-62-3101(内線225)	
八戸警察署	警備課長 0178-43-4141(内線460) 0178-43-5840(FAX)	当直責任者 0178-43-4141(内線225)	
八戸海上保安部	警備救難課長 0178-33-1221 0178-33-1223(FAX)	警備救難当直班長 0178-33-1221・1222	
十和田市	防災危機管理室長 0176-51-6703(直通) 0176-22-5100(FAX)	090-2954-4083(携帯)	
三 沢 市	基地渉外課長 0176-53-5111(内線234) 0176-52-5656(FAX)	090-7077-2998(携帯)	
八 戸 市	危機管理部次長兼防災危機管理課長 0178-43-2111(内線2511) 0178-45-0099(FAX)	夜間休日常駐員 0178-43-2111	
野 辺 地 町	防災安全課長 0175-64-2111(内線331) 0175-64-9594(FAX)	当直者 0175-64-2111	
七 戸 町	総務課長 0176-68-2111(内線310) 0176-68-2804(FAX)	当直者 0176-68-2111	
おいらせ町	まちづくり防災課長 0178-56-2111(内線204) 0178-56-4364(FAX)	当直者 0178-56-2111	

現 地 関 係 機 関 等 称 の 名	連 絡 責 任 者		備 考
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	
	役 職 名 ・ 氏 名 及 び 電 話 番 号	役 職 名 ・ 氏 名 及 び 電 話 番 号	
六 戸 町	総務課長 0176-55-3111(内線210) 0176-55-3112(FAX)	当直者 0176-55-3111	
東 北 町	総務課長 0176-56-3111(内線220) 0176-56-3110(FAX)	守衛(警備員) 0176-56-3111	
横 浜 町	総務課長 0175-78-2111(内線320) 0175-78-2118(FAX)	当直者 0175-78-2111	
六ヶ所村	原子力対策課長 0175-72-2111(内線331) 0175-72-2927(FAX)	当直者 0175-72-2111	
三 沢 市 消 防 本 部	警防課長 0176-54-4275(内線312) 0176-54-4278(FAX)	消防署通信担当 0176-54-4111	
八 戸 地 域 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 消 防 本 部	警防課長 0178-44-2134(直通) 0178-44-1196(FAX)	指令救急課 0178-44-2135(直通)	
十 和 田 地 域 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部	警防課長 0176-25-4112 0176-25-4117(FAX)	上十三消防指令センター 0176-21-4119 0176-21-4133(FAX)	
北 部 上 北 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部	警防課長 0175-64-0150 0175-64-0665(FAX)	野辺地消防署当務隊長 0175-64-0150	
中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 消 防 本 部	次長兼警防課長 0176-62-3142 0176-62-5601(FAX)	中央消防署 0176-62-3141 0176-62-5119(FAX)	
東 京 航 空 局 三 沢 空 港 事 務 所	先任航空管制運航情報官 0176-53-2463 0176-52-6348(FAX)	先任航空管制運航情報官 090-3120-4445(携帯)	
東 北 地 方 整 備 局 高 瀬 川 河 川 事 務 所	工務課長 0178-28-8943 0178-20-4738(FAX)	工務課長 090-2367-8341(携帯) 小川原湖出張所長 090-3368-8400(携帯)	
米 空 軍 三 沢 基 地 第 35 戦 闘 航 空 団	報道部長 0176-77-3229(直通) 0176-77-9342(FAX)	第35憲兵隊デスク 0176-77-4475	
米 海 軍 三 沢 航 空 基 地 隊	航空運用部長 0176-77-3125(直通) 渉外室通訳 0176-77-3655(直通) 0176-57-3884(FAX)	当直 0176-77-3127 Command Duty Officer 090-7324-9488(携帯)	
航 空 自 衛 隊 三 沢 基 地 第 3 航 空 団	防衛部長 0176-53-4121(内線3230) 8-27-3339(防衛省専用線FAX)	当直幹部 0176-53-4121(内線3905・3906)	
東 北 防 衛 局	業務課長 022-297-8207 022-299-1494(FAX)	090-7930-0219(課長携帯) 090-7930-0220(担当携帯)	
三 沢 防 衛 施 設 事 務 所	業務課長 0176-53-3116 0176-53-6386(FAX)	090-3126-4867(次長携帯) 080-1840-0709(課長携帯)	

航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処東北支処・中部上北広域 事業組合・東北町との消防活動における相互援助に関する協定

航空自衛隊東北町分屯基地第四補給処東北支処長（以下「甲」という。）と中部上北事業組合管理者（以下「乙」という。）と東北町長（「丙」という。）は、火災発生時に「甲」・「乙」および「丙」が、独力では消化が困難であると予想される場合の、消化活動の相互援助に関する細部事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、「甲」・「乙」および「丙」が、消火活動の相互援助について必要な事項を定め、相互の消火作業に支障なきを期することを目的とする。

2 この協定は、航空自衛隊東北町分屯基地近傍の東北町における火災発生時のみに適用し、洪水・地震及び土砂崩れ等に起因する火災については、適用しない。

（援助要請）

第2条 援助要請は、相互に電話又はその他の手段により行うものとする。

2 援助要請にあたっては、次の事項を明確に通報する。

- (1) 火災発生の場所及び時刻
- (2) 火災の種類及び程度
- (3) 所要の人員及び器材（消防車を含む）の数量
- (4) 支援隊の差し出し場所
- (5) その他消防活動上必要と認める事項

3 状況により緊急と認めた場合は、援助要請を待つことなく、相互に支援する。

4 「甲」に対する要請のための連絡先は、次のとおりとする。

	連絡先	電話番号	備考
昼間（平日）	第4補給処東北支処総務課長	(63) 3235 内線 201	(0800～1630)
夜間（平日）	支処当直	(63) 3235 内線 255	(1630～0800)
土、日、祝祭日			(0800～0800)

5 「乙」・「丙」に対する要請のための連絡先は、東北消防署 119番とする。

（支援隊の指揮及び行動）

第3条 指定場所に到着した支援隊の指揮者は、援助要請側の指揮者の指示に従って行動する。

(支援隊の誘導)

第4条 援助要請側の指揮者は、誘導員を待機させ支援隊の誘導にあたるものとする。

(消防会議)

第5条 「甲」・「乙」および「丙」の消防責任者は、毎年適当な時期に消防に関する会議を開催し、相互に情報を交換するものとする。

(支援出動時の災害補償及び経費の負担)

第6条 支援出動時における職務遂行上の災害補償については、原則として支援側の規定により処理するものとする。

2 支援出動に要した経費は、原則として支援側が全額を負担するものとする。

3 前各号により難しい場合は、その都度「甲」・「乙」および「丙」が協議の上、定めるものとする。

(協定の不履行)

第7条 「甲」側において、自衛隊法に基づく緊急事態の発生或いは、その他特別な事項により、この協定の履行が困難な場合又は、「乙」および、「丙」側において、特別事項により、この協定の履行が困難な場合は、本協定の事項を履行しないことができる。

2 前項により協定の履行ができない場合は、理由を付して相手側に通知するものとする。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の実施にあたって、疑義が生じた場合、又は改正の必要が生じた場合は、「甲」・「乙」及び「丙」の三者が協議の上、改正するものとする。

附 則

この協定は、平成7年9月1日から施行する。

平成 7年 9月 1日

青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック
青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内
- (2) 弘前地域ブロック
弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内
- (3) 八戸地域ブロック
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部
管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 弘前地区消防事務組合消防本部

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部

イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部

ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長

と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

- 4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

- 2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。
- 4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。
- 5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

- 2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、

受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 消防相互応援に関すること。

- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関する事。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関する事。
- (4) 警防技術に関する事。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関する事。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除

くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞給金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

（事務局の設置）

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

（平時の取り組み）

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

（担当者及び備蓄状況の報告）

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。

2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものである。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

- 2 救援本部は、青森県健康福祉部保健衛生課内に置く。ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

(組織)

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

- 2 救援本部長は、青森県健康福祉部長とする。
- 3 救援本部員は、以下のとおりとする。
 - (1) 青森県健康福祉部保健衛生課長
 - (2) 青森市水道事業管理者
 - (3) 弘前市水道事業管理者
 - (4) 八戸圏域水道企業団企業長

(救援本部長及び救援本部員)

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

- 2 救援本部員は、救援本部長の指示により被災市町村の責任者と協議し、水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援の要請)

第5条 被災市町村の責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、次の事項を明らかにしておこなうものとする。

- (1) 必要とする職種別人数、機械器具及びその数
- (2) 応援隊及び機械器具を受領する場所
- (3) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮して救援本部員のうちから指揮者（以下「指揮者」という。）を任命し、応援隊派遣の指示をするものとする。

- 2 前項の規定により救援本部長から応援隊派遣の指示をうけた市町村の水道事業管理者は、直ちに応援態勢を整え、被災市町村の責任者の要請に万全をはいして対応するものとする。

- 3 前項の規定により応援隊を派遣した市町村の水道事業管理者は、直ちに出発時刻、応援隊人数、機械器具とその数及び到着予定時刻等を被災市町村の責任者に通知するものとする。

(応援に要した費用)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号によることとする。ただし、双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものを除き、被応援市町村の負担とする。
- (3) 工事にかかる費用は、被応援市町村の負担とする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部に事務局を置くこととする。

- 2 事務局長及び事務局員は、青森県健康福祉部保健衛生課及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け局務を掌理する。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

水道災害相互応援協定細則

(趣旨)

第1条 この細則は、水道災害相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から任命された指揮者は、被災市町村の責任者と協議して現地の情勢に応じた対策をたてるものとする。

(現地指導技術者)

第3条 救援本部長から任命された指揮者は、第2条の対策を遂行するため必要があると認められた場合は、各市町村の水道事業管理者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

第4条 救援本部長から任命された指揮者は、第2条の対策を遂行するため、各水道事業者及び水道工事業者に対し、技術者、管技工、資材、機械器具及び給水器具等の要請をすることができる。

(応援隊の装備)

第5条 協定第6条第2項及び第3条の規定に基づき、応援の指示及び要請を受けた職員は、作業態勢を整え、応援作業その他生活用品を携帯するものとする。

(水道災害対策関係資料)

第6条 青森県健康福祉部保健衛生課は、応援の要請に速やかに対応するため、毎年4月及び10月に各市町村の技術者、管技工、緊急備蓄資材、機械器具及び給水器具等を把握し、とりまとめのうえ各市町村に配布するものとする。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要事項については、救援本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

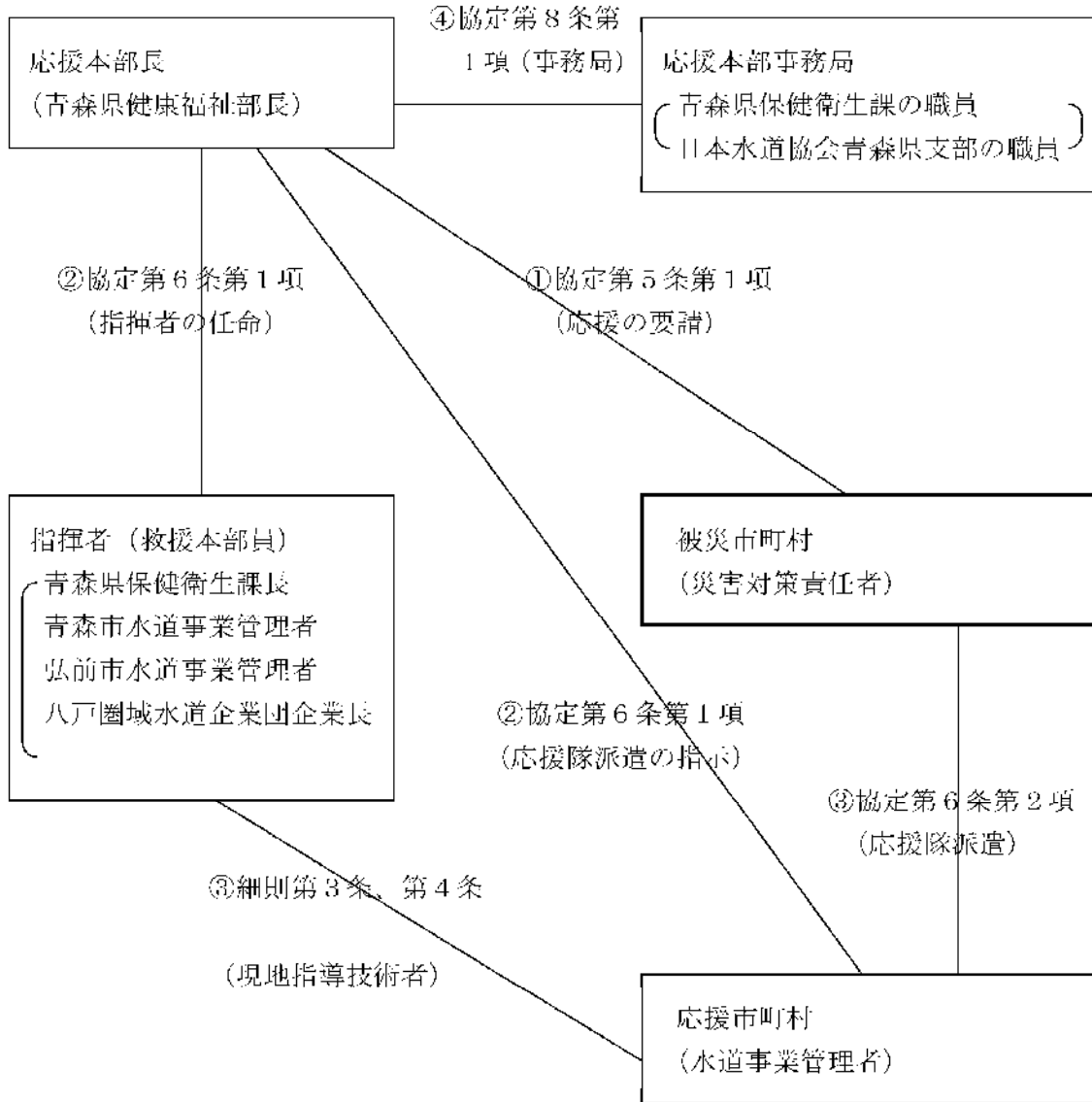
附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

組織図



災害時の医療救護活動に関する協定

上北町（以下「甲」という。）と社団法人上十三医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。ただし、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の規定により救助の対象となる災害については、本協定は適用しない。

（趣旨）

第1条 この協定は、上北町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師及び看護師等で構成する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班の輸送）

第5条 救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（救護班に対する指揮命令等）

第6条 救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定したときは、直ちに乙に通知するものとする。

(医療品等の供給)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品、医療機材等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対し請求しないものとする。

2 収容医療施設における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(医事紛争の措置)

第10条 救護班が医療救護活動により患者との間に医療紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ、双方が誠意をもって紛争解決に努めるものとする。

(細則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して一年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の一月前までに、甲乙いずれかもしなんらの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して一年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印し、各自その1通を保有する。

平成7年3月29日

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

平成7年3月29日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づく細則は、次のとおりとする。

（救護班の構成）

第1条 協定書第2条の規定により社団法人上十三医師会上北地区医師会（以下「乙」という。）が編成する救護班は、別に上北町（以下「甲」という。）の指示がない限り、次に掲げる人員により構成するものとする。

- (1) 医 師 1人
- (2) 看護婦又は保健婦 2人
- (3) 事務職員 1人

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとに次の書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 救護班員名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第4号様式）により速やかに報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ費用弁償請求書（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表のとおりとする。

- 2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、現に使用した医薬品等の実費とする。
- 3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により算定した額と同額とする。

平成7年3月29日

東北町と野辺地郵便局及び東北町内郵便局との包括連携に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局（以下「乙」という。）は、地域の安心・安全な暮らしと「生きがいと活力のあるまちづくり」を推進するため、相互の連携強化に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について包括的に連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、社会福祉の充実、地域活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。ただし、乙が業務上知り得た個人のプライバシー等の情報は、協力の範囲に含まれないものとする。

- (1) 災害発生時の協力に関する事 項 ※別記1
- (2) 高齢者等の見守り活動に関する事 項 ※別記2
- (3) 道路の損傷等の情報提供に関する事 項 ※別記3
- (4) 不法投棄の情報提供に関する事 項 ※別記4
- (5) 子どもの健全育成に関する事 項 ※別記5
- (6) 地域の安全・安心に関する事 項 ※別記6
- (7) 観光・文化、産業振興に関する事 項 ※その都度
- (8) その他、地域活性化、住民サービスの向上及び地方創生に関する事 項 ※その都度

（協力の内容）

第3条 前条に掲げる1号から6号の協力事項に関する具体的な実施内容については、別記1から6のとおりとする。

なお、7号及び8号については、その都度必要に応じて、甲の担当課等と乙とが協議の上、協力方法、費用負担等について定めるものとする。

2 協力事項を実施するため、協定書等が必要な場合は、個別に締結することができる。

（免責）

第4条 乙は第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（連絡会議の設置）

第5条 甲は必要に応じ本協定を実施するため、連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第6条 甲は、住民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、本協定の趣旨に沿う乙と住民との連携に当たっては、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第7条 乙は、郵便局社員（以下「社員」という。）に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、協力事項について取り組むものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも、相手方に対して、本協定を終了する旨の申出がない場合は、同一の条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第9条 甲と乙は、第2条に定める協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲と乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（情報等連絡体制）

第10条 甲及び乙は、第2条の協力事項の情報等連絡体制について、その方策について協議するものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとし、従前の「災害時における東北町と東北町内郵便局の協力に関する協定書」及び「東北町高齢者見守りネットワーク事業に関する協定書」は、廃止する。

2019年 7月 4日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

東北町長 蛭名 鉦治



乙 青森県上北郡野辺地町字野辺地28-1

日本郵便株式会社
野辺地郵便局長



青森県上北郡東北町上北南四丁目32-756

日本郵便株式会社
上北郵便局



青森県上北郡東北町字上笹橋 1 7 - 1 5

日本郵便株式会社
乙供郵便局長



青森県上北郡東北町字往来ノ下 2 5 - 1 0

日本郵便株式会社
甲地郵便局長



青森県上北郡東北町大字大浦字熊沢 2 5 - 1

日本郵便株式会社
徳万歳郵便局長



青森県上北郡東北町大字大浦字家ノ裏 4 - 8

日本郵便株式会社
小川原郵便局長



別記1

災害発生時の協力に関する事項

東北町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局(以下「乙」という。)は、町内に発生した災害時において、次のとおり甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

第1条 この事項において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 災害時に甲が使用する車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況及び甲、乙が把握した被災状況等の相互による情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項

(避難者情報確認シート、避難先届又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加し連携を図る。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連携)

第8条 甲及び乙は、この事項の内容を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を確立させ、相互の連携を深めるものとする。

高齢者等の見守り活動に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局（以下「乙」という。）は、町内における高齢者等の見守り活動に関して、次のとおり連携をする。

（目的）

第1条 この事項は、甲及び乙が連携して、高齢者等の異変を速やかに発見し、適切な支援につなげることにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 乙の社員が業務中に、高齢者等が明らかに日常と異なると感じられる状態を発見した場合、その情報は甲に提供することとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

2 前項の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

（連絡情報の取扱い）

第3条 甲は、乙から前条第1項による連絡があった場合、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項による通報の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、この事項の実施に当たり知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、第2条第1項の規定による場合を除くほか、この事項の実施に当たり知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（地域包括ケア等への参加）

第6条 乙は、甲が行う地域包括ケア等に関する会議に参加するよう努めるものとする。

（連携）

第7条 甲及び乙は、この事項を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

別記3

道路の損傷等の情報提供に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局（以下「乙」という。）は、道路の損傷等の情報提供について、次のとおり連携する。

（乙が甲に提供する情報）

第1条 乙が甲に提供する情報は、次の各号に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 道路の陥没や段差等の損壊の状況
- (2) 水道の漏水やマンホールからの溢水の状況
- (3) 橋等の破損、崩壊等の危険箇所の状況

（情報提供の方法）

第2条 乙の社員が業務中に損傷等を発見した場合、その情報は原則として様式により甲に提供することとする。ただし、緊急の事項又はこれにより難いと認められる場合は、速やかに行うものとする。

（情報提供の中止）

第3条 自然災害等のやむを得ない事情がある場合、乙は一時的に情報の収集を中止することができる。

（措置状況の報告）

第4条 甲は乙から提供を受けた情報に関し、その措置状況を乙に報告するものとする。

（情報の公開）

第5条 この事項に基づき収集した情報の内容に関する事項については、甲乙両者が了解した場合を除き、公表しないものとする。

（免責）

第6条 乙は、第2条による情報提供の有無及びこれに起因して生じた問題等に関して、その責任を負わないものとする。

（連携）

第7条 甲及び乙は、この事項を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

別記4

不法投棄の情報提供に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局（以下「乙」という。）は、廃棄物等の不法投棄に関する情報提供について、次のとおり連携する。

（目的）

第1条 本事項は、乙が、町内において廃棄物等の不法投棄を発見した場合、甲に情報を提供することにより、甲は地域の美化管理に努め、住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（連携の内容）

第2条 乙の社員が業務中に、廃棄物等の不法投棄を発見した場合、その情報を甲に連絡するものとする。

（情報の提供方法）

第3条 前条に定める情報は、原則として様式により甲に提供することとする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電話等による情報の提供も可能とする。

（免責）

第4条 乙は、不法投棄について誤った情報を提供し、又は情報を提供しなかった場合においても、その責任を負わない。

（連携）

第5条 甲及び乙は、この事項を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

別記5

子どもの健全育成に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局（以下「乙」という。）は、町内における子どもの犯罪・被害等に遭遇した場合の安全確保に関して、次のとおり連携する。

（目的）

第1条 この事項は、甲及び乙が連携して、子どもが登下校時又は公園等での遊戯時に犯罪・被害等に遭遇した場合、又はそのおそれがあると感じた場合、安心して避難できる場所等として郵便局施設の提供及び通報に関する支援につなげることにより、子どもが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 乙の社員が業務中に、子どもが明らかに日常と異なると感じられる状況を発見、又は申し出があった場合、速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

2 前項の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

（連絡情報の取扱い）

第3条 甲は、乙から前条第1項による連絡を受けた場合、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項による連絡の有無及びこれに起因して生じた問題等に関して、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、この事項の実施に当たり知り得た個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 乙は、第2条第1項の規定による場合を除くほか、この事項の実施に当たり知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（連携）

第6条 甲及び乙は、この事項を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

別記6

地域の安全・安心に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社野辺地郵便局及び東北町内郵便局（以下「乙」という。）は、地域の安心・安全のための協力について、次のとおり連携する。

（運用の基本）

第1条 この事項は、甲及び乙の相互理解による高い信頼と協力関係を基本とする。

（目的）

第2条 甲及び乙の受け持つ地域の中で、地域住民が安心して暮らせるよう、地域住民の安全確保に貢献することを目的とする。

（連携の内容）

第3条 乙の社員が勤務中に、次の各号に掲げる事項について発見等した場合、その情報を甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防に直接通報するものとする。

- (1) 傷病人、迷子等の救護を必要とする者に関すること
- (2) 路上強盗、ひったくり等の街頭における犯罪に関連すること

2 前項の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

（情報提供の範囲）

第4条 前条に定める情報は、原則として様式により甲に提供することとする。

また、乙の社員に身の危険が及ばない範囲とする。

（連絡情報の取扱い）

第5条 甲は、乙から第3条第1項による連絡を受けた場合、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（安全確保）

第6条 甲は、乙の情報提供に係る関係社員の安全確保に万全を期すこととする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、この事項の運用に際して知り得た個人のプライバシー等に関する情報は、協力に必要な者以外に漏らしてはならない。

（免責）

第8条 乙は、第3条第1項による通報の有無及びこれに起因して生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（連携）

第9条 甲及び乙は、この事項を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、相互の連携を深めるものとする。

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）東北町建設業教会災害対策協議会（以下「乙」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東北町地域防災計画に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号第2条第1号に規定する災害で、甲が東北町地域防災計画に基づき、東北町災害対策本部又は東北町災害警戒本部を設置したものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去作業
- （3）甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- （4）甲が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- （5）緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材」という。）の調達及び輸送
- （6）その他甲が必要と認める応急作業

（平時の備え）

第4条 乙は甲からの応急復旧工事に要請に備え、あらかじめ連絡責任者を定め甲に提出するものとする。

2 乙は、甲に提出した連絡責任者に変更が生じた場合は、新たに連絡責任者を定め速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時における甲との通信を円滑に行うために、通信の確保に努めるものとする。

（事前準備）

第5条 乙は、次に掲げる場合は、自主的に準備態勢をとるものとする。

- （1）町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- （2）町内で、大規模な停電がおきているとき
- （3）町内に豪雨その他異常な自然現象及び大規模な事故による災害が予想されるとき

2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲が災害発生のおそれがあると判断し協力準備の要請を行った場合は、準備体制をとるものとする。

3 乙は、被災状況について自主的に情報収集に努めるものとする。この場合災害発生の確認または発生するおそれがあると判断した場合は、直ちに甲に対し連絡するものとする。

（応急対策業務の協力要請）

第6条 甲は、応急復旧工事を実施する必要があると認めるときは、甲が乙の会員（以下「会員」という。）の中から工事施工者を選定し、当該工事の実施について協力を要請するものとする。

協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した「東北町災害時応急対策業務要請書」（第1号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、特に急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、電話その他の方法により、要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び実施場所の状況
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 建設資機材等が必要な場合その内訳
- (4) その他必要な事項

2 甲から要請を受けた工事施工者は、被災が著しく単独での対応が困難と認めるときは、他の会員に対し協力を要請することが、できる。

3 前項により、他の会員に対し協力要請をした工事施工者は、その旨を甲に対して速やかに報告するものとする。

(応急対策業務の実施)

第7条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

(応急対策業務の実施報告)

第8条 乙は、前条に基づく応急対策業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「東北町災害時応急対策業務報告書」（第2号様式。以下「報告書」という。）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び期間
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した者の氏名
- (4) 応急対策業務に建設資機材等を使用した場合その内訳
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 乙の応急対策業務の実施に要する経費は、甲が負担する。

2 前条の規定に基づき甲が負担する経費の算出については、前条により乙から提出された報告内容を確認し、甲が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行うこととする。

(協力業務の実施に係る損害補償)

第10条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

また、応急対策業務の実施に伴い、甲、乙（乙の協力会社を含む。）のいずれの責めにも帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は各種機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲と協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する甲の連絡窓口は、総務課とする。

(防災訓練への参加)

第12条 この協定の実行性を確保するために、甲は、乙に対し甲が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙がこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくないと認めるときは、前条の期間に関わらず、この協定を解除することができるものとする。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 7 月 1 1 日

甲 東北町上北南四丁目32番地484
東北町長 斗 賀 壽 一

乙 東北町字外蛭沢後久保261-1
東北町建設業協会災害対策協議会
会 長

東北町災害時応急対策業務要請書

(所在地)

(名称又は氏名)

東北町長

<p>業務実施場所及び 実施場所の状況</p>	<p>(実施場所) 東北町 番地 (実施場所の状況)</p>
<p>業務の内容</p>	
<p>資機材等が必要な場合 その内訳</p>	
<p>備考</p>	<p>業務の実施に当たっては、実施場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施してください。</p>
<p>担当者</p>	<p>東北町 総務課 担当 電話 0176-56-3111 内線</p>

東北町災害時応急対策業務報告書

東 北 町 長

(所在地)

(名称又は氏名)

<p>業務実施場所及び期間</p>	<p>(実施場所) 東北町 番地 (期間) 年 月 日 ~ 年 月 日</p>
<p>業務の内容</p>	
<p>業務に従事した者の氏名</p>	
<p>資機材等を使用した場合 その内訳</p>	
<p>備 考</p>	
<p>連絡先</p>	<p>担当者： 電 話</p>

避難行動支援者の情報の共有に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、東北町要配慮者避難支援計画に基づく避難行動支援者に関する情報の共有について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙との協働による避難行動支援者への支援活動を行うにあたり、必要な情報の共有に関する事項を定め、もって個人情報の適正な管理に資することを目的とする。

（情報の共有と管理）

第 2 条 甲及び乙は、必要な避難行動支援者の情報を共有するものとし、当該情報については支援活動については支援活動に関する目的の範囲内において使用するものとする。

2 避難行動支援者リスト（別紙様式 8 2。以下「リスト」という。）は甲が 2 部作成し、甲及び乙がそれぞれ 1 部ずつ保管する。

（秘密の保持）

第 3 条 乙及びその会員は、この協定に基づき知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

当該署員が異動等の理由により乙を離れることとなった場合も同様とする。

（リストの返還）

第 4 条 乙は、リストを保有する必要がなくなった場合は、速やかにリストを甲に返還しなければならない。

（有効期間及び更新）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の 3 月 3 1 日までとし、甲又は乙から書面をもって終了を通知しない限り、1 年延長するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して処理する。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 上北郡東北町上北南四丁目 3 2 番地 4 8 4
東北町長

乙 上北郡

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、東北町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 東北町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 東北町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年4月20日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長

乙 上北郡東北町上北南四丁目32-484
東北町長 斗賀 壽一

災害復旧時の協力に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに東北町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能を限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要があると認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 4月26日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

東北町長 斗賀 壽一

乙 青森県青森市橋本2丁目1番6号

東日本電信電話株式会社青森支店

支店長

災害時における燃料等の供給に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）と株式会社 蛭沢燃料店（以下「乙」という。）は、東北町内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、応急措置のために燃料等が必要となった時、その供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が管理する公用車の燃料、避難所等における暖房用燃料、その他防災資機材等の燃料の確保及び供給に関する必要な事項を定めることにより、災害対応及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（供給の要請）

第 2 条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に供給を要請するものとする。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けたときは、甲に対し優先的に燃料等を供給するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金は、甲が負担するものとする。ただし、特別な費用が掛かるときは、事前に甲、乙協議して定めるものとする。

（価格の決定）

第 5 条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における単価契約の単価とする。ただし、大幅な価格変動があった場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

（請求及び支払）

第 6 条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、燃料代金を納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの燃料代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、燃料代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第7条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 乙の従業員が、甲の要請に基づく業務を遂行中に負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年7月6日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月6日

甲 東北町長 斗 賀 壽 一

乙 青森県上北郡東北町字赤川道16番地
株式会社 蛭沢燃料店
代表取締役

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに東北町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第 2 条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供しよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供しよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第 3 条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第 4 条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下ドコモグループ）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施しよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第 5 条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 24年 3月 8日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484
東北町 町長 斗賀 壽一

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長

災害時における石油類の優先供給に関する協定書

東北町（以下「甲」という）と青森県石油商業組合上北支部、東北ブロック（以下「乙」という）は、甲に災害（災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害をいう）が発生した場合の災害応急対策業務について、次のとおり協定する。

また、この協定は大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、救援物資等の応援要請があった場合にも一部適用する。

（供給の内容）

第 1 条 乙が甲に供給する内容は、ガソリン・軽油・A重油（以下「石油類」という。）とする。

（要請の手続き）

第 2 条 甲は、乙に対しこの協定による供給を要請するときは、要請の理由、品名、供給数量、日時、場所その他必要な事項を明らかにするものとする。

（供給の実施）

第 3 条 乙は、甲からの供給要請の実施に向け、次に掲げる事項について準備し、出来る限り供給協力するものとする。

- （1） 乙は、災害時における甲からの供給に備え、可能な限り石油類を備蓄しておくこと。
- （2） 甲からの石油類供給の要請があったときは、乙は甲の指定する場所に、甲の要請する数量を納入すること。

（報告）

第 4 条 乙は毎年 1 回災害時の協力態勢及び石油類の備蓄数量を甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は乙が実施した、石油類の供給について、その費用等を負担するものとする。

（随意契約）

第 6 条 緊急を要する救援物資調達のための契約は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号に基

づく随意契約を適用するものとする。

(協力店の表示)

第7条 甲は乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成24年8月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し出をしない限り、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成24年 8月 1日

甲 東北町長 斗 賀 壽 一

乙 青森県石油商業組合上北支部東北ブロック
ブロック長

在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会 における大規模災害等の相互応援に関する協定

(目的)

第 1 条 この協定は、在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会に加盟する市町村（以下「協定市町村」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 この協定による応援の種類については、協定市町村が現に所有する物資等で応援可能な範囲に限るものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災傷病者の受入れ
- (6) 遺体を火葬するための施設の提供
- (7) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第 3 条 被災市町村は、協定市町村に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及びその経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を受けた被災市町村は、応援を実施した協定市町村に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第 4 条 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた協定市町村は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 前条により応援に要した経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第6号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災市町村の負担とする。
- (2) 第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、応援市町村の負担とする。
- (3) 第2条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。

2 被災市町村において前項の規定による経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、被災市町村の要請により応援した協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定めるものとする。

(自主応援)

第6条 被災市町村との連絡がとれず、被災市町村から応援要請の依頼がない場合において、応援の必要があると認めるときは、被災市町村の情報収集活動を行い、自主的に応援を行うことができる。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする協定市町村の負担とする。

(災害補償等)

第7条 第2条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう物資等応援に必要な情報の交換を行うとともに、平常時から応援の受入体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申出がないときは、更に1年間延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書21通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

千歳市長

苫小牧市長

三沢市長

東北町長 斗 賀 壽 一

六ヶ所村長

小美玉市長

かすみがうら市長

行方市長

銚田市長

茨城町長

小松市長

加賀市長

能美市長

川北町長

築上町長

行橋市長

みやこ町長

宮崎市長

西都市長

新富町長

高鍋町長

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

東北町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲・乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。) 第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲・乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第 3 条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲・乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲・乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲・乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲・乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第 5 条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線(モジュラージャックを含む)。

以下同じ。)を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲・乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電

話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲・乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 29 年 6 月 20 日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32-484

東北町長 虻名 紘治

乙 青森県青森市橋本二丁目 1 番 6 号
東日本電信電話株式会社青森支店

支店長

災害時における液化石油ガス及び 応急対策用資機材の調達に関する協定

東北町（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東北町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。
ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、

甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(報 告)

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、東北町総務課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 29 年 12 月 1 日

甲 上北郡東北町上北南四丁目 32-484
東北町長 蛭 名 鉦 治

乙 青森市本町二丁目 4 番 10 号
一般社団法人青森県エルピーガス協会
会 長

別紙（第2条関係）

中核充填所

No.	地区	事業所名
①	東青	ENEOS グローブエナジー(株)青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事(株)青森LPガス事業所浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鱈町、 田舎館村、西目屋村
③	三八	カメイ物流サービス(株)八戸ガスターミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町、新郷村
④	西北五	アストモスリテイリング(株)東北カンパニー青森充填所 青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鱒ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株)おいらせセンター 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下北	(有)下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、人間町、横浜町、東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会 殿

東 北 町 長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

東 北 町 長 殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) 立会い確認者名

2 その他

災害時における物資供給に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 7月10日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484
東北町
町長 蛭名 敏治

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

東北町（以下「甲」という。）と東北町建設業協会災害対策協議会（以下「乙」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会青森支部（以下「丙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東北町内に地震等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の提供に関する丙の甲または乙に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

- 第2条 丙は、災害時において、甲または乙から要請があったときは、その保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。
- 2 甲または乙が丙に提供を要請する保有機材は、おおむね別表に掲げるもので、災害時において丙が提供可能なものとする。
- 3 丙は、前項の協力に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。
- 4 丙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲または乙と協議するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲または乙は、前条の要請を行うときは、災害時におけるレンタル機材提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し）

第4条 保有機材の引き渡し場所は、甲乙丙が協議し決定するものとし、甲または乙は、当該場所に職員または会員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、甲が負担する費用の額は、丙の通常価格により算出した適正な価格を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の

終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年9月1日

甲 東北町上北南四丁目3番地484
東北町長 蛭名 敏 治

乙 東北町字外蛭沢後久保2番地1
東北町建設業協会災害対策協議会
会 長

丙 十和田市大字伝法寺字大窪6番地1
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会青森支部
青森支部長

別表（第2条関係）

災害時に提供を要請する主な保有資機材	
<p>大型汎用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油圧ショベル ・油圧ショベル・アタッチメント ・エアーツール ・水中ポンプ <p>小型汎用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動工具 ・ハンドカッター ・コンクリートカッター ・チェンソー ・草刈機 ・ヒーター ・送風機 ・ベルトコンベア ・工業用掃除機 ・ハンディ鉄筋カッター ・ハンディ鉄筋ベンダー ・油圧ハンドツール ・投光機 ・エンジンポンプ・フレキポンプ ・除雪機 ・プラシキ ・敷鉄板 <p>発電機</p> <p>フォークリフト</p> <p>高所作業車</p> <p>ダンプカー（2 t・4 t）</p> <p>クレーン付きトラック（2 t・4 t）</p> <p>三転ダンプ</p> <p>軽トラック</p> <p>リアゲート水平式ダンプ</p> <p>散水車</p> <p>投光車</p>	<p>仮設用機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設事務所 ・仮設住宅 ・仮設トイレ ・仮設シャワー ・仮設備品（机・椅子・ロッカー・パーテーション・手洗いユニットシンク・消火器 他） ・テント ・暖房用備品（ストーブ 他） ・事務機器（トランシーバー・コピー機・FAX 他） ・電化製品（テレビ・洗濯機・冷蔵庫・掃除機・衣類乾燥機・除湿器・電気ポット・扇風機・ガス湯沸器・エアコン・シュレッダー 他） ・保安用品（電光板・信号機・単管バリケード・エバーコーン・コーンバー・ガードフェンス・看板・矢印板・電工ドラム・歩行者マット・停止線マット・誘導灯 他）

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

日本建設機械レンタル協会青森支部 様

_____印

災害時におけるレンタル機材提供要請書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」第3条の規定に基づき、次のレンタル機材の提供を要請します。

必要とするレンタル機材の種類	数量	レンタル機材引渡場所	備考

災害に係る情報発信等に関する協定

東北町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、甲の地域で地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の各号から、甲乙の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙は、甲の運営するホームページについて、災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲は、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲は、住民に対する避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲は、災害発生時の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲は、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 甲乙は、第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく甲乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月1日

甲：青森県上北郡東北町上北南四丁目32番484号
東北町長 蛭名 鉦 治

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と東北町（以下「乙」という。）は、県内で大規模かつ広域的な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地域を支援する活動に従事する自衛隊、消防、警察等の支援部隊のための活動拠点、国からの支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を効率的に受け入れ、被災地域へ輸送するための一次物資拠点等の防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄地域内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用するときに、その適正かつ円滑な運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第2条 この協定において甲が広域防災拠点として使用する乙の施設は、別に定める青森県広域防災拠点リスト（以下「リスト」という。）のとおりとする。

（使用の手続等）

第3条 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用することを必要と認め、かつ、甲乙が協議して合意したときは、次に掲げる事項を広域防災拠点使用通知書（第1号様式）に明示し、乙に使用の通知を行うものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭により要請し、その後速やかに書面を提出することとする。

- (1) 使用目的
- (2) 使用する施設
- (3) 使用の範囲
- (4) 使用開始日時
- (5) 乙の職員及び施設管理者の協力
- (6) その他必要な事項

2 乙は、当該施設が使用不能等、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

（費用負担等）

第4条 乙の施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費及び通信費については、実績に応じて甲が負担するものとする。

2 施設の使用が終了したときは、甲の責任により使用開始前の状態に戻すこととし、その範囲、

方法等は甲乙が協議した上で決定するものとする。

- 3 乙又は乙が地方自治法第244条の2第3項等により施設の管理を行わせている法人その他の団体に対し、甲が施設を使用することにより前2項に定めるもの以外の損失等が発生したときは、原則として甲が負担することとし、その範囲、方法等については甲乙が協議の上で決定するものとする。
- 4 施設の営業時間外において、施設管理者に協力を求めた際の人件費については、甲乙が協議の上で決定するものとする。

(使用終了の手續)

第5条 甲は、広域防災拠点の使用を終了したときは、広域防災拠点使用通知書(第1号様式)に使用終了日時を記入し、乙に通知するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

- 2 前項の連絡窓口は、連絡先一覧(第2号様式)による。

(平時からの連携・協力)

第7条 甲及び乙は、広域防災拠点として使用する施設の運用を円滑に実施するため、施設の特性を生かした訓練を実施するなど、平時から緊密に連携・協力するものとする。

(使用する施設の変更等)

第8条 乙は、リストに掲げる施設について変更等が生じた場合は、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項による報告を受けたときはリストの更新を行い、その内容を乙に通知する。

(他の被災都道府県の応援)

第9条 乙は、甲が被災した他の都道府県への応援を行う場合においても、この協定の趣旨に準じて、甲の求めにできる限り協力するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 上北郡東北町上北南四丁目32番484号

東北町長 虻 名 鉦 治

災害時の連携協力に関する協定

東北町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社十和田電力センター（以下「乙」という。）は、地域住民の生活と安全な暮らしを確保するため、相互の連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、大規模災害等が発生した場合において、相互の連携を保ち協力体制を築き、地域住民の生活と安全を確保するために電力施設の迅速かつ円滑な復旧に資することを目的とする。

（協力事項）

第 2 条 甲乙は、本協定の目的を果たすため、次に掲げる事項について協力して取り組むものとする。

- (1) 災害情報等の共有に関すること ※別記 1
- (2) 重要施設への電力復旧の優先に関すること ※別記 2
- (3) 施設の利用に関すること ※別記 3

2 前項の具体的な内容については、別記のとおりとする。

3 別記の協力事項を実施するため、協定書等が必要な場合は、個別に締結することができる。

（連携）

第 3 条 甲乙は、本協定の内容を遂行するため、随時それぞれの連絡先等を提供することにより、災害時の連絡体制を確立させ、相互の連携を深めるものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

区分	連絡責任者	連絡先
甲	東北町 総務課長	電話番号 0176-56-3111（代表） FAX 0176-56-3110
乙	東北電力ネットワーク株式会社 十和田電力センター 総務課長	【平日日中】 電話番号 0176-25-5001（代表） 0176-61-6004（直通） FAX 0176-24-3760 【平日夜間・休日】 携帯電話 080-1688-5952

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも、書面による本協定を終了する意思表示がない場合、当該有効期間満了日の翌月から起算して1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとし、従前の「大規模災害時における施設利用に関する協定」は、廃止する。

2020年8月20日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番484号

東北町長 蛭名 鉦治

乙 青森県十和田市西三番町7番1号

東北電力ネットワーク株式会社
十和田電力センター所長

別記 1

災害情報等の共有に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社十和田電力センター（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甲の地域内に大規模停電が発生した場合において、次のとおり甲乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

（定義）

第1条 この事項において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（協力内容）

第2条 甲乙は、大規模災害が発生した場合、早期に状況把握を行い情報提供に努めるとともに、必要な災害情報等を共有するものとする。

2 乙は、甲の地域に大規模停電が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、災害の状況把握にドローン等の技術を活用する場合、甲は可能な範囲で協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、甲の地域の大規模停電が長期化する恐れがある場合、必要に応じて甲が設置した災害対策本部へ職員（リエゾン）を派遣するものとする。

2 乙より派遣された職員（リエゾン）は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じて各種調整を図るものとする。

別記 2

重要施設への電力復旧の優先に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甲の地域内に大規模停電が発生した場合において、次のとおり甲乙が相互に協力し、必要な対応を迅速かつ円滑に遂行する。

（定義）

第1条 この事項において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（電力設備の復旧）

第2条 乙は、災害により大規模停電が発生した場合、状況を総合的に判断したうえ、甲の重要施設への電力復旧を優先して実施するものとする。

2 甲の重要施設への電力復旧について、乙が所有する電源車を使用する場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 前項の電源車を使用した場合の経費については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業の協力）

第3条 道路等が通行不能等により、乙の電力復旧作業に支障がある場合、甲は迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

別記3

施設の利用に関する事項

東北町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社十和田電力センター（以下「乙」という。）は、大規模災害等により青森県内において大規模停電が発生した場合、次のとおり甲乙が相互に協力し、必要な対応を迅速かつ円滑に遂行する。

（定義）

第1条 この事項において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（施設の利用）

第2条 乙は、災害により大規模停電が発生した場合、甲の所有する施設を緊急的に利用し、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

2 甲は、地域住民の生活と安全な暮らしを確保するため、前項の施設の利用について、協力するものとする。

（対象施設）

第3条 この事項で利用の取扱いを定める甲の施設（以下「対象施設」という。）は、別表1のとおりとする。

（利用の申出）

第4条 乙は、対象施設の利用を申し出る場合、原則として書面によるものとする。

ただし、急を要する時は、口頭又は電話等をもって申し出ることができるものとし、事後に書面を提出するものとする。

2 前項の書面は、対象施設利用申出書（別記様式）とする。

3 甲は、特別な事業がある場合を除き、利用の申出を承諾するものとする。

（用途の指定）

第5条 乙は、対象施設の利用について、電力施設の復旧作業のため、乙の関係機関の車両等の集合・待機場所、復旧資機材の受払い場所、現地対策本部の設置場所及び関係者の宿泊場所等の用に供するものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の利用料は、無料とする。

ただし、対象施設の利用に関連して乙が水道、電気等の諸設備を使用したときは、その実費相当額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、対象施設の利用に当たり、乙の故意又は過失によって甲又は第三者に損害を与えた場合、乙が一切を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責によらない場合は、この限りでない。

(原状回復)

第8条 乙は、対象施設の利用が終了したときは、その旨を甲に連絡するとともに、対象施設を現状に回復するものとする。

別表1 (第3条関係)

対象施設

施設名	所在地	電話番号	利用対象施設
東北町北総合運動公園	青森県上北郡東北町 字外蛭沢前平79-45 他	0175-63-3500 (総合トレーニング センター)	西駐車場 南駐車場 多目的広場
東北町南総合運動公園	青森県上北郡東北町 大字大浦字明堂向 106-91他	0176-56-5553 (ふれあいドーム上北)	駐車場 スポーツ交流広場

別記様式（第4条第2項関係）

年 月 日

東北町長 殿

東北電力ネットワーク株式会社
十和田電力センター所長

対象施設利用申出書

災害時の連携協力に関する協定第2条第3号の規定（施設の利用に関する事項第4条第2項）に基づき、下記のとおり対象施設の利用を申出します。

記

施設名					
利用目的					
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
利用状況	車両台数	関係者人数	現地対策本部 宿泊場所（テ ント敷地等）	資機材 受払い場所	その他 （ ）
	普通車 台 大型車 台	人	m ²	m ²	
備考					

地域防災パートナーシップ協定書

東北町（以下、「甲」という。）と青森放送株式会社（以下、「乙」という。）は、東北町内において災害が発生した場合又はその発生が予想される場合における災害に係る情報（以下「災害情報」という。）の放送及び平時の協力に関し、次のとおり地域防災パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害情報の放送を行うことにより、災害による被害の軽減及び住民の不安の解消を図り、住民生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互に協力することにより、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第 2 条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故その他住民生活に影響を与える事態をいう。

（放送の要請）

第 3 条 甲は、第 1 条の目的達成のため、災害情報に関する放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、乙に対し、放送を行うことを要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害による避難情報に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況に関する事項
- (3) 避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- (4) 学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) 公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- (8) 広く住民に提供することが必要な被災者支援情報及び生活関連情報に関する事項
- (9) その他甲が特に必要と認める事項

（要請の手続）

第 4 条 甲は、前条第 1 項の規定により放送の要請を行うときは、次に掲げる事項を記載した別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をインターネット等を通じて乙に送信するものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合は、口頭により放送の要請を行うことができる。この場合において、甲は、要請後遅滞なく要請書を乙に送信するものとする。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容

- (3) 放送の希望日時
- (4) その他甲が必要と認める事項

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、直ちに放送の形式、内容、時刻等を決定し、甲に連絡するとともに、その放送に努めるものとする。

(運用の確認)

第6条 甲及び乙は、要請の円滑化及び正確かつ迅速な放送のため、次に掲げる事項を記載した別に定める運用確認書（以下「確認書」という。）を甲乙協議の上、作成する。

- (1) 連絡責任者
- (2) 連絡先
- (3) 通信方法
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し、確認書を更新するものとする。

(通信途絶等の場合における措置)

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、又は著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保及び災害情報の収集に努めるものとする。

2 前項の場合において、乙は、第5条の規定による放送を行うため、甲に対し、災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は、可能な限りこれに協力するものとする。

(放送に係る費用の負担)

第8条 乙は、第5条の規定による放送を無償で行い、これに係る費用を甲に請求しないものとする。

(平時の協力)

第9条 甲及び乙は、平時から住民の防災意識を高める活動及び情報交換に関し、次に掲げる事項について、相互に協力し災害に備えるものとする。

- (1) 過去の災害の資料映像の提供に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) 番組等の防災関連コンテンツの展開に関する事項
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、相手方の同意を得ずに第三者に開示してはならない。ただし、甲及び乙が第三者に開示することに事前に合意した事項については、この限りではない。

(有効期間)

第11条 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月21日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484

東北町長

乙 青森県青森市松森一丁目8番1号

青森放送株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料の供給に関する協定

東北町（以下、「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における飲料の供給に関する協定（以下、「本協定」という。）を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲から乙に対して飲料の供給を要請する際の手続き等について定め、もって被災者支援等の災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（要請と供給）

第2条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達・製造が可能な飲料の供給について、可能な限り速やかに対応するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、「飲料供給要請書（別紙第1号様式）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対し口頭による要請を行い、事後に飲料供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬、引渡し）

第4条 乙は、供給する飲料について、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料の種類及び数量を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、飲料の引渡しを受けた後、速やかに「飲料供給確認書（別記第2号様式）」を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき供給した飲料の対価「以下、（費用）という。」は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は、前条の費用について、乙から請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場合は、甲乙協議のうえ、支払方法について定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

2 前項の連絡体制は「連絡体制表(別紙第3号様式)」に定め、双方ともに備え付けるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有し、甲又は乙が文書をもって解除の申出を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年2月8日

甲 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484
東北町長 長久保 耕 治

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役

様式第 1 号

東北総務第 号
年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 殿

東北町長

飲 料 供 給 要 請 書

「災害時における物資の供給に関する協定」第 3 条に基づき、下記のとおり飲料の供給を要請します。

記

品 名	規格 (容量等)	数 量	備考
納入希望場所			
納入希望日	年 月 日 :		
そ の 他			

※連 絡 先 : _____ 担当 : _____

電話番号 : _____

様式第2号

年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 殿

東北町長

受 領 供 給 確 認 書

「災害時における物資の供給に関する協定」第5条に基づき、下記のとおり飲料の供給を確認しましたので通知します。

記

品 名	規格 (容量等)	数量	単価 (円)	金額 (円)
納入場所				
確認日時	年 月 日 :			
備 考				

※連絡先： _____ 担当： _____

電話番号： _____

様式第3号

災害時緊急連絡体制表

甲 東北町 総務課

TEL 0176-56-3111

FAX 0176-56-3110

E-mail soumu@town.tohoku.lg.jp

(夜間・休日の連絡先)

同上

乙 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 野辺地営業所

TEL 0175-64-4118

FAX 0175-64-9594

(夜間・休日の連絡先)

担当

TEL 080-8201-7761

E-mail

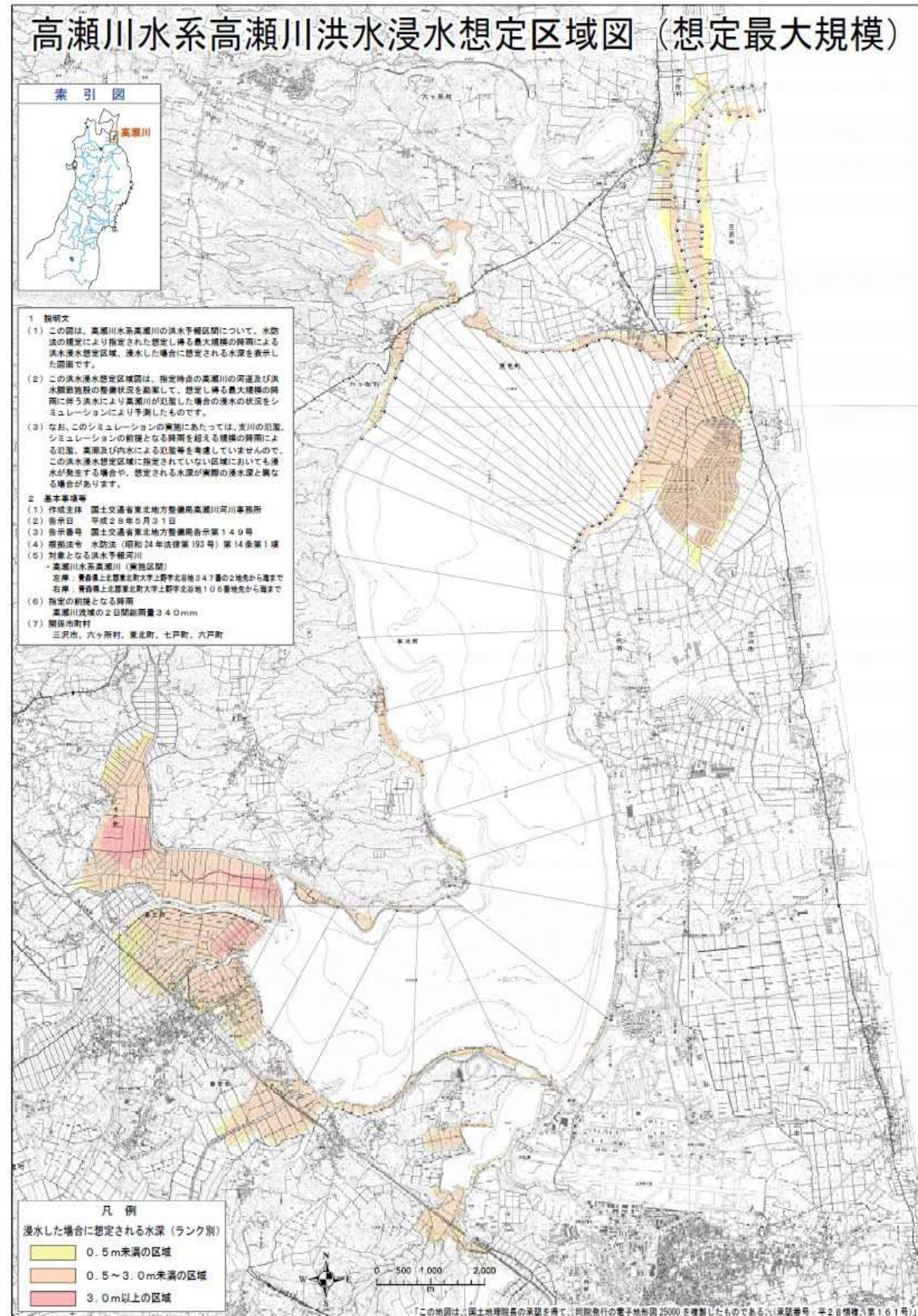
※変更がある場合は、甲乙届け出るものとする。

資料2-37

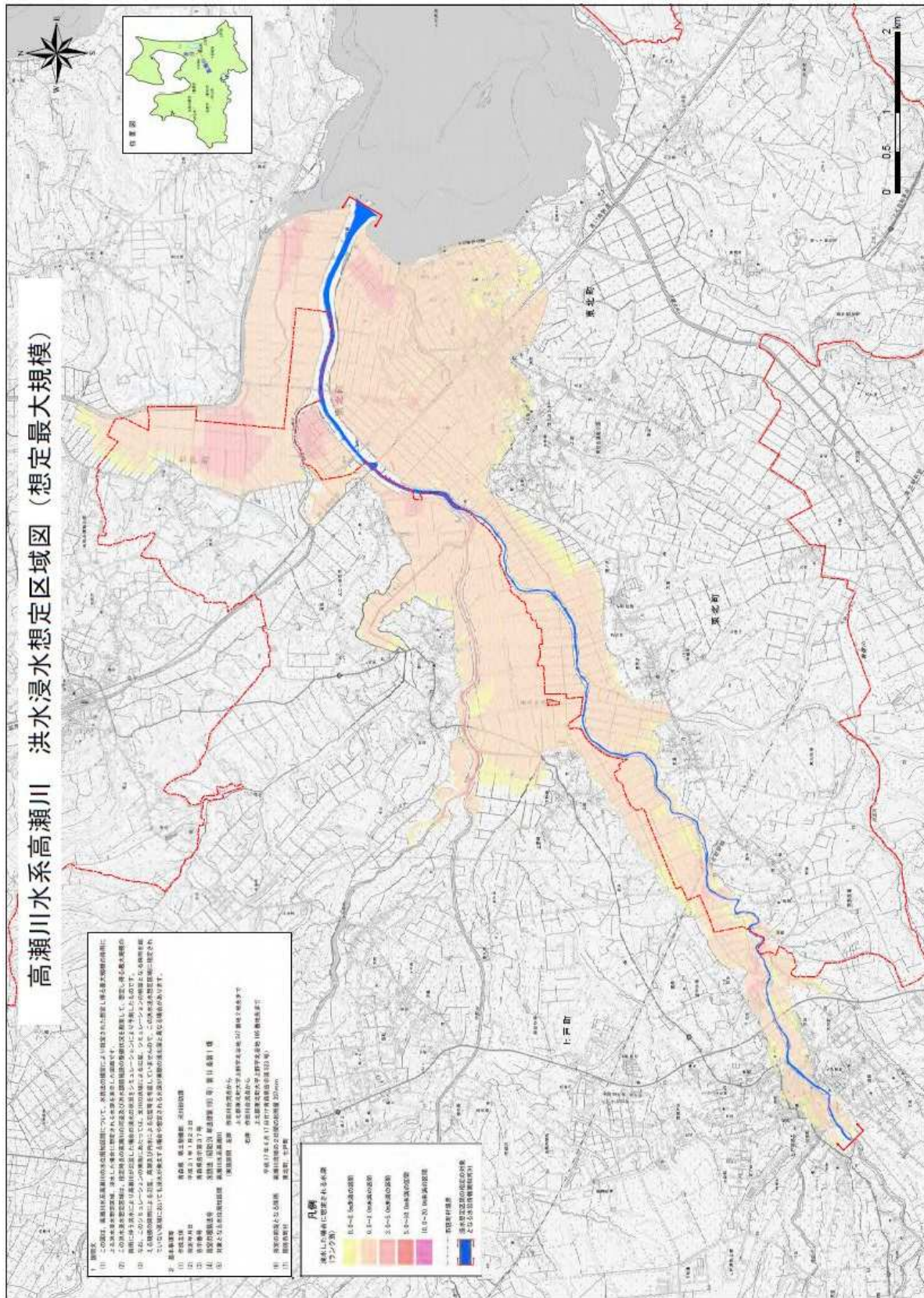
各地区情報調査連絡員（行政連絡員）

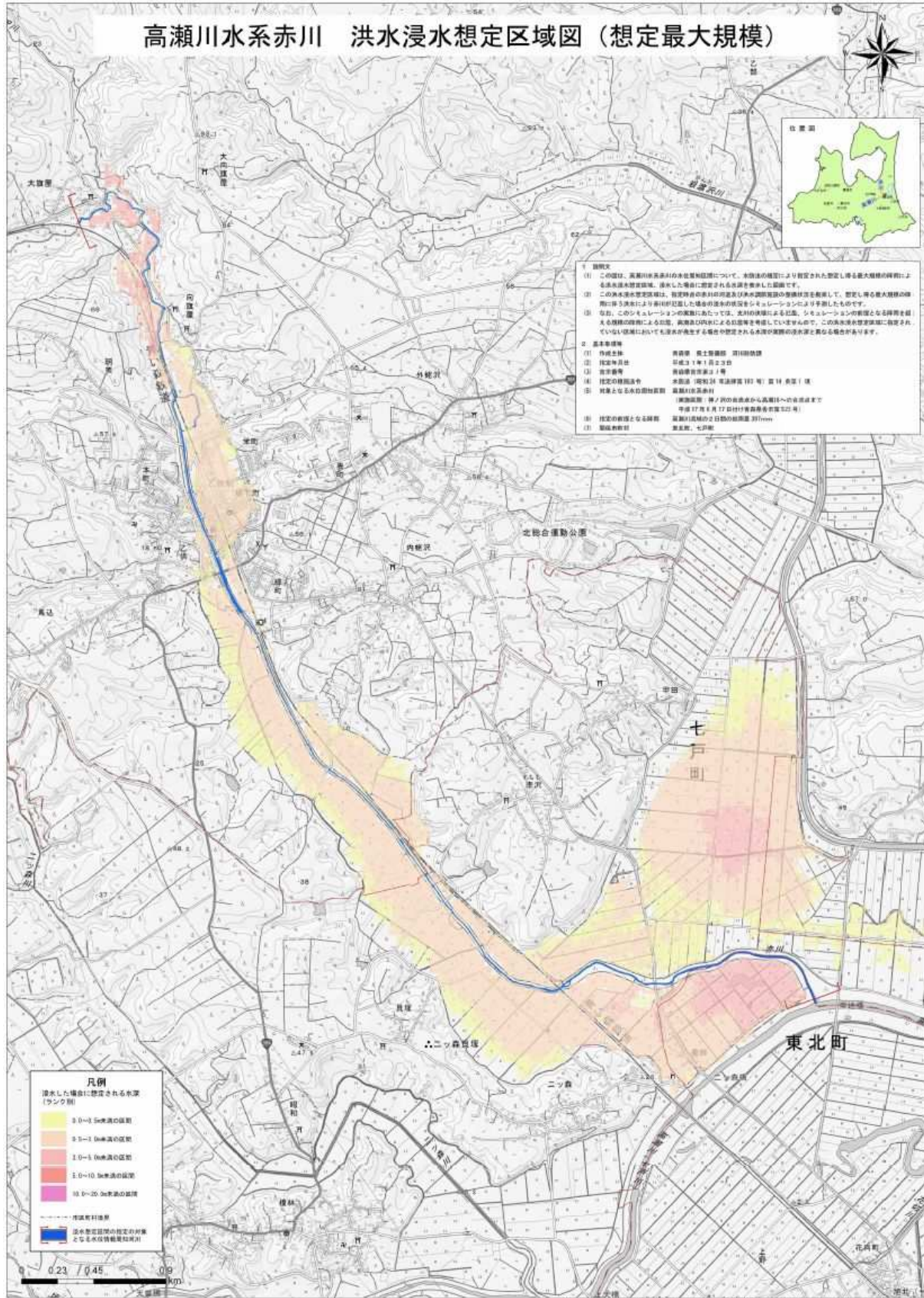
令和6年1月9日現在

No.	町内名	世帯数	班数	No.	町内名	世帯数	班数
1	石坂	12	1	56	長久保	26	2
2	宇道坂	2	1	57	鶴ヶ崎	43	3
3	上清水目	27	2	58	徳万館	12	1
4	下清水目	15	1	59	舟ヶ沢	35	2
5	添ノ沢	18	1	60	五十嵐	14	2
6	湯沢	4	1	61	大池	4	1
7	石文	10	1	62	切左坂	8	1
8	大平	5	5	63	豊瀬	17	2
9	上板橋	36	5	64	豊前	8	2
10	下板橋	11	1	65	中村	17	2
11	千曳	92	13	66	野田頭	25	3
13	南平	15	3	67	浜台	19	2
14	向平	6	1	68	細津	7	1
15	北栄	53	6	69	水喰	46	6
16	長者久保	13	1	70	萌出	13	1
17	千代畑	9	1	71	敷牛	18	1
18	塔ノ沢	9	2	72	淋代	18	1
19	豊ヶ丘	10	1	73	豊畑	9	1
20	大雑原	9	1	74	横沢	18	2
21	林口	6	1	75	柵	10	2
22	明美	19	2	76	美須々	16	3
23	朝日団地	32	3	77	乙部	18	1
24	大旗屋	16	1	78	枋木	11	1
25	大向旗屋	9	1	79	輝ヶ丘	17	3
26	乙供元町	92	12	80	寒水	33	4
27	表町	227	14	81	新館	13	1
28	上畑	5	1	82	戸館	32	4
29	みどりヶ丘団地	37	3	83	八幡	45	7
30	乙供栄町	110	11	84	赤平	20	2
31	坂下町	52	8	85	大浦	102	13
32	桜木町	16	1	86	徳万才	108	14
33	乙供新町	50	7	87	中岫平	7	2
34	館花	26	2	88	才市田	35	4
35	乙供本町	117	19	89	大洞	31	3
36	馬込	51	5	90	境ノ沢	32	4
37	緑町	105	10	91	新山	158	18
38	向旗屋	53	6	92	菩提寺	29	3
39	内蛭沢	148	14	93	虫神	42	5
40	外蛭沢	120	11	94	小川原	121	12
41	保戸沢	82	8	95	向山	39	4
42	公園団地	33	8	96	沼崎本村	56	4
43	旭	11	1	97	上野(南)	97	10
44	狼ノ沢	10	1	98	上野(下)	94	8
45	御料	18	2	99	上野(上)	94	8
46	滝沢	24	2	100	豊田	5	1
47	豊栄	7	1	101	新町(北)	164	15
48	巴蘭	45	6	102	新町(南)	231	21
49	甲地	156	10	103	本町	109	12
50	郡山	5	1	104	南町	276	28
51	漆玉	13	2	105	旭町(上)	85	8
52	蒼前	12	3	106	旭町(下)	256	21
53	蓼内	26	3	107	花向町	125	18
54	田ノ沢	25	2	108	栄沼	15	1
55	土橋	39	3	109	栄町	295	25



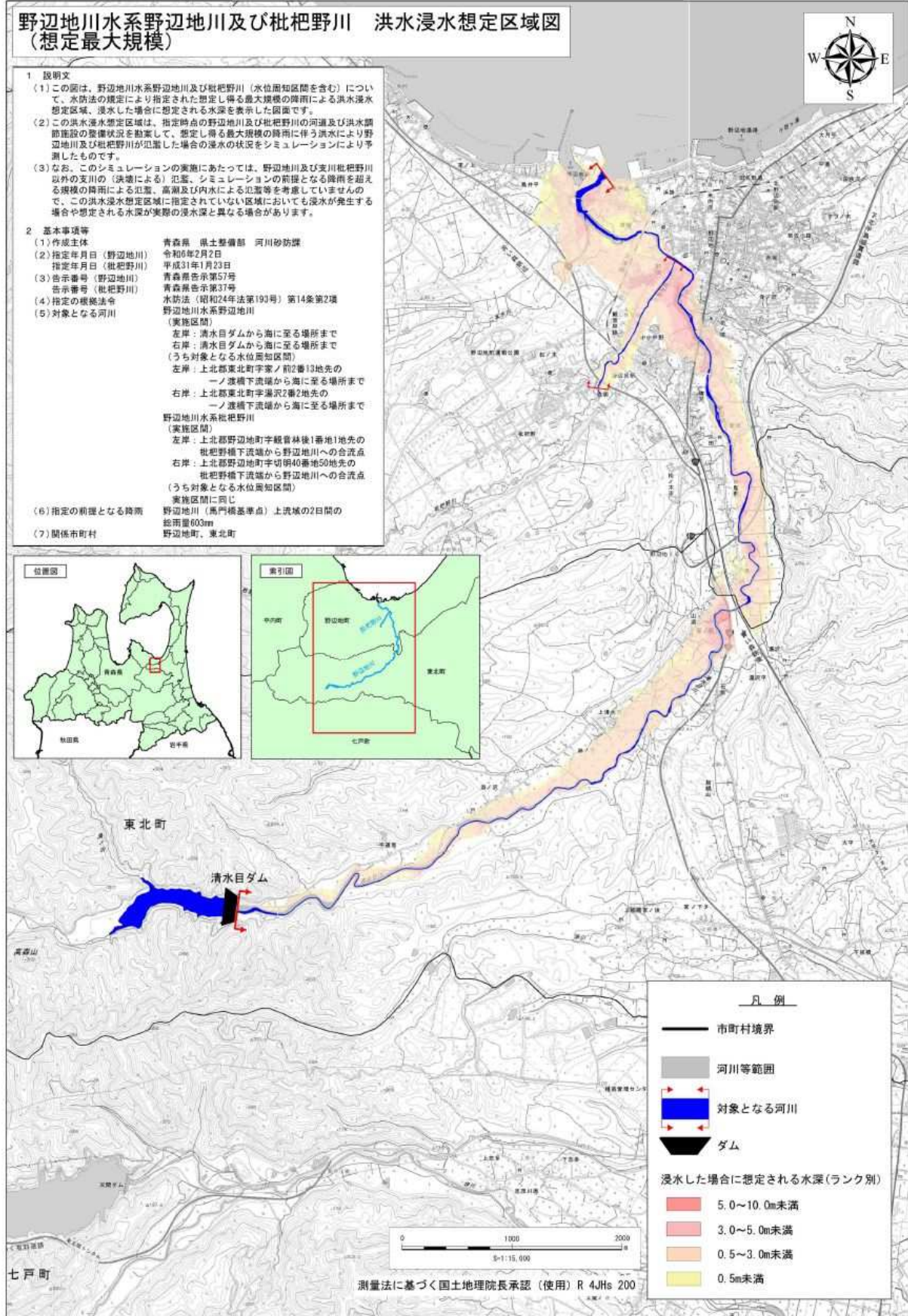
高瀬川（七戸川）洪水浸水想定区域図





この図面は、国土情報公表の承認を得て、河川敷内の電子地図2000を基にしたものである。（承認番号 平河特報 第01号）

野辺地川洪水浸水想定区域図



**青森県緊急輸送道路ネットワーク計画における緊急輸送道路
(東北町関係抜粋)**

(1) 第1次緊急輸送道路

番号	路線名	市町村名	区間
1	上北自動車道	六戸町～東北町	六戸 JCT～七戸北 IC
2	下北半島縦貫道路 (国道 279 号)	野辺地町～東北町	横浜吹越 IC～野辺地 IC
3	国道 394 号	東北町	東北町塔ノ沢山(八戸野辺地線) ～東北町外蛭沢西平(北総合運動公園入口)
4	八戸野辺地線	三沢市～七戸町～東北町	三沢市三沢～東北町石坂
5	折茂上北町停車場線	東北町	東北町大浦南平～東北町上北南一丁目
6	水喰上北町停車場線	東北町	東北町旭北～東北町上北南

(2) 第2次緊急輸送道路

番号	路線名	市町村名	区間
1	国道 394 号	東北町～七戸町	七戸町立野頭～東北町乙供
2	国道 394 号	東北町	東北町乙供 ～東北町塔ノ沢山(八戸野辺地線)
3	国道 394 号	東北町	東北町外蛭沢西平(北総合運動公園入口) ～六ヶ所村平沼
4	七戸上北町(T)線	東北町	東北町新館～東北町上北南
5	上野十和田線	東北町	東北町上北北一丁目 30-44 ～東北町上北南一丁目 3
6	折茂上北町(T)線	東北町	東北町上北南(水喰上北町(T)線) ～東北町上北南(上野十和田線)

(3) 防災拠点施設へのアクセスリンク(第1次緊急輸送道路)

番号	路線名	市町村名	区間
1	上野十和田線	東北町	東北町上北南～東北町大浦明堂向
2	東北町道 344 号線	東北町	東北町上野～東北町上野
3	東北町道 352 号線	東北町	東北町大浦明堂向～東北町大浦明堂向
4	東北町道 1013 号線 (外蛭沢・甲地線)	東北町	東北町字塔ノ沢山～東北町字外蛭沢前平
5	東北町道 3094 号線 (表町・甲田線)	東北町	東北町字塔ノ沢山～東北町字内蛭沢道ノ上
6	東北町道 3095 号線 (長崎・内蛭沢線)	東北町	東北町字外蛭沢前平 ～東北町字内蛭沢道ノ上

(4) 防災拠点施設へのアクセスリンク(第2次緊急輸送道路)

番号	路線名	市町村名	区間
1	東北町道 323 号線	東北町	東北町上北南四丁目～東北町上北南四丁目

東北町緊急輸送（避難）路指定路線

指定年月日：平成19年1月18日

(1) 上北地区

番号	路線番号	路線名
1	102	町道102号線
2	106	町道106号線
3	109	町道109号線
4	114	町道114号線
5	124	町道124号線
6	135	町道135号線
7	137	町道137号線
8	147	町道147号線
9	155	町道155号線
10	156	町道156号線
11	161	町道161号線
12	163	町道163号線
13	201	町道201号線
14	202	町道202号線
15	206	町道206号線
16	207	町道207号線
17	214	町道214号線
18	218	町道218号線
19	224	町道224号線
20	225	町道225号線
21	232	町道232号線
22	339	町道339号線
23	344	町道344号線
24	347	町道347号線
25	352	町道352号線
26	353	町道353号線
27	354	町道354号線
28	363	町道363号線
29	368	町道368号線
30	374	町道374号線
31	376	町道376号線
32	408	町道408号線
33	409	町道409号線
34	410	町道410号線
35	414	町道414号線

番号	路線番号	路線名
36	416	町道416号線
37	430	町道430号線
38	432	町道432号線
39	435	町道435号線
40	437	町道437号線
41	438	町道438号線
42	439	町道439号線
43	440	町道440号線
44	441	町道441号線
45	454	町道454号線
46	503	町道503号線
47	504	町道504号線
48	505	町道505号線
49	508	町道508号線
50	509	町道509号線
51	514	町道514号線
52	515	町道515号線
53	516	町道516号線
54	517	町道517号線
55	518	町道518号線
56	519	町道519号線
57	535	町道535号線
58	548	町道548号線
59	550	町道550号線
60	560	町道560号線

(2) 東北地区

番号	路線番号	路線名
101	1001	豊畑・柵線
102	1002	数牛・輝ヶ丘線
103	1003	外蛭沢・輝ヶ丘線
104	1004	国道・上清水目線
105	1005	下板橋・北栄線
106	1006	乙部・寒水線
107	1007	大旗屋・北栄線
108	1008	保戸沢・浜台線
109	1010	保戸沢・蒼前線
110	1011	明美・桜木町線
111	1012	向旗屋・乙供停車場線
112	1013	外蛭沢・甲地線
113	1014	蛭沢小学校・大向旗屋線
114	1015	蛭沢小学校・内蛭沢線
115	1016	乙供停車場・明美線
116	1017	乙供営林署通り線
117	1018	栄町・坂下町線
118	1019	坂下町・乙供停車場線
119	1021	本町・館花線
120	1023	館花・乙供線
121	1024	甲地・鶴ヶ崎線
122	1025	朝日団地線
123	1026	甲地・蓼内線
124	1027	鶴ヶ崎・蓼内線
125	2001	柵線
126	2002	柵・美須々線
127	2003	豊瀬・美須々線
128	2004	横沢・淋代線
129	2005	上清水目・宇道坂線
130	2006	夫雑原・長者久保線
131	2008	水喰・切左坂線
132	2009	野田頭・浜台線
133	2010	乙部・萌出線
134	2011	千曳・夫雑原小学校線
135	2012	千曳・上板橋線
136	2013	林口・夫雑原線
137	2014	国道・千曳線
138	2015	北栄四区線
139	2016	石文・林口線
140	2017	大旗屋・塔ノ沢線
141	2018	巴蘭1号線
142	2019	巴蘭・御料線

番号	路線番号	路線名
143	2020	甲地・狼ノ沢線
144	2022	浜台・舟ヶ沢線
145	2024	巴蘭・漆玉線
146	2025	国道・南平線
147	2026	石文・馬込線
148	2027	明美・苗圃線
149	2028	乙供・天間林線
150	2029	栄町・蛭沢小学校線
151	2030	保戸沢・長崎線
152	2035	蓼内・根前線
153	2036	根前・間手場線
154	2038	間手場幹線
155	3006	豊瀬町内線
156	3007	豊畑1号線
157	3014	大池1号線
158	3020	夫雑原・塔ノ沢線
159	3026	萌出・細津線
160	3027	水喰・細津線
161	3038	千曳・大平線
162	3041	北栄3号線
163	3045	大向旗屋線
164	3046	輝ヶ丘1号線
165	3059	滝沢・旭線
166	3073	本町・桜木町線
167	3074	寺通り線
168	3075	公民館通り線
169	3076	本町・新町線
171	3083	乙供中学校・栄町線
172	3094	表町・甲田線
173	3096	内蛭沢1号線
174	3104	蒼前・田ノ沢線
175	3106	甲地・田ノ沢線
176	3117	鳥口平・長久保線
177	3133	清水目・平内線
178	3161	乙部町内線
179	3163	保戸沢・旗屋線
180	3166	清掃センター通り線
181	3167	向旗屋・本町線
182	3168	保戸沢町内線
183	3169	豊瀬1号線
184	3172	向平1号線
185	3179	塔ノ沢・輝ヶ丘線

東北町地域防災計画
〔様式・資料編〕

H18年 4月 修正
H20年 3月 修正
H22年 3月 修正
H26年 3月 修正
H31年 3月 修正
R 6年 3月 修正

編集発行 東北町防災会議
事務局 東北町総務課
〒 039-2492 東北町上北南四丁目32-484
TEL 0176-56-3111
